

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 15 日（水）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第2回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月15日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第38号 専決処分の報告について（令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号））
- 日程第5 議案第39号 専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第40号 専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第41号 専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第14号））
- 日程第8 議案第42号 専決処分の報告について（令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号））
- 日程第9 議案第43号 南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第45号 南小国町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第46号 南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第48号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第15 議案第49号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 日程第16 議案第50号 南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第51号 令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）

- 日程第18 議案第52号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第19 議案第53号 令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第20 議案第54号 令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第21 議案第55号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第22 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第2号 事故繰越の繰越計算書の報告について
- 日程第24 発議第1号 南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 陳情第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情
- 日程第26 陳情第4号 陳情書「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」
- 日程第27 陳情第5号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 日程第28 陳情第6号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第29 議員派遣報告について
- 日程第30 議員派遣の件について
- 日程第31 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	穴 井 則 之	2番	佐 藤 毅
3番	井 野 和 哉	4番	井 上 則 臣
5番	矢津田 道 夫	6番	下 城 孔志郎
7番	児 玉 秀次郎	8番	穴 井 千 秋
9番	森 永 一 美	10番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 北 里 能 蔵 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。

議会の前に、本日は小国町の議員のお二人様が来ておられます。松本議員さんと西田議員さんが来ておられます。南小国町の議会の状況をよく見ていただきたいと思いますと思っております。

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回南小国町議会定例会を開会します。

それでは、本日の議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、森永一美議員、1番、穴井則之議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（平野昭夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期については、去る6月7日に議会運営委員会が開かれ、本日から20日までの6日間とし、その間の会議日は、本日、16日、17日、20日に開くことに決定されております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定をされました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定をされました。

なお、先の議会運営委員会におきまして、今定例会の一般質問をケーブルテレビにて放映することに決定をしております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可しております。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（平野昭夫君） 日程第3、一般質問を行います。

2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 2番、佐藤です。通告に基づき、まず最初にケーブルテレビの活用を今後どうしていくのかについてと、2番目にTSMC、台湾の半導体メーカーでございますが、菊陽町に進出することにおいての本町への波及効果と取組について質問をさせていただきます。

では、最初にケーブルテレビについて質問をさせていただきます。2003年開局以来、ケーブルテレビは、町民の生活・文化・福祉・教育の向上及び産業の振興に必要な情報の提供を行ってきています。コロナ禍においても外出制限がかかる中で町民の健康維持や子供たちの教育の助けとなっておりました。これからも町内の情報の発信や提供といったところを考えたとき、ケーブルテレビの担う役割は大いにあると思います。今後は、新たな番組作成の取組やスタッフの増員などでケーブルテレビの維持発展に取り組む必要があると思いますが、町の考えはいかがでしょうか。また、放送番組審査会が定期的開催されていると思います。最近、審査会ではどのような意見が出されたのでしょうか。また、出された意見に対してどういう対応を行っているのでしょうか。会議の内容等の情報の公開をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2点目の質問です。TSMCの進出による本町への波及効果についてです。世界的な半導体不足が続く中、台湾の半導体大手TSMCが菊陽町に進出し、今、工場を建設しています。2024年12月から出荷を目指して、工事が進められております。従業員数も2,000名程度を見込んでいるとのこと、受入れ地の菊陽町や隣接自治体では関連企業の誘致や工場団地の整備、従業員の住まい確保のための宅地整備等、受け皿の整備が進んでいます。また、海外から、台湾からの観光客の呼び込み強化に取り組んでいる自治体もあるようです。そんな中で、本町において何らかの取組を既に行っているのか、また今後考えているのか、お尋ねいたします。

以上、2点、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ケーブルテレビの活用に関してでございます。平成15年のサービス開始から今年で20年目を迎えるケーブルテレビ事業、その中の自主放送事業であるみなみチャンネルは、きよらニュースと文字放送からスタートとし、告知放送、広報などとともに町の情報発信手段の大きな役割を担っています。スタート当初、きよ

らニュースでは町内の保育園や小中学校、地域などの話題、行事、イベント等をニュース形式で、文字放送では行政情報として役場からの各種お知らせをスライド形式で放送し、町内に向け情報発信を行っていました。それから様々な試行錯誤、工夫を重ね、放送番組審査会での意見を踏まえながら内容を検討し、中学校や小国高校、安心安全小国郷、各種健康体操、その他特集などの放送を追加していき、内容の充実に取り組んでまいりました。

今後、当面の間は、現状の職員数による体制で業務の効率化や細部にわたる見直し、創意工夫などにより新たな番組制作の可能性を探りつつ、可能な限り放送内容の充実に努めてまいります。その上で、情報発信のため、さらなる番組数の増加や充実の必要性があり、かつ町民の要望、必要となる経常経費、放送番組審査会の意見等、総合的に勘案した結果、職員の増員が必要となれば検討したいと思います。

また、放送番組審査会では、放送した番組に対する意見や新たな番組の提案、番組制作、運営に関する意見など、委員から様々な意見、提案をいただいております。具体的な例を挙げますと、期間限定ではありましたが、新たな料理番組の放送や町民ラウンジのテレビによるみなみチャンネル常時放映など、できるところから取組を実現したものや、取組が困難で実現できなかったものもあります。全ての件について答弁でお答えするのは時間がかかりますので、詳細につきましては担当課にお尋ねいただければと思います。

今後もケーブルテレビが地域に浸透し、町民の皆様から必要とされ、愛され続けるテレビであるためにできることを着実に進めていきたいと思っています。

続きまして、2点目のT SMCの答弁でございます。

世界的半導体メーカーT SMCが日本で初めての工場を熊本に建設することが決定したことは、熊本県のみならず、九州にとって大きなニュースとなりました。御存じのとおり、日本初の工場J A S Mは菊陽町原水に現在建設中であり、工場の稼働開始が2024年末、総投資額は約1兆円規模ということで、県内への新規工場立地で過去最大規模の投資額、雇用予定者は約1,700名など、今後県内に大きな経済効果をもたらすものと期待をしております。

本町においてもたらされる経済効果としては、まず観光面だと考えます。雇用予定者の方々1,700名のうち、数百名は台湾からの駐在員とその御家族と伺っております。車で1時間から2時間の移動であれば、休日に本町を訪れていただける可能性は高いと思います。今後、関係課や関係団体と連携しながらホームページなどの情報発信にも努めたいと考えます。

次に、移住定住が想定されますが、毎日1時間強の通勤は少し厳しいものと感じています。ただし、今後は技術職員の育成や雇用に県や企業等が力を入れてくるた

め、熊本県へのU・I・Jターンの可能性は高まるものと考えます。町としましては、これまで行ってきた民間賃貸住宅確保への補助事業や空き家バンクの充実等を図りながら、住まいの受け皿づくりを進めたいと思います。

いずれにしましても、まずは熊本県の企業立地課などから情報を収集したり、以前から交流がある台北駐福岡経済文化弁事処を通じて情報や人を御紹介いただいたりしながら、南小国町を選んでいただくきっかけをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

一つ、質疑に移る前に、ケーブルテレビの録画放送を見ていただいていた町民の方より、2つ質問があったときに最初に2つとも質問を読み上げると後の質疑が非常に分かりにくいという御指摘、御意見がありましたので、今後この質問のやり方については検討する必要があるのかなと思います。

それと、今日も一般質問の録画放送のためにケーブルテレビ職員3名中2名が撮影を行っております。水曜日ということで毎週木曜日更新版のきよらニュース等の編集作業等が集中する日でもあります。できましたら、職員の負担等を考えて、議会での一般質問の日時等を配慮していただければと思うところです。

以上、2点について、今後、議会運営委員会等で御検討いただければと思います。質疑に戻ります。

ケーブルテレビですね、2003年開局から平成26年、デジタル放送に転換という経緯があったと思いますけれども、それから活用方法について町の中でどれだけ議論が行われたのかなということを感じるところでございます。本年度も予算計上で編集放送機器の更新が約2,000万円ほど予算として計上されています。これを維持することによって、今後5年ごとにはまたその機器の更新等が必要と聞いております。直接的に町に利益を生むものではありませんけれども、町の情報発信としては、このケーブルテレビというのは大変重要な役割を担っているものだと感じております。

昨年度の放送状況を確認させていただきましたら、年間165本もの自主放送番組を町民に届けられております。きよらニュースにおいては、毎週更新ということで年間51本放送されています。きよらニュースは、開局以来の放送で、先週木曜日更新版が976回目で、本年度中には記念すべき1,000回放送を迎えるそうです。非常にすばらしいことだと私的には感じております。

では、実際どれだけの町民がこの視聴をいただいているのか視聴率を測る機械も

ありませんので分かりませんが、もっとケーブルテレビを見ていただいて、町民の身近な情報ツールとしてできないかなと思うところがございます。先ほど答弁にもありましたように、放送番組審査会でもいろんな意見が出されておりました、それに対して対応をされております。どんな情報が出されたとかいうものを町民の中にこの番組としてお知らせすることも、どういうふうに改善されていっているよということも出していかれたらいいんじゃないかなと思います。それと、もっと直接町民に意見を問うということでアンケート調査ですとか、意見を聞く場を設けたりして、ケーブルテレビが町民のためになるためにケーブルテレビの在り方を議論する上においても十分役に立つのではないかなと思いますので、一度検討していただければと思います。

先ほど職員の増員も今後の番組の在り方だとか、そういうことで検討はされるということでしたけれども、なかなか現状のスタッフの中で新しい番組だとかをじゃんじゃんつくっていきましようとは私もそう言えませんが、ただ、今ある番組を何らかの形で充実が図れないかなと思うところです。

例えば、南小国町役場からのお知らせというのが昨年12月、月2回更新する予定で始められております。3回ほど放送されたそうです。この番組というのは私も調べて存在を知ったわけですが、こういう番組をもっと利用すれば、今現在文字放送で届けられているお知らせ等というのを各課の職員が出演して、具体的なものを映像とかで紹介したりして、また各種手続だとか申請においてもパソコンの画面やスマートフォンやタブレットもしくは紙面の画像を見せながら説明すれば、もっと町民に理解しやすく、分かりやすいものになるんじゃないかなと思います。担当職員が出演して、ちょっとしたお知らせでも顔が見えて、機械音声や文字だけよりも記憶にも残りましようし、お知らせとして気になるようになるんじゃないかなと感じるところです。最近の役場職員も町外出身の方が多くなっておりますので、町民と接する接点づくりにも役立つんじゃないかなと感じます。最近、町民と役場の距離を少し感じますので、縮める意味でも、また住民サービスの向上という点においてもつながっていくのかなと思うところです。この番組を役場からの情報発信のメインとすれば、町民への分かりやすい情報発信、そういう部分で十分にケーブルテレビの役割というのがクローズアップされるのかなと。確かに撮影をしたりすることは大変かもしれませんが、町民への分かりやすい、理解しやすい情報発信のために各課に情報発信係みたいなものを決めていただいて、各課でこういうものは映像を使って出したほうがいいよねとか、そういうものがあればそれをどんどん活用して、映像と音声と画像、こういうものをミックスした形で町民に提供できたら、もっとまたケーブルテレビの役割というのが生きてくるのかなと思う

ところです。

それと、もう一つ、教育分野においても教育委員会さんで文化財の手帳だとか、草花の身近なポケット図鑑なんか、こういうのを発行されて、子供にお配りされていますけれども、こういうものも画像として残して、番組として町民に提供すれば、子供だけではなく、町民全体に理解しやすいというか、情報として知識として提供ができるのかなと。そして、記録、映像として残ることによって、未来につながるというか、受け継がれる大切な資料になっていくんじゃないかなと、そんなことを思うところでございます。

ぜひこういうことを取り組み、できることから今やっていることを掘り下げていただいて、深掘りしていただいて、ある番組を使いながら町民に情報を提供できるように、そしてケーブルテレビの意義というか、役割をもう少し拡充していただきたいと思います。ケーブルテレビは、ほぼ町内の全世帯で見ること、聞くことができる情報ツールですので、新しい番組をつくとまでは言いませんけれども、今ある番組、役場からのお知らせの充実を図ってもらって、もっと情報発信・配信に利用していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ありがとうございます。佐藤議員から貴重な御意見もいただきながら拝聴しておりました。

確かに今現在の番組数というのはそれほど多い部分ではございませんけれども、やはり職員数と予算面からしてもなかなか今現状として番組数を増やすとかいうところは大変厳しい体制ではあるんですけれども、まだまだ職員の業務の効率化であるとか、また細部の見直しであるとか、そういったところを進めると、もう少し改善できる余地があるのではないかとということも感じているところです。ですので、当面の間、現状の体制で業務の効率化を図りながら、先ほど議員がおっしゃられたように、番組内容の充実というのは努めてまいりたいと思っております。急に現状から進めていくというのは大変難しいものがあるかと思いますが、一歩ずつ着実にというところで進めてまいりたいと思います。

また、役場からのお知らせについても、そういったところを活用しながら、毎週のようにというのは難しいかもしれませんが、ある程度定期的な部分で何かしらのお知らせができるように、またこれにつきましては各課の協力も必要となりますので、係の指名とかいうところについてはまだまだ内部で協議をさせていただかないといけないかと思いますが、そういったところで役場の職員を知っていただく、業務を知っていただくという点では非常に有効なツールかと思っておりますので、こういったケーブルテレビの番組を活用しながら、何とかこの取組を進めてい

ければと思っております。少しずつではありますが努力してまいりますので、また議員の皆様方からの協力もよろしくお願いいたします。

また、町民へのアンケートにつきましても内部で検討しまして、何とか実施をしながら町民の御意見を聞く機会を設けたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 以前、ケーブルテレビ、アナログ放送の場合は、時代劇だとか、アニメーションだとか、そういうのが流れていましたから非常に見る機会というのはあったと思いますけれど、デジタル放送に変わってからは非常にチャンネル10を押す機会というのは減ってきたのかなと感じます。なおかつ、きよらニュースにおいても1日5回、それが1週間流れますので、一度見てしまえば、また再度見ようという気持ちには私的にもならない部分が、ほかの町民の方もそうなのかもしれませんが、そういう変革の中でやっぱり町としてケーブルテレビの在り方というものをしっかり議論する機会というのは、どうでしょう、私的には今まであまりなかったのかなと思いますので、ぜひこれを機会と捉えていただいて、存在意義だとか、町からの情報発信、例えばこの間、農林課からLINEが入っていましたけれども、営農・営林向けの住宅の募集とかがあっていましたけれど、ああいうのも住宅の画像とかを出していただいて、募集要項だとか、担当職員さんが映像でお話しするとか紹介があったりすると、もっと番組の充実も図れますし、情報の提供というところで細くなるんじゃないかなというところも感じたところがございます。確かに農林課さんのLINEに関しては、ホームページに画像とかは映っていましたが、そういうところも改善していただいて、せっかくあるものですから充実を図って、役場からの情報だけでももう少し文字放送だけではなくて、画像を得ながらやっていただきたいと思います。今後、まちづくり課長を先頭に少しずつでも改善していただければ、よりよいものになっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それと、もう1点、情報発信・配信という関連ですけれども、今、町の情報発信ツールとして、今申し上げたケーブルテレビ文字放送、告知放送、メール、ホームページ、「広報きよら」、この5つがあるかなと思います。これでLINEの運用が8月頃からですか、始まると聞いておりますけれども、合わせて6つのツールが存在するようになると思います。全てのツールにおいて同じ情報を発信するわけではないと思いますけれども、改めてLINEを運用することの狙いと目的についてお尋ねしたい。

また、LINEの利用に当たっては、友だち追加の操作が必要になると思います。

多くの町民に登録いただくには、やっぱりスマホやタブレットをお持ちの高齢の町民の方にも分かりやすく説明することが大切ではないかなと思います。先ほど申し上げましたとおり、ケーブルテレビの文字放送だけではなくて、映像を伴った登録の仕方とか、そういうものが放送されれば高齢の方にもきっと受け入れやすいものになると思います。友だち追加を多くの町民にお願いしないと、せっかく利用するツールですけれども、役に立たないということになりかねませんので、どうかまず登録の仕方とか、そういうことを丁寧に進めていただいて、多くの町民が利用できるようにしていただきたいと思います。

L I N Eを使うことによって、L I N Eとメールでの配信ですね、メールは、今、登録者数が約400名ぐらいと聞いていますけれど、これも同じようなものになるのかなと思いますので、メール配信は、今後また継続するのか、廃止するのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ありがとうございます。

まず、ケーブルテレビですけれども、先ほどと重複する部分は出てきますけれども、各課の協力を得まして、先ほどのように映像化して、お知らせが有効であるものにつきましてはケーブルテレビを活用できるように各課の協力を仰ぎながら進めてまいりたいと思います。

また、放送番組審査会でもいろんな意見が出されておりました、その意見を踏まえながら改善していったものや取り入れた番組や、ただ、なかなか実現できなかった部分とか結構ございますけれども、そういった部分も審査会の御意見を伺いながら、こういった形で情報が発信できるかというところで審査会での内容についてもお知らせできるような場を設けることができるかどうか検討も含めて進めていければなと思っております。

また、L I N Eについての御質問がありましたけれども、やはり近年ツールとしましては非常に連絡手段の一つとして大分日本国内に普及してまいりましたが、これがメールにおいてはなかなか設定が難しく、また最近迷惑メール等の設定の関係でなかなかうまく受信ができなかったりとかいうところがあって、メールの利用というのが徐々に徐々に少なくなって、今では通信のほとんどがL I N Eを中心として行われているような状況になってまいりました。また、それが情報発信のツールとしても有効だということで、各自治体でもL I N Eでの情報発信というところも進められる自治体が多くなってまいりました。そういったところで、うちのほうも導入をというところで取り組んでいくことになったんですけれども、L I N Eの有効的な一つとしてセグメント配信というところでそれぞれの各項目に分かれて情報

が発信できると、それを利用者が必要な情報を受け取ることができるというところがLINEの利点かなと思っています。

先ほど議員が御指摘のとおり、やはり友だち登録というのは、どうしてもLINEは必要となってきます。その登録の方法がより分かりやすいものでないと、なかなか高齢者の方とか機械が苦手な方については登録が進まないという状況もあるかと思います。まずは、広報誌等に分かりやすいようにスマートフォンの画面等も踏まえながら、登録がしやすいような形での御案内を、1回とはいわずに複数回必要かと思いますが、流すとともに、これが番組上で工夫して流せるかどうかというのも検討を進めないといけないかと思いますが、ケーブルテレビでも情報が発信できるようであればこちらも進めてまいりまして、なるべくLINEの登録者数が増えて、適切な情報発信ができるように努めてまいります。

また、LINEで全ての情報を流そうということよりも、やはりすみ分けというのが必要になってくるかと思います。簡単な情報とか、きめ細かな情報とか、そういったところはすみ分けが必要になってくるかと思いますが、告知放送の内容並びにLINEでお知らせして、詳細についてはホームページとか、ケーブルテレビの文字放送とかで確認いただくという、それぞれの情報発信手段としてのすみ分けを行っていければと思っています。

また、現在、情報発信としてメールを利用しておりますが、メールにつきましては、当面の間は並行的に運用しながらも徐々にLINEへの移行を進めていければと思っています。特に登録者数とか緊急・災害時の情報とかも発信という形になると、どうしても登録者数が必要になってきますので、そういったところで登録者数の伸びを見ながら、こちらは関係課と協議しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

そうですね、LINEの運用に関していうと、今スマホにほぼほぼ成り代わっています。御高齢の方、高齢者の方もお持ちになっておりますし、どうでしょう、1人に1台、お子さんたちも1台ずつ持つようなところもあるかもしれませんので、そういうところで町の情報を発信する部分においては非常に即時手元に届くということで利用価値は十分あると思います。ただ、先ほども言いましたように、友だち追加をされなければ、いくら町が情報発信しても手元に情報が来ないわけですから、その入り口のところをしっかりと町のほうでフォローしていただいて、全部の町民とは言いませんけれど、やっぱり半数以上の町民に友だち追加していただいて、活

用ができるようになれば非常にいいのではないかなと思いますので、ぜひその辺、分かりやすい登録の仕方、説明ができるように今後取り組んでいただければと思います。

ケーブルテレビについては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、2問目のT SMCの進出についてお尋ねをさせていただきます。

先ほど町長も本町への経済効果的な部分という観光面、これは一つ確実に期待値が上がるのかなと思います。政府、国も今月10日から訪日外国人の観光客の受入れを再開しました。当面いろんな条件がついてはいますけれども、コロナ禍で蒸発していたインバウンドがついに戻ってくるなという感じです。

県においても、T SMCの進出をビッグチャンスと捉えて、来年3月に熊本空港のリニューアルオープンに合わせて台湾台北等を結ぶ国際線の就航実現を目指すということも言われておりますし、台湾との交流拡大を図る目的で県の台湾事務所の開設も前向きに検討されているということでございます。

南小国町においても、以前より外国人観光客の受入態勢の強化は取組が行われ、実行されてきたと思います。また、今後、台湾との関係においても、先ほど町長からも言われましたけれども、町長自身、福岡台湾総領事館の総領事とのお付き合いもつながりもあると思いますので、今後、本町において台湾への魅力発信だとか、観光客誘致とか、そういうところは期待大というところで捉えてもいいのかなと思います。

周辺自治体でも着々と取組をされていますけれども、この間、西原村では村民企画講座ということで台湾の文化や言語、歴史を学ぶ学習会が開かれたと。これは熊日の記事にありました。本年度中に18回開くということです。進出は、工場関係とか建設関係だけではなく、それを取り巻く多くの町民が一つの生涯学習の一環として台湾のことを学べる機会、こういうことも本町においてあってもいいのかなと思いますけれども、これから実際稼働に向けて台湾からの観光客受入れについて具体的に何か考えがあるのか、町としてキャンペーンをするだとか、そういう取組についてお考えはありませんでしょうか。お願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

T SMCの熊本県の進出というのは、本当県内のみならず、九州の中でも大きな話題となっておりまして、九州でのシリコンアイランド構想みたいな大きな起爆剤になるんじゃないかなと私も期待しております。そういった中、私としてもできることはやっていきたいという中で、やっぱり一番影響があるのは観光の部分なのかなと思っております。ですので、そういったところの受入れだったりとか態勢はつ

くっていかなければいけないというところで、まだ具体的に情報発信のところに
関しましては多言語化だったりとか、そういったところで対応はできているのかな
と思いつながらも、やはりどうしても後から写真で加えたものだったりとか、写真で
表記しているものというのはなかなか多言語化の反応ができない部分があったりし
ているのが現状でございますので、そういったところをいかに分かりやすく発信し
ていくのかというところは課題だなと私も感じております。そういったところで、
まずは観光ツールだったりとかホームページ関係のもう一回見直しといったところ
は早急にしなければならぬかなと考えているところでございます。

あと、それ以外の、例えば台湾向けのキャンペーンだったりとかは、特段今のと
ころは考えてはいませんでしたけれども、そういったところは本当課内でも協議し
たりとか、また経済建設委員会の皆様方とも協議させていただいたりとかしながら、
何がほかの手段としてできるのかとか、そういったところも協議できればなと考
えております。

また、台北駐福岡経済文化弁事処に関しましても、本当昔からいろいろと交流さ
せていただいております、昨日も陳処長に電話させていただきながら、今後の情
報共有、どういったところがこの地域においてメリットとなるのか、アウトドアな
のか、温泉なのか、そういったところも含めて、いろんな情報をいただきながら、
その対応、方策というところは、また今後、皆様方と一緒に観光協会だったりとか、
そういったところも含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

ビッグチャンスですので、ここでまた冷え込んだ外国訪日客の取り込みによって、
南小国町の観光事業者たちが潤うような形をぜひ取り組んでいただいてももらいた
いと思っております。下を向いていても仕方ありませんので、前を向いてビッグチャンス、
これをしっかり捉えて動くことは大事なかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

もう1点、移住定住のところで、開業に合わせて多くの台湾人従業員、またその
家族が熊本の地で生活をされることになるかと思っております。また、それ以外で工場稼
働においては多くの従業員が必要ですので、日本国内から、県外からの移住も当然
あるのではないかと思います。

本町において観光以外で何かもっとというところで考えたところですが、
なかなか地理的な距離もありますので、現実的には難しいかもしれませんが、
やっぱり住宅地、居住地として手を挙げる準備をする必要があるのかなと思ってい
るところです。自然にあふれて、温泉もありますし、何より人が優しい南小国の地

を居住地として選んでもらえるような取組をしていかなければいけないのかなと。ただ、本当、先ほど町長も言いました通勤には少し遠いかもしれませんが、現実的には50分程度で菊陽町までは行きますし、実際私も過去そうでしたけれど、南小国町から熊本市内まで通っていましたし、今、合志市や菊陽町、大津町に通勤されている方も多くおられます。また逆に、そちらからこちらに通勤されている方もおられます。ですから、全く不可能ではないと思っているところです。居住地として選択肢に入るような取組もしていかなければいけないのかなと。ただ、そこで思うのは、今、中心地にぽかっと空いていますJAの跡地です。この利活用の計画も今現在は白紙の状態かなと思います。ですから、ここに民間主導で住宅の整備だけでも先行してできれば、そういうTSMCやその関連企業の従業員や御家族、そういう方を町民として受け入れることができるのではないかと考えるところです。

移住定住のところで、これはTSMC以外ですけれども、移住を希望される方も多く待っているという状況も聞いております。ただ、空き家バンク制度も今一生懸命職員が動いておりますけれども、なかなか登録ができていないというか、伸び悩んでいる状況です。ですから、紹介できる物件が正直ないという状況だそうです。こういうビッグチャンスというか、チャンスが来ている時期でありますので、公設公営では住宅整備はされないということを町長はずっと言われていますので、民間事業者を活用した住宅の整備計画に着手する時期ではないかと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

それと、もう1点、道路整備のところで令和2年で被害を受けましたマゼノミステリーロードですけれども、あそこの復旧状況と再開の予定を分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まずは住宅の整備だけでもという話でございますけれども、もうちょっと私どもも情報を収集させていただきながら、そういった今度来られるというか、現在も来ていらっしゃる方も結構駐在員としていらっしゃるんですけれども、そういったところの情報を集めさせていただきたいと思います。今日も新聞に載っていましたが、やはり学校の学びの部分というのがフォローできるのかといったところも御家族で来られた際とか、そこは不安があるといったところは言えるかなと思います。ですので、その辺に関して、今日といたしますか、それこそ陳処長から紹介いただきまして、JASMの堀田社長ともお話をさせていただいているんですけれども、そういったところからいろんな情報をいただきながら、こういったところが住まい

の通勤圏となり得るのかとか、そうなり得るためにはどうすれば住んでいただけるのかとか、そういったところの情報もこれから会話をしていく中でいただきながら考えたいと思いますし、民間の賃貸住宅に関しましては、ちょうど今、役場の近くにもできておりますけれど、そこは空きがあるというお話も伺っておりますので、あそこのJAの跡地のところにすぐ建設すべきなのかといったところはまだ私の判断としてもできていない状況ではございますけれども、そういったところのいろんな情報を勘案しながら、今後のあそこの跡地の利活用に関しても考えたいと思いますし、また議員さんからの意見もいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ミステリーロードの現在の進捗状況なんですけれども、御承知のとおり、熊本県の技術支援を受けまして、現在災害復旧工事を行っていただいておりますが、すみません、1か月前の情報になりますので、今後の雨の状況によっても変わってくるんですが、現時点では10月末の完成の予定という形になっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） そうですね、住宅に関して、町長は非常に情報もお持ちですので、その辺を勘案しながら、本当住宅地として、場所として南小国が選ばれるのかというところを見極めながらやっていただきたいと思いますし、ただ、町民の中でJAの跡地に何ができるのかというのは非常に関心事としてございます。いつになったら何ができると聞かれるんですけれども、以前質問させていただいたときも、町民アンケートをもう一度するということだったので、そういうアンケートを早期に行っていただいて、何かしらの方向性を示していただければいいのかなと感じるところでありますので、ぜひそういう部分でお願いをしたいと思います。

ミステリーロードに関して私が昨日聞きましたら、来年の春まで止めるという話も聞きましたので、もう一度確認していただいて、どこかの時点で発表ができればいいのかな、お知らせしていただければ助かるなというところなんです。工事現場を見させてもらいましたけれども、工事は着々と進んでいますけれども、やっぱり一梅雨重ねて、まだ材料の発注までできていないということも聞いておりますので、もう一度情報の確認をしていただければと思います。

最後に、非常にプラス面ばかり話をしていますけれども、マイナス面も考えておく必要があるかなと思います。それは、多くの従業員が進出によって必要になってきますので、町内企業で働いている方が転職される、転出される可能性というのもの

十分あるのではないかなと思います。既に高収入をうたい、求人活動がされておりますので、今よりも高い収入を求めて転職や、就職先近くでの居住を希望して、住民の流出、人口減少が起こり得ることも危惧されておりますので、そういうときに備えて今から何かしらの対策も考えておく必要があるのかなと思いますので、そのことも付け加えて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。

○2番（佐藤 毅君） はい。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

それでは、11時5分まで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行う前に、先ほどの佐藤毅議員の質問に対して、建設課長から訂正があるそうですので、許可をいたします。

はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 先ほどのミステリーロードの通行止めの件なんですけれども、訂正をさせていただきたいと思います。

10月末という形で答弁をしましたけれども、確認しましたところ、来年の3月末、御指摘のとおりの内容になっております。盛土工の沈下、そういったところを考慮しまして、来年の3月末というところで現在進められているところです。

失礼しました。以上です。

○議長（平野昭夫君） 以上でございます。

それでは、引き続き一般質問に入らせていただきます。

9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 9番、森永です。通告に基づき、2項目質問をさせていただきます。

まず、1つ目が町営住宅のよりよい運営についてです。町営住宅に関しましては、建物の老朽化や湿気等の問題といった建物自体、ハード面の課題も多々あるかと思いますが、今回はよりよい運営といったソフト面についての質問をさせていただきます。3点させていただきます。

1つ目は、見守りができる仕組みづくりについてです。私自身、現在、新町にあります町営の特定公共賃貸住宅にお世話になっております。また、昨年度は、新町

が全てで80世帯弱ございまして、それを3つの組に分けておりまして、そのうちの1つの組長、またその3つ全体をまとめる大組長という役を仰せつかっておりました。実際に住んでみて、役をして感じたことの中で最も危惧しましたのは近隣意識や地域コミュニティの希薄化です。もちろん御近所の方々と仲良くされている方も多くいらっしゃいますけれども、年々その地域コミュニティの希薄化は進んでいると感じております。これは、コロナ禍で人が集まれないからという、そういうレベルではなくて、隣に住んでいる人が分からない、知らない、「あの部屋、誰か住んでたっけ」という、そういったお尋ねもあるほどです。この地域コミュニティの希薄化は、孤立した暮らしを生みやすいです。孤立した暮らしからは、うつや認知症、心臓や脳の病気も招きやすいと言われています。年間3万人と推定される孤独死も孤立が大きく関係し、今では社会問題化されております。現状の誰が住んでいるか分からないというコミュニティの希薄化の中、新しく入居される方の中には地域住民による見守りが必要な方もいらっしゃいますが、どなたをどう見守ったらいいのか、そういった情報は地域には一切入ってこない状態です。入居者同士で協力し合って、住民でよりよい環境を構築するためにも日常的に地域での見守りが必要な方に関しましては最低限の情報共有を必要として感じております。もちろん個人情報保護との兼ね合いもありますが、見守りに関する情報共有については、今後考えていく必要があると思われまします。町の見解をお尋ねいたします。

2点目は、空き状況、応募状況の情報公開についてです。特定公共賃貸住宅に関しましては、数年前からケーブルテレビや広報、ホームページにて入居者を募り、希望者での抽選をし、入居者を決定するという手法へと変更されておりますが、特定公共賃貸住宅以外では空室や応募状況が公開されておりました。町営住宅にこれから住みたいとお考えの方からは「現在の空き状況が分からない」と、応募された方からは「応募したけど、何の連絡もない。どうなっているんだろう」という、そういう状況の確認に関する声というのを多々聞いておりました。中には、どうせ空いてないでしょうということで、町外へ転出された方もいらっしゃいました。非常に大きな機会損失だと思っております。私自身、3年前のこの一般質問で空き状況の情報公開を求める内容を質問させていただいた後、住宅担当の職員さんが変わるたびに直接お話もさせていただいておりました。今月に入りまして、この通告書を提出した後に空き状況の情報公開をホームページ等でされておりました。こちらに非常に感謝申し上げます。今後もある程度の空室が出た際には情報公開をしていただけるのか、この点をお尋ねいたします。

そして、3点目は、家賃の滞納についてです。町営住宅の申込要項では町税等の滞納がないことという要件がありますが、家賃の滞納件数、実際に住まわれている

方の中の滞納件数も一定数あると伺っております。滞納の件数と対応、今後の対策についてお尋ねをいたします。

以上、3点、町営住宅のよりよい運営について、町としての見解をお尋ねいたします。

そして、2項目目は、事業承継についてです。

昨今、日本企業の99%を占める中小企業の事業承継が大きな課題となっております。中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者がいなかったり、承継がスムーズに進まないなどの影響で、そのまま休廃業、解散を迎えられるケースが増えております。経営者の年齢のピークも60代から70代となる中、休廃業、解散件数は直近では毎年4万件以上ある状態です。廃業される理由の3割は後継者難と上げられております。経営者の高齢化、後継者不在によって廃業してしまうことは、社会全体にとっても大きな損失であると感じております。また、2025年には経営者が70歳以上になる企業が全国で約245万社まで増加し、そのうちの約半数127万社が後継者不在による廃業、倒産の危機に直面するだろうと言われております。万が一127万社が廃業となった場合、650万人の雇用が失われ、22兆円ものGDPが消失する可能性があると言われております。

これは遠いところで起きている話ではなく、小国郷内でも後継者不在や事業承継といった話はよく聞かれるようになりました。実際に本町の中でも事業承継として実名を出して、後継者を募集されていらっしゃる事業者さんもあります。地域経済の継続的な発展のためにも事業承継は重大な課題と言えらると思います。国も県も注力しておりまして、事業承継・引継ぎセンターという、事業を引き継いでほしい方と事業を何かしら引き継ぎたいなという方のマッチングをさせる機関を各県に配置されていたり、補助率の高い補助金も用意されておりますが、町としても事業承継に関する何かしらの打ち手を用意しておく必要があると思われまます。町長の考えをお尋ねいたします。

以上、2項目です。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 9番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、見守りに関する情報共有についてですが、対象となる方からの同意があれば情報の共有は可能ですが、同意がない状況下であれば行政より情報を個人や自治会等に共有することはできません。自治会等における実際の活動において情報がないうちでの活動は難しいものがあることは理解しております。一方、ある県においては、行政からの情報共有がない中で民間のマンション居住者の高齢化が課題であった中、独居高齢者が自宅マンション内で転倒し、2日間、助けを求められなかった

という事故が発生したことから、住民自らが高齢者見守り推進委員会を組織し、訪問、声かけの実施、介護保険制度などの勉強会など、行政も支援を行いながら実施されたケースもあります。本町でも住民同士が情報を持ち寄り、話合いや当事者への訪問や声かけによる体制も、行政からの協力体制も含め、進められているところではあります。いずれにしても見守りは必要不可欠であることから、何かしら考えている対策などがあればぜひ御教示いただきたいと思います。

続きまして、2つ目の町営住宅の空き状況、応募状況の情報公開についてお答えをいたします。町営住宅の空き状況、応募状況の公開は、その空室の住宅に対し、入居申込みがない場合のみ情報公開しております。その理由としまして、公営住宅法による住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、町営住宅の入居者の選考は住宅に困窮している度合いが高い者の中から決定することとなっています。そのため、常時入居者申込みを受け付け、退去予定者から明渡しの連絡があり次第、速やかに入居案内することが必要となります。空室情報を公開してからの申込受付では速やかな案内ができないと考えます。そのため、入居申込みを常時受け付け、申込者の希望と合致する住宅を速やかに提供し、申込者がいない住宅のみ情報公開するという方法が住宅困窮者のための住宅という町営住宅の本来の目的を果たすことができると考えます。しかしながら、入居申込みを常時受け付けていること自体を知らない町民の方や、町外に住所を有し、町内で勤務されている方も多数おられると思いますので、そのような情報についてはホームページや広報等で周知していきたいと考えます。

最後に、家賃滞納件数とその対応、対策についてお答えをいたします。令和4年5月31日現在、督促料を含みますが、現年度分が11件、179万6,990円、過年度分が9件、182万7,070円の合計20件、362万4,060円となっています。それらの対応として、督促状、催告状による納付通知、連帯保証人への連絡及び家賃の代理納付の請求、水道使用料の滞納もある場合は、給水停止、関係する他課との連携も行っているところです。しかしながら、滞納額は減少傾向ではあるものの、依然として多くの滞納額が見られます。今後の対策としまして、これまで以上に担当職員の専門的知識と徴収技術の向上を図るとともに、南小国町債権管理条例に基づき、より一層の情報利用等も踏まえ、関係課局との連携を取りながら進めていきたいと考えます。

続きまして、2つ目の質問、事業承継についての答弁でございます。森永議員と同様、町としましては、町内事業者における事業承継、とりわけ後継者不足が大きな課題の一つであると感じております。事業承継を考えておられる事業者が親族へ

の承継を望んでいるのか、従業員や第三者への承継でも構わないのかなど、それぞれが置かれている立場や状況により抱えている課題は様々であり、それらの対応を行うためには専門的な知見と関係者との信頼関係が必要不可欠であると考えます。そこで、事業承継への専門性と事業者との信頼関係を兼ね備えている商工会が行っております事業承継支援の各種取組が内容も手厚く充実しているため、この取組を活用することが現時点では最も有効であると考えます。よって、事業の経営者等が事業承継を円滑に進めることができるよう、町としても商工会との連携を図ってまいります。その上で、どうしても不足する点や支援が必要と判断される場合は、商工会と十分協議の上、内容も含め、支援策を検討したいと考えております。また、事業者が第三者への承継も考えている際、後継する予定者がいない場合は、起業型地域おこし協力隊の活用も可能なため、経営者が希望する場合は関係機関とともに町からも支援が可能かと思われます。町としましても事業承継を望んでいる事業者の希望を実現できるよう、商工会をはじめとする関係団体と緊密な連携を図り、取組に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） ありがとうございます。

まず、1つ目の町営住宅の運営に関しましてですが、まず見守りの仕組みづくりについてですけれども、先ほど民間の住宅のお話もされたと思います。2日間ほど動けなくなってしまった方がいらっしゃったということだったんですけれども、これは実際に町営住宅でもやはり起こっております。町営住宅ですので、もちろんおっしゃったように、住宅に困っていらっしゃる方が入るというのが前提条件にあります。昨今はお一人暮らしの方、御高齢の方というのも増えてきております。新しく入られた方の中には、実際に過去に、しかも直近で大病をなさっていた方もいらっしゃいましたし、認知症が結構進行した状態で入られた方もいらっしゃいました。こういったときに、何かしらやっぱり近所の方が日常的に声かけができるような状況をつくれたら、また違ってくるんじゃないかと地域の中でも話は出ております。もちろん個人情報の保護というのはとても大切で重要ですが、命に関わる事故があったときに、町営住宅の場合ですので、「町は何していたのみたいな話にもなるんじゃないの」というのは地域住民の中から声が上がっております。ですので、最低限の情報を共有できたらと考えております。

これは御提案ですけれども、例えば御高齢の方が入居される場合に、入居の手続のときに同意書をもらう。対象が住宅の場合は老人扶養の対象は70歳と伺っていますので、70歳以上の方が入られる際には過去の持病とか、何かしら日頃の見守

りをしてほしいというのがありましたら同意書をもらって、その同意書をもとに組とか包括支援センター、また福祉課さんや住宅担当さん、何か必要機関と情報共有ができるというのがベターかなと考えております。情報共有されないとしても、御契約の方や、また保証人さんに、もしこういう持病とかがあるなら、組の方、近所の方にもお話しされておいたほうがいいかもしれませんねというアナウンスをさせていただくという、また入居される御高齢の方に対しましては、入居時に今年度のそのところの組長は誰、民生委員さんはどなた、包括支援センターの連絡先はこちらですという、そういう1枚ものがあって、お渡しをできるという仕組みがつくれたらなと思っております。

こういった情報が地域にあるとなぜいいのかというのを考えたときに、やはり日頃から声かけをできるというところもですけれども、例えば本町では広報が必ず毎月1回あります。そのときに、ただポストに入れるのではなくて、ピンポンを押して、広報を直接手渡しする。そのときに少し会話ができるという、そういう地域での小さい日頃からの見守りというのにつながっていくのではないかと考えております。ですので、ぜひ同意書をもらえるような仕組みができたらなというのを考えております。

そして、空き状況に関しましてですけれども、実際に住む場所に困っていらっしゃる方に民間の価格よりも安い価格で貸出しをするというのが町営住宅、低所得者向けの住宅だというのは重々認識しておりますが、実際にやはり現状のままだと機会損失が起きていると思っております。本当はどうにかして南小国町に住んでおきたいよと思っている方でも、どうせ空いてないならねというので、近隣に直接相談に行かれたというケースも聞いていますので、こういった機会損失を防ぐために情報を出すというのが一つ必要になってくると思っております。

私も南小国町に住んで約8年ほどになりますけれども、8年の中で約5名ほど住宅の担当の職員さんも変わっているかと思っておりますけれども、職員さんによって、その時々によって対応が異なっているなというのを感じています。もちろんこれは職員さんの思いを持って仕事をされているということの裏返しにもなるのかなと思いますけれども、職員さんによっては、応募は常に受け付けますという方もいらっしゃる一方、その次の職員さんになったら、今は応募は受け付けていませんと、相談してもらえなかったみたいな話も聞いています。なので、町営住宅は公共サービスの一つだと思いますので、一定のルールは決めていただくのがいいのかと思っております。一定のルールの中で本当に住宅に困っていらっしゃる方にどうやったら住宅をスムーズに提供できるかという仕組みをこちらでも決めていただけたらなと思っております。

そして、滞納についてですけれども、現在20件の362万円ということですが、非常に大きい金額だなと感じております。これは、実際に町営住宅に住んでいらっしゃる方の住民の中でも「滞納はなくさなんばい」という声が今非常に上がっています。現在、町営住宅が173戸あります。173戸のうち、政策的空き家が20戸ありますので、153戸のうち、9割以上の方はちゃんと滞納をせずに払っておられると思いますが、そういう方から「滞納はゼロにすべきだ」という声が上がっております。

もちろん様々な事情があると思います。コロナ禍ですので、特に厳しい状況もあったかと思いますが、そういった方には担当課さんがきちんと必要なところへおつなぎはされていると伺っておりますが、滞納の中にうっかり払い忘れというものも一定数あると聞いています。なので、まずはうっかり払い忘れというものをなくすというのが一つかなと思っています。督促を送られている、電話をされているとおっしゃっていましたが、督促の振込用紙を送るにも切手代、封筒代、印刷代、紙代、そして職員さんの手間というのにもかかっております。なので、うっかり払い忘れをまずなくすというところで、これは一つ御提案ですが、入居時、申込みをするタイミングで引落しの口座も記載をしてもらうのはどうかなと思っています。現在の口座の振替率は4割ほどと伺っております。そのほかの方は多くが振込用紙によるものと聞いておりますので、まずは口座振替率を高める。うっかり払い忘れというものを防ぐというのが第一歩かなと思っています。調べてみましたら、熊本市なんかでいうと、基本的に口座引落としですと、口座引落としの準備が整うまでの期間だけ振込用紙を送りますというシステムを取られておりましたので、まずは口座振替率を今の4割を8割ぐらいに高めていくというのが必要かなと感じております。

以上、3点、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） 福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。福祉課からは見守りの部分をお答えいたします。

まず、森永議員が言われるように個人情報の部分なんですけれど、町長の答弁にありました同意がなければなかなか出せない。その中に例外があるのはあるのですが、その例外というのが、法令が定めるところで警察等からの照会による場合、それと人の生命、身体または財産の保護に関わる必要な場合、救急な場合、それと児童虐待のおそれがある場合と、緊急なものがほとんどということになっております。今、森永議員から言われたような住宅に入るとき同意書、そういうところは、また建設課とか、町の中でお話をしていかなければ、今、私がお答えする

わけにはいかないんですけれども、福祉課としましては、社会福祉協議会と共同して策定した第2期地域福祉総合計画の中の取組として、地域での見守り活動を推進していくというところで啓発に努めております。その中に「見守り目配りハンドブック」という冊子を作っております。こういう形ですけれども、町と社協とかで作成をして、平成31年に全戸にお配りをしております。内容としては、地域での住民同士の支え合いやつながり、見守り活動の内容を載せております。異変に気づいたらとか、もしかして徘徊ではとか、そういうところの心がまえ、ポイントが載っております。とてもためになる内容になっていますので、使っていただければ、その冊子を見れば全てがどうにかなるというわけではございませんけれども、気づいたこと、困りごとがあれば、役場、社協、地域包括センター、あとは民生委員さん、そういうところに御相談をしていただければと考えております。

昨年度、人材不足で地域生活支援コーディネーターというポストが空いておりました。今年度からは社協にそちらを委託しております。そこは、支え合いづくりを考えたり、多様な生活支援に対するサービスの整備に取り組んだり、地域の方と話しながら、ほかの機関との連携を図っていくと、そういうポストがございますので、そちらのほうも御相談いただければ、町の中に出ていって、相談を受けるということが出来ますので、そういうことも考えていただければと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、見守りにおける同意書の関係なんですけれども、これに関しては一つの提案という形でお受けしたところで、公営住宅法、関係する条例、法等を踏まえて、今後の検討課題という形でさせていただければと思います。

一方で、同意書を仮に取ることができた後においても、やはりその自治会等でどういった動きができるのかだったりとか、そういった体制、そういったところも同意を取る上においては必要になってくるかと思っておりますので、おっしゃるとおり、見守りがどういった形でいかに適正にできるか、そういったところを今後の検討課題とさせていただきながら、よりよい意見も聞かせていただきながら進めていければと思っております。

次に、空き状況に対する職員の対応の違いというところに関しましては、まずその点については非常におわびを申し上げるところでございます。一方で、条例においても入居に関しては公募とすることが前提という記載になっております。ただ、これは条例の解釈の仕方なんですけれども、公募をすること自体が空いているか、空いていないかという部分においてまで記載はされておられません。そういったところで空いていなくても常時受付をすると、そういった解釈もできるという観点から

常時受付を行うとしたものでございます。一方で、やはり当時の担当とか、そういった部分においては、いろんな食い違い、いろんな対応の違いがあったかと思うしますので、マニュアル等の作成も含めた一定のルールというのは当然のことながら必要だと感じておりますので進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

また、滞納に関してなんですけれども、口座の引落としというのは従前から町としても一定の度合いにおいては進めてきているところでもございます。ただ、お支払いする方の意思を尊重して、強制という形まではとっていないという状況です。当然公営住宅の料金だけでなく、ほかのいろいろな使用料関係、そういった部分もありますので、関係課とも協議しながら、できる限り口座引落とし、そういったところに努めていただくように促してはいきたいと思っておりますが、一方で払い忘れということ自体が使用料、そういった家賃関係も含めてなんですけれども、利用者に係る責務であるというところもありますので、そういった点も含めていろんな形でできる限り滞納を減らしていけるような対応をやっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） ありがとうございます。

まず、見守りについてですけれども、先ほど福祉課長から御紹介いただきましたハンドブックも私自身も社協さんで入手しまして、社協のスタッフさんからもいろいろ直接教えていただきながら話をしていたんですけれども、そもそもの対象者が分からないというところなんです。どなたを見守ったらいいいんだろうという。町営住宅ですので、出入りがあるというのは前提だと思っています。毎年のようにどなたかが転出されて、引っ越しされて、また別の方が入ってというのはあると思っておりますが、その中で誰が対象者になるのかというのが分からない。だから、ハンドブックを見ると、わかりかしどういったサポートをしましょうとか、こういう声かけをしましょうという具体的な手法というのは書いてあるんですけれども、じゃあ、誰をとというのがなかなか素人だと分からないです。実際に認知症をもたれた方が入居されたとき、私は本当素人なので症状というか、日常の行動を見ても全く分からなかったんですけれども、たまたま近所に医療従事者で、しかもベテランの方が住んでおりましたので、その方は見て、すぐこれはこういう症状じゃないかなというので判断ができたんですけれども、素人が判断するというのは非常に難しいと感じております。実際に認知症というのは誰でもなり得るものだと思います。これからは高齢化社会というのが一層進んでいく中で誰でもがなり得る。その中で、やはり若い方も、特に住宅の場合はお勤めの方が多くおられますので、常に地域にい

て、ずっと見ておけるというのは難しい状態かと思いますので、誰をというところをどうにかして情報を得ることができたら、その方に対しては注視というか、日頃から見守っていくことができるんじゃないかなと考えております。

先ほどおっしゃいました地域で何ができるのか、情報をいただいたからにはどういったことができるのかというところは、これから地域でも実際に話をしていきたいなと今感じております。住宅に住んでいますと、住宅の方の中からも「みんなでやっぱり仲良く住みたいよね。町の住宅だけね」という話はしょっちゅう出ます。実際にそういう思いを持った方もたくさん住んでいらっしゃいます。その中で、みんなで見守っていこう、みんなで楽しく過ごしていこう、住みやすい環境をつくろうというときに、もちろん情報共有というのは一つ必要な材料だと思っていますので、これは役場だけではなく、地域も住宅に住んでいる私たちのほうでも話を進めていきたいと思います。また今後とも協議させていただき、相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

調べていく中で、荒尾市さんなんかは、実際に民間の住宅に入居された方に対しても役場窓口で転入手続をする際に、この地区の組長さんはどなたですという、必要機関はここ、ここというのが明記された1枚ものを窓口で渡されているということでした。その話を伺った方からは、これをもらったことはとても心強かったと、何か困ったときはここに連絡したらいいんだなというのがすぐ分かったのによかったなというのをお話しされていまして、今後、窓口、転入手続される際にはこういう1枚ものがあってもいいのかなと思っております。

そして、滞納に関しましても、建設課長がおっしゃったとおり、これは利用者の責務だと思っています。サービスを受け取っているのに、支払いをする、対価を払うというのは当然のことだと思っておりますが、なかなかそれが進んでいない。滞納があるという状態ですが、滞納がなぜあるのかなと考えたときに、多分お一人の方が住宅だけを滞納するということはあまりないのかなと思っています。住宅を滞納する場合は、税や水道、保険料なんかも滞納されるケースが多いと伺っています。現状、各課の担当の職員さん、住宅であれば住宅の職員さんが督促の連絡とかもされていると伺っておりますが、これは一つ、町長への御提案ですけれども、例えば効率的に回収ができる手法を取った方がいいのかなと思っております。現在、税だったら税の方が連絡を取る、住宅だったら住宅の方が連絡すると、水道だったら水道の方が電話するみたいになっているんですけれども、例えば担当課ではなくて、どこか一つ、例えば債権回収課のような、債権回収チームのような形でつくって、その方が滞納されている方、全てに連絡を取るという、そういったケースができたらどうかなというのを考えております。1人の方が複数のサービスを滞納している

ケースが多いというのであれば、1つの課でまとめて徴収をするということができたほうが効率的にはいいのではないかなと考えております。もちろん精神的にとてもきつい仕事になるかと思いますので、任期の年数を決めておくとか、例えば最長2年ですとか1年ですという期限も明言しておいて、課を設置するというのも、今後、役場職員さんの人数というのは限られた中で福祉サービスの要望に関してはたくさん要望もこれから増えてくると思います。そういった中である程度効率化できるところは効率化できたらいいかなと考えております。町長、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、町長の答弁ということですが、その前に私から対応させていただければと思います。

先ほどの債権のほうなんですけれども、債権の種類も公債権、私債権、いろいろとございます。そういった中で、町長の答弁にもありましたけれども、南小国町債権管理条例というものがございます。その債権管理条例につきましては、例えばなんですけれども、税の滞納をほかの課に教えることは基本的にはできない。逆に、建設課の使用料に関して情報を他の課に教えることはできないという前提がございます。しかしながら、税の職員の徴税吏員においては、法的にある一定の大きな権限といいますか、そういったものがございまして、税務課から他課の情報を得ることができるということはあるんですけれども、そういったところがネックとなりまして、かつ、先ほど答弁の中にもありましたとおり、1つの滞納だけではなく、ほかの滞納も非常に多いというのが現状です。そういった中で何らかの効率化ができないかというところで南小国町債権管理条例というものをつくりまして、情報の共有化、そして私債権につきましては、時効があるものの、ほぼ町の調定、そういった部分を落とすことができないという前提になってきますけれども、そういったところも債権管理条例によって対応ができるということも踏まえて制定されたものです。

現実的に、例えばなんですけれども、ある1人の方が全部の課にまたがった滞納があるという、多いのは多いんですけれども、全部の課にまたがるというケースが少ないということもあるものですから、関係する課において情報共有をしながら、例えば建設課が連絡を取ったとして、ほかの課にも使用料の未納がある場合にはそちらのほうへも分納したりとか、そういったことも現実的には行っております。組織体制においては、なかなか人員不足とか、そういったところの影響もある中で、現実的に何ができるかという話の中からこういった債権管理条例というものができてきた経緯もございます。いずれにしても、先ほどおっしゃっていただいたように、債権の回収に関しては非常に苦勞する、職員の気分的なものも含めてめいる

部分もあるんですけれども、滞納の整理には必要不可欠だということを踏まえて技術の向上、そういったところも含めて対応していければと思っております。

一方で、すみません、また見守りのほうになるんですけれども、やはり全般的におっしゃっていただいたように考えていく必要があると思っておりますので、いろんな立場からいろんな体制、いろんな御意見、そういったところを含めて、より一層やっていきたいと思ひますし、認知症、そういった病氣的なものだけではなく、災害等にもよく言われる自助、共助、そういった部分もござひます。行政としてやれる限界というのもござひますので、そういったところも考えていきながら、いい形で、より一層進めていくことができればと感じております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 御提案、ありがとうございます。

今、建設課長からもお話がございましたけれども、課をつくるのかとか、そういったところは別にして、やっぱりそういう可能な限りでの情報共有というか、そういったところは各課員が集まりながらやってきたような経緯はござひますので、そうやって正式に課をつくるということは難しいところもあるのかもしれませんが、そういった可能な限りでの情報共有を行いながら、スムーズな回収というか、そういったところは行っていきたいと思ひておりますし、そういった御提案もいただきながら、またこちらの課局長会議とか、そういったところでまた協議をさせていただければと思ひます。

以上でござひます。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） ありがとうございます。

もちろん債権の回収に関しましては、条例や法なども厳しくありますので、今すぐでどうこうという話ではないかと思ひますが、これから先、将来を見据えたときに、限られた職員さんでより多くの要望が出たときにどう対応していくのかというところを考えますと、やはり現状のままよりも何かしら進化をさせる必要があるのかなと思ひております。

また、先ほどの見守りに関しましても、本当に地域に住む者、住宅に住む者としましても、別に役場におんぶにだっこでいたいわけではありません。地域でもしっかり自立じゃないですけれども、公助、近助というものをしたいよねという話も出ております。それこそ災害に関しましても、私が住んでいる新町に限定しますけれども、新町の組では特にもし災害があったとき、どうするかと、避難訓練をしているわけでもありませんでしたし、もちろん連絡網なども今ない状態です。そこに関

しては、今、総務課に消防を経験された方が入庁されておりますので、その方にも相談しながら、地域として何ができるのかというところは今構築をしていかなければいけないよねというのを地域でも話している状態ですので、今後とも役場の方とも情報共有をしながら、よりよい住みよい環境を構築できたらと考えております。引き続きよろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。事業承継に関しましてですが、やはり町から事業者さんが減っていくというのは寂しいですし、活気もにぎわいもなくなっていくとなると非常に寂しく、なるべく避けたいことだと考えております。

現在、実際に事業承継を現在進行形で行っておられる事業者さんは町内には2件ございました。また、南小国町商工会、先ほど商工会がいろんな補助制度やバックアップ体制ももっているということでお話がありましたが、私もそう思っております。現在、商工会は、全会員さん172件に向けて経済動向調査を取られております。その中に、後継者に関する項目も設けられております。後継者はいますか、いない場合は、事業の譲渡や売却の相談を希望されますかとアンケートも取られているんですけども、これはまだ全件回収済みではないんです。途中でですけども、相談を希望したいという方が6件ありました。このほかにも後継者不在と明記された方も複数いらっしゃるということです。事業承継に関しましては、やはり希望したから、手を挙げたからといって、すぐに後継者が見つかるとは限りませんので、だからこそ早々に着手する必要があるかなと感じております。

これは3つほど御提案ですけれども、まず1つが周知かと思っております。広報などを通して事業の承継を町全体に呼びかけてはいかがかなと思っております。実際に実名を出して、事業承継をなさっている方にお話を伺いにいってきましたけれども、その方も後継者はいなかったと。でも、事業承継ということは知らなかったと。たまたまその方は、商工会に入っていたから、商工会の指導員さんがこういう制度もあるよということで声かけをしていただいたから、じゃあ、やろうかとなったということなので、事業承継を全ての事業者さんが御存じかといったら、そうじゃないかもしれませんし、また商工会は、先ほど申したとおり、172件の事業者さんに調査されておりますが、商工会が発表しております本町の商工業者数は262と言われております。差引き90ほどの事業者さんは商工会に入っておられませんので、特段のアプローチがない状態です。なので、ここで広報等を使って、町全体に呼びかけることで事業承継につながるケースというのはあるのではないかと思います。実際に商工会に確認しましたら、商工会員さん以外でも相談に来られても、会員さんのような込み入った相談というのはできないけれども、こういった補助がありますよとか、こういう制度もありますよという説明とか相談というのはで

きますので、ぜひ周知はしていただきたいということで商工会からも話が上がっておりますので、ぜひやっていただけたらと思っております。

そして、2点目の御提案が挑戦しやすい環境の整備が整えられたらと思っております。例えばですが、固定資産税の減免が数年でもあるとか、事業所を家賃として借りるのであれば家賃の補助があるとか、何か資金面のフォローというのもあったら、町として事業承継を応援していますという姿勢がつくれたらどうかなと思っております。菊池市さんなんかは、賃借料や土地を借りる場合は2分の1を補助しますとか、改修や建設費にも補助があったりと、いろいろ着手されておりました。また、この近辺では、阿蘇郡市ではさほどまだ事業承継について注力されているという自治体さんを私はまだお見かけしていないので、何かしら取り組めたらなと思っております。

そして、3点目の御提案ですけれども、住まいのサポートができたらと思っております。本町は空き家バンクとかもありますけれども、やはり住環境は限られております。宿泊施設さん以外の事業承継を考えたときに、やはり住む場所というのを探す必要が出てくると思っております。特に本町の場合は、冬場などでいうと、通勤をするというのは難しくなってくる場合もあると思いますので、町内の住宅なり、県職員住宅を改良したところとかでも1年ないし2年は住めますというのもできたらどうかなと考えております。

以上、3点、行政だからできるサポートというのものもあるかと思しますので、この点について、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ありがとうございます。

まず、この周知についてですけれども、事業承継については、後継者が不在だということで悩んでおられる事業者さんは非常に困っておられるかと思いますが、一方で事業承継というのは、それ以外にも財産であるとか、そういった部分の引継ぎというところで個人の資産に関わる部分もございまして、非常にデリケートな部分もございしますので、一概に行政側が行政の周知というところで行っている広報とか、そういったところで事業承継について個人もしくは法人の権利という部分も含めた周知を行うのは適切かどうかというところをきちんと判断しなければならないと思います。ですので、今すぐこれができるかどうかというのはこの場ではお答えができませんので、十分これは法に照らし合わせながら、町としてこの広報が適切かどうかということも含めて検討の上、町が可能であるならばやはり広報周知をする必要性も出てくるかなと思っております。まずは、法令に照らし合わせて、町として行政ができることなのかどうかということも含めて検討させていただきたいと思っ

おります。

また、2点目ですが、挑戦者が挑戦しやすい環境の整備ということで固定資産税の減免とか家賃の補助等々についてですけれども、こちらも固定資産税は税務課と十分な協議も必要ですし、また補助についても商工会、関係団体と十分協議をした上でどういったところが有効的なのかというのを含めて十分協議をした上で真に必要であるというところがあれば検討していきたいと思っております。今のところ、まだ町内では事業承継を希望されている方が2件というところで、今後、高齢化が進み、事業承継という問題を抱える事業者も増えてくるとは思いますが、まずは相談窓口としての商工会の機能の充実とともに、やはり商工会への加入というのでも進めてまいらなければならないと思っておりますので、そういったところは商工会の協力を仰ぎながら、なるべく商工会の有効的な取組を何とか事業者の皆様にご協力いただく機会も必要なのかなと思っておりますので、そういったところは商工会と十分足並みをそろえて、連携して進めていきたいと思っております。

また、住まいのサポートについてですけれども、なかなか佐藤議員の質問の中にも若干出てきましたけれども、移住定住に向けた住まいというのは非常にうちのほうも頭を悩ませているところでございます。空き家バンクにしてもなかなか移住定住につながるような物件が見当たらない。住宅についてもなかなか民間の住宅も少ないというところで厳しい状況でありますので、こういったところは何がしか策が講じられないかということで空き家の改修を1軒でもというところで今取組を進めているところであるんですけれども、そういったところで空き家を改修して、賃貸住宅として貸していただけるような部分がないかというところで、その取組を進めながら、何かいい方法がないか、まちづくり課としても模索しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 税務課から、先ほど御提案いただきました固定資産税の減免についてですけれども、まずその税金というのが法の定めがございます、なかなか特例というものが採用できないというのが実情でございます。ですので、先ほどまちづくり課長の意見にもありましたけれども、連携を取って、他町村でもそういう事例がないかどうか調査してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員、持ち時間、1時間となりますので、まとめて、最後をお願いいたします。

○9番（森永一美君） 分かりました。

ありがとうございます。

私は、事業承継は推奨したほうがいいと考えております。町のにぎわいを保つためにも事業者さんに存在してもらおうというのは非常に重要だと考えております。そのための打ち手を何かしら準備する必要があるというのが私の思いです。実際にそれこそ固定資産税とかというのは、例えばという例で御提案ベースで示させていただいたんですけれども、何かそれ以外に有効な手段があるのであれば、そちらをつくっていただきたいですし、町内でまず事業承継ということを御存じない方もいらっしゃるかもしれないので、そこに対しての周知というのが必要なのではないかと考えております。もちろん町がやるとなると、それに伴ういろんなリスクというものも考えていかなければいけませんけれども、これが危険だけ、あれがいかんけんというので、何もせんままだったら、それこそ先ほどの話じゃないですけれども、倒産の危機に遭われる方というのもしらっしゃると思います。黒字経営で倒産をされている方というのが今の日本企業は多くあります。防げるものであれば、ぜひ防ぎたいですし、何かしら有効な手段を御検討いただけたらなという思いであります。

また、私自身は8年ほど前に家族でこの町を選んで住んでおります。移住者というキーワードになるんだと思いますけれども、移住をした身からすると、住む場所と働く場所というのはマストが必要です。もし事業承継をできたとしても、住む場所がないとなったら、それはそれでまた機会損失になりますので、そういったところも併せて考えていく必要があるのではないかと感じております。

実際に、別ですけれども、山鹿市さんなどでは街に豊前街道というにぎやかな商店街があります。そこにやはり閉店シャッターが増えてきたよねというので、街として家賃を何年間か減免しますとか、いろんな施策を取られた結果、商店はとても増えております。山鹿市役所に直接伺って、数字なども教えていただきまして、こんなに増えるんですねという話をしたほど増えています。こういったものは、やはり行政じゃないとできないサポートだと思っています。町が事業承継のサポートをするかしらないかだと思っていますので、またこちらもこの場でのすぐの返答というのは難しいかもしれませんが、今後、2025年問題はあと数年後に迫っておりますので、何かしらまた検討をしていただけたらと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

町としましても、今いただいた御意見をもとに何ができるのかといったところをしっかりと考えてまいりたいと思いますし、いろんな法的な部分はもちろんあるんです。そういった法的な部分と照らし合わせながら、また、あとほかのよその自治

体の事例だったりとか、そういったところをいただいたりとかしながら、そういった中で私どもが何ができるのかといったところをしっかりと考えていきたいと思えますし、うちだったら、例えば夢チャレンジ補助金とかというものもありますけれども、あれはどうしても新規企業だったりとか、そういったところのサポートでの補助金でございますので、例えばこういったところの事業承継に関するものに枠を広げるとか、いろいろな選択肢は正直あると思っております。もちろんこれは商工会だけではなくて、農業だったりとか、林業だったりとか、ほかの産業にも言えることだと考えておりますので、そういったところはいろいろと情報を集めながら、またいろいろと情報をいただきながら、これからしっかりと協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） それでは、1時10分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き一般質問を行います。下城孔志郎議員の一般質問の前に、執行部より位置図、現況写真等の資料の配付の依頼がありました。

これより配付をいたします。

[資料配付]

○議長（平野昭夫君） いいですか。

それでは、引き続き一般質問を行います。

6番、下城孔志郎議員。

○6番（下城孔志郎君） 6番、下城でございます。通告書に従って、1点だけ御質問をさせていただきます。

中原小学校のすぐ下の四分一堰、今、執行部から御丁寧にも写真を提供いただきましたので、非常にありがたいことでございます。非常に珍しい風船堰、空気で膨らませる堰でありまして、町内ではここだけしかないんだろうと思います。あとはコンクリートでつくられた堰ということだと思いましたが、できて40年以上になるんだろうと思います。私たちの子供ときにはあそこは普通のコンクリートの堰だったように記憶しておりますが、その当時、何で風船堰にしたのかどうなのか、その経緯はさっぱり我々も子供でしたのでよく分かりませんが、やっぱり大水とかがあると、土砂がというか、石が流れてきて破るといふか、そういうことが設置してから何十年もするとそういうところがいっぱい出てきます。そのたびごとにそ

の水利権者の方がお金を出し合って補修工事をやる。早く言えば、パンクしたタイヤのチューブを塞ぐのと同じような作業が大規模に行われるということ。最低でも1回当たり10万円以上はかかると聞いております。

去年まではそうでもなかったんですけども、今年は本当に水がなくて、うちも一部、高齢者の方でうちを作ってくれということで、あそここのところに1町ほど田んぼを借りて作らせていただいているんですが、大体一番下のほうにありますものですから、大体田んぼというのは上からだんだんだんだん田植えをしていきます。ところが、1滴の水も流れないと。もともと中原というところは水が少ないということで、町内でも水が少ないということではありますけれども、しかし、今年みたいに水がなかったというのは本当に珍しいことだなと思います。実際の話、うちで先日の日曜日まで1か月田植えが終わるまでにかかりました。

この堰のことについて、水利権者が15人いらっしゃる。一番上の方は90歳のおばあちゃんです。一番下が私と同級生、今年62歳になりますけれど、15人を平均すると74歳。となると、この堰を改修するのを約1億円ぐらいかかると。いろいろ補助金とか何とかもあって、95%ぐらい補助があるとか何とかという話で、あと500万円ぐらいは自分たちで、それは受益者負担ということで、一部は当然出さないといけないというのはよく分かっているんですが、かといって、それなら、「もうお金を出してまでやれんぞ」という話が1点、それでも周りの皆さん方に迷惑がかかるから、当然のこととして、「それはお金を出してもちゃんと改修せいかんよ」という、そういう御意見。自分たちはもう作業ができないから、誰かに貸したいと。しかし、堰もなくて、水もなければ、借りる者もないという、そういうどちらかというと負のスパイラルにはまっているという状況です。「あそこ何とかせいかんよ」と、「何とかせいかんばってん、どげんしょうか」という話は、何年も前からあったやに聞いております。

そこで、何らかの方向性を見いだせないかなということを、今回、町にお伺いをしたい。また、四分一堰だけではなくて、ほかにも多分改修しないといけない堰もあると思います。そのあたりも含めて、御答弁をお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 6番議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の四分一堰は、正式名称を四分一頭首工、通称風船ダムとも言われております。下流域への農地8.9ヘクタールへの農業用水確保のため必要な施設として昭和48年度に設置されましたが、それから49年が経過し老朽化していることから、管理する四分一用水組合と昨年度より協議を行っているところです。役場に記録が残っている範囲において、平成3年度以降、特徴である風船部分の破損の補修

が多く見られ、町からの補助金はあるものの、毎回10万円程度の支出が関係者の負担となっている状況です。

そのような中、令和2年7月豪雨においても風船部分の破損が見られ、その補修が行われました。その際、施工業者より、仮に風船部分以外の施設修繕が必要となった場合、経過年数の関係から補修部品がない旨の連絡があり、その上で全体の更新工事費が土木工事費を除き1億13万8,000円の見積書が組合に提示されました。それを踏まえ、熊本県、町、地元水路組合と現地立会いを行い、補助事業として農業水路等長寿命化・防災減災事業の提案が県よりありました。しかし、工事費の5%程度の地元負担が発生する可能性が高く、最低でも約500万円程度の負担金が必要になるかと考えます。また、本組合は、上流に位置する中原中井手水路にも関係しており、平成28年度より実施された熊本県の技術支援による中原中井手水路トンネル災害復旧工事事業の負担金も支出していることから、関係者への負担はより大きいものと感じています。

本町では、同様の頭首工を維持補修する事業として土地改良施設維持管理適正化事業を実施しており、また水路改修などを行う団体営農業農村整備事業も実施していますが、いずれも地元負担金は工事請負費の5%となっています。四分一頭首工の上下流に目的としては同じ施設となる和田頭首工や池田頭首工がありますが、過去には、先ほど説明した土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、負担金5%が捻出されており、また令和4年度より実施する森園地区の同様の頭首工においても負担金5%の支出が必要であり、水路組合からも同意を得ているところであります。四分一頭首工の工事費用については、他施設の事業と比較しても多大な費用が発生し、関係者への負担が大きいと言えますが、負担割合については他の組合も同様の負担を行っている状況です。

御指摘のとおり、そのような中での農業経営は、非常に厳しく、高齢化も重なることで耕作放棄地により一層つながることが懸念されます。しかしながら、負担軽減のため、町などが全額負担を行い、施設の更新が完了したとしても、将来にわたる農業生産意欲や担い手の確保がなければその効果は薄いとも考えます。また、本箇所付近には上下流約700メートルの範囲に3つの異なる頭首工があります。当然水利権や地形的状況からこれらの施設が設置されたものですが、将来的に3施設の更新工事が再度必要となり、それに係る費用捻出も改めて必要となる可能性が高いと言えます。そのような意味でも、水利権の一本化や施設の統合も検討協議していく必要があると考えます。現時点では明確な回答ができませんが、関係する方々との協議を踏まえ、負担軽減の可能性を模索したいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、6番、下城孔志郎議員。

○6番（下城孔志郎君） ありがとうございます。

あそこには水揚げのポンプがあります。私も直接そのポンプを見たわけではありませんから、どのような状況かは私も分かりませんが、干ばつのときのためのポンプですから、ある程度口径が大きいポンプだろうと思いますけれども、こういうポンプの保守管理ということについては、町としてどのように捉えていらっしゃるんですか。また、そういうことを実施しているのかどうかをお願いしたいと思います。ポンプは、恐らく中原だけではなくて、ほかのところにもいっぱいあるんじゃないですか。馬場あたりないですか。それなら、中原だけかもしれない。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 御指摘のポンプについては、中原小学校の裏側にあるポンプ施設だと思います。そこについては、先ほど答弁の中に出てきました中原中井手の所有するポンプ施設という形の中で四分一用水組合もそれを利用しているという状況なんですけれども、基本この管理に関しては、もともと平成10年から平成11年頃だったと思うんですけれども、上中原地区、下中原地区一帯において区画整理事業が実施されました。その中で、質問の中にもありましたとおり、中原地区はもともと水が少ないという状況の中から設置され、石田、八反坪でしたでしょうか、上中原地区と今回の範囲の2地区がつくられたわけですし、町内を見ますと、そういった施設を広域的に利用しているという部分はありません。中原の2か所のみです。現実的にこの施設をつくった際にも、恐らくなんですけれども、5%の負担金が多分出されていると思います。正式的には区画整理を行う際に換地処分といまして、従前の土地と換地後の土地の面積等によって清算金が発生するものですから、5%を切る場合、超える場合、それぞれ発生します。いずれにしても大体5%ぐらいの負担がなされております。

一方で、こういった管理におきましては、基本地元で管理を行っておりまして、御指摘の中原小学校の裏側のポンプは、昨年度の農林課の補助金、これは水不足対象事業補助金ですけれども、その6月から9月を見た場合に非常に大きな口径といますか、150ミリ程度の口径が入っておりまして、そこを稼働した際の電気料が6万円から大体15万円の範囲で支払われております。それに対しての補助を農林課のほうでやっていただいておりますけれども、ただ、この稼働においても24時間稼働ではなくて、稼働すればするほど料金が加算されるものですから、非常に世話人の方が苦勞して、適正な必要な時間のみ配水をしているという状況でございます。このポンプ等も令和2年度に農林課で創設されました農業水利基幹施設整備事業補助金というものがございまして、壊れた際の補修に対する補助というものが

あるものの、やはり大きな負担が発生しているという状況でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、6番、下城孔志郎議員。

○6番（下城孔志郎君） いずれにしても、このことというのは、今日言ったから明日結論が出るとか、そんな話ではないということは私も重々承知しながら、今回この質問をあえてさせていただきました。結論がなかなか出にくいということだからといって、あまり先送りしていいという話でもないということを私は一番申し上げたいんです。数年前からの話ですから、今の答弁の中で、去年からそういう水利組合との話合いも始まったみたいな話をお伺いしましたけれども、地元の方が一番不安に思っているのは、結局どうなるのかなという不安なんです。役場をお願いしたいのは、いつまでにその方向づけ、対策案をまずつくろうと、いつまでにつくろうよと、地元と話をして。今年は無理なことは十分分かっていますから、今年いっぱいには方向性を決めようと。来年、例えば予算を何とかつけるような作業をして、再来年度には何とか作業ができるようなスケジュールということを考えていただきたい。そのことが何年たってもいつまでも風船の補修をしなければならないとか、そういうことをいつも不安に思っているわけですから、そういう意味で、まず計画を立てていただきたいと私は思うんです。これは余計なことかもしれませんが、午前中にやったお二人の質問、私の質問、そして午後からやる質問、今まであった質問、役場側から検討しますという話は、いろいろ相談しながらやりますという話は当然あるわけです。それは当然のこととして、そんなことはできませんとは言えないから。ばってん、話をこうして一般質問をした以上、どこかでこうします、あしますという、例えば計画であろうと、何だろうと、そういう物事というのは期限がある程度あって、そしてそれに対して、例えば半年でできないならば、もうちょっと時間が必要ですか、今度は1年ぐらい先にはできますとかいうような、そういうことが必ずあってしかるべきだと。これは、町長が議員のときも同じことを言っていたと思います。やっぱり期限がないものというのはないはずなんです。だから、半年間で計画を立てます。その半年間で県とか何とかに相談して、地元と話をして、こうしますというような物事を進めていくスケジュールというのは、これは立てられるはずなんです。そのことをぜひともお願いしたいです。これは、今の私の質問だけではなくて、みんなの質問の中で。今度、これは6月議会ですから、9月の議会のときまでは、そのことをどういうふうになるかをちゃんと答弁しますという、もしくは9月ではなくても、電話一本でいいわけですから、あの件につきましてはこうなりそうですとかということを、私は全ての議員の質問に対して、もしくは議員の質問だけじゃない。一般の町民が窓口に来て、どうする、何とかして

くださいという話についても、ちゃんとした答えをいついつまでにはこうなりそう
だという、そういう町の行政の町民に対する対応の在り方というのをみんなで考え
ていただきたいなど。恐らく国会にしても、どこの市町村の議会にしても、多分答
弁というのは、町のほうの答弁というのはそういうふうな、そのときは前向きに考
えますとか、そういうことしか、これは出てこないです。すぐすぐ、先ほど言った
ように、今日言ったから、明日答えが出るような質問をするはずもないし、ただ、
やっぱりそこに何らかの期限を切って。町長、いつまでにしますかという質問を私
はいつもしますけれども、そのことがやっぱり南小国町の役場はちょっと違うばい
という、そういう役場の町長をはじめ、職員さんであってほしいなということを、
これはここにいる幹部の皆さんだけじゃなくて、役場の職員一人一人がそういう職
員さんであってほしいと私自身は思います。

改めて、元に戻りますが、どうですか、町長、この話、課長も含めて、ある程度
の計画案というのをいつ頃までに、言ったら、例えば今年いっぱいとかできません
か。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 直接的なお答えの前に、先ほどお配りしました資料を見
ていただければと思うんですけれども、町長の答弁にもありました水利権の一本化
という答弁がございました。中原小学校を中心に上流側330メートル、下流側3
90メートル、720メートルの範囲の中に最終的には4つの異なる水路組合が存在
しております。その4つの中には重複する関係者、受益者、そういった方々もい
らっしゃいます。そのような中で、この農地を将来的に守っていくためにどうして
いくかということを考えた際に、やはり答弁の中にもございましたけれども、つく
られたものは将来的には壊れる可能性があるというところが当然の話としてあると
思います。その中で、昨年、四分一頭首工と和田頭首工の水利権が異なるもので
から、この短距離区間の中で頭首工が2つもいるかどうかという地元への投げかけ
を行って、併せて水利権を一本化できないかという提案を町からも行っております。
当然、先ほどの質問の中にもありましたけれども、中原地区は非常に水が少ない。
一方では、中原小学校のグラウンドに水をまこうと思って、河川からポンプを付け
て散水したことも地元としてあるんですけれども、一方では水路組合からお叱りを
いただいたこともあります。それぐらい非常に貴重な水の中で水利権というのは非
常に大きな問題であるということは理解していますが、費用、担い手、農地の保全、
そういったところを考えると、そういった部分に入り込んでいかなければ将来性
というのが非常に厳しいんじゃないかと考えています。

そういったところを踏まえると、先ほどの質問にありました期限という部分に関

してなんです、当然期限につきましては過去の議会においても同様の指摘をいただいておりますので、そこは十二分に理解したところで、町が全ての権限において発注するのであればそういったスケジュールに関して答弁をすることはできるんですが、対外的な部分、組合、そういったところとの話合いに応じて形成される問題であれば、町のほうで一方的に期間を決めて何らかの形で実施するという答弁は非常に難しいと思っています。しかしながら、御質問にあるとおり、高齢化、農地、担い手、町の活性化、農業の活性化、そういったところを踏まえていくと早急な対策が必要であると思っています。今後の対応につきましては、予算あつてのいろいろな計画、そういったところになりますので、その中には当然議会等も含めて関連してきますので、この場では発言はできませんけれども、何らかの形で情報提供していきなり、併せていろんな委員会とかも含めて協議をさせていただければと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 御指摘、ありがとうございます。

いただいた御意見等々に対する返事とか、そういったところの状況がどうなっているのか分からないといったようなお話に関しまして、私どもとしましてもお返ししている部分はもちろんありながらも、返しきれていない、どうなっているのか分からないといったような部分も多々あったのかなと思っています。私自身としましても大変申し訳なく思っております。そういったところに関しては、こちらでもう一回整理をさせていただきながら、一般質問に関しましては大体質問の内容がこれまで出ておりますので、そういったところに関しましてのこれまでの状況とか経過とか、そういったところを私の責任の下に調べたいと考えております。また、それ以外の、例えば窓口とか、そういったところに来られたときの御意見に対する御回答だったりとか、そういったところが漏れている可能性はもちろん十分にあるかと思いますので、議員の皆様方も来られたときに「あの件はどぎゃんなったとっただろうか」とか、そういったところのお話をそのときに窓口で聞いていただくことももちろん必要でしょうし、そういったところでお互いにやり取りをできていけたらなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、6番、下城孔志郎議員。

○6番（下城孔志郎君） 日々、町長をはじめ、職員の皆さん方、昔と比べて本当に仕事量が微に入り細に入り時間に追われる毎日であるということは十分理解しています。ただ、そういう中で、やっぱりぜひともこの問題だけではなくて、きちんとし

た計画なり何なりを作っていたいて、先ほど建設課長が言うように、役場だけじゃなくて、地元の話合いとか、そういうところも必要だということも十分理解した上で、改めて言っています。このまま座して待つとくわけにはいかん。何とか方向性をつくらないかんということ、これを改めてお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。

それでは、下城孔志郎議員の一般質問を終わります。

その前に、消毒をいたしますので、少しお待ちください。

引き続き、一般質問を続けます。

4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 4番、井上でございます。通告に基づき、2点質問をさせていただきます。

まず、第1点目、一人住まいや年配者の孤立化防止の策をとということでお尋ねします。2点目、畜産業への援助及びその対策をとということで2問を質問いたします。

1点目、人口が減少する今日、社会参加の方法が少ない今日になっております。孤立したり、人と話す機会が少なくなって、うつになるリスクが増えているのではないかと思います。町として社会参加型のまちづくり策はないかをお尋ねいたします。

2点目、畜産業の援助対策を、円安による経済影響が甚だ農業や畜産業に、あるいは全ての経済に出ております。特に畜産業に関しましては、飼料代の高騰、燃料代、いろいろと出費が重なるようになってきております。牛も価格が下がり、経営上、非常に厳しい状態になっているかと思えます。何らかの援助はないかをお尋ねいたします。それと、また今後、畜産業に対して対策をどのようにしていくのかも伺いたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の件でございます。団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年には全国的に高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口の減少とともに、高齢者の一人暮らしの増加や死亡者数の増加、認知症高齢者の増加が予想され、医療費や介護費の増大、それに伴う現役世代の負担の増大へと影響が及ぶことが推計されております。

本町では、既に高齢化率は40%を超え、都市部以上に高齢化は進行していることから、いかに高齢者がいつまでも元気に暮らし続けることができるかが喫緊の課題となっております。特に、高齢者のうつは認知症に進行するリスクが非常に高く、

人との交流の機会をなくさないための取組が重要になることから、現在、次のような施策に取り組んでおります。介護のリスクが非常に高い方を対象にした短期集中型の予防教室「元気が出る学校」では、運動機能だけではなく、認知症予防や口腔機能向上、栄養改善に集中的に取り組む、閉じこもり予防や生活機能改善を図っております。次に、継続して健康維持に努めていただくための予防教室「いきいき元気アップ教室」を3教室開催しており、そのうちの1教室はプラス教室として、湯田の湯夢プラザのトレーニングマシンを活用した教室として開催しております。地域で気軽に健康づくりに取り組んでいただく方のためには集会所等へ集まる通いの場を展開しており、町内13か所において週1回の健康体操に取り組んでいただいております。いずれの事業も週1回集まることを基本としており、健康維持だけではなく、人との交流を通じた社会参加を図ることも目的として実施しているものでございます。これ以外にも社会福祉協議会が実施するふれあいサロンの取組や老人クラブの活動、グラウンドゴルフなどの生涯スポーツの活動も高齢者の社会参加を図る取組として展開されております。

しかし、一方で農作業や就労を現役で続けていたり、ボランティアや趣味活動に関心がなく、そのような活動に参加していない高齢者がいることも現状としてあり、このような層にアプローチし、参加しやすい環境づくりをしていくことも高齢者の社会参加には必要なことと考えております。高齢者の社会参加は、健康維持や認知症リスクの軽減、生きがいに寄与するものです。町としても関係課や地域福祉活動を推進する社会福祉協議会とも連携し、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを目指してまいりたいと考えております。4番議員におかれましても、何かしらアイデア等があれば御教授いただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問でございます。

農業を取り巻く環境は、円安といった為替の変動や海外穀物価格、海上運賃、原油価格の上昇といった影響により、飼料や燃料等の価格が高騰し、農家、特に畜産農家の経営を圧迫しており、厳しい状況にあります。これらは、為替相場や穀物市場、海上運賃の変動といった国際情勢に影響を受けるものが大きく、根本的な対策としては国の施策に頼らざるを得ないところがあります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻などによる今回の価格の高騰は一過性のものではなく、今後の世界情勢によっては当面続くものと予想されますので、何らかの手を打たなければ廃業する畜産農家も現れるのではないかと思います。

本年2月には南小国町和牛部会より執行部宛てに陳情書も提出され、その中でも畜産を取り巻く情勢の悪化、畜産経営の深刻な現状が記されておりました。そこで、

現在できる対策として、まず1つ目が本町の広大な牧野を活用した飼料の確保です。畜産農家と牧野組合へヒアリングやマッチングを行い、未活用の原野を活用していただき、牧草を採草することで購入飼料の量を僅かでも減らしていただくということです。2つ目がWCS（ホールクロップサイレージ）の活用による粗飼料の確保です。WCSは稲発酵粗飼料で水田で生産できる良質な粗飼料として水田活用の直接支払交付金の対象作物となっており、作付けする耕種農家が交付金を受け取ることができます。また、農家の経営継続の支援策として、今回の補正予算において飼料・燃料費高騰対策補助金を計上しております。これは、令和3年に使用した飼料代、燃料代、肥料代の1割を補助し、高騰した燃料代等を補填できるように創設したものです。さらには、まちづくり課の施策ではありますが、今回の補正予算で南小国町町民向け商品券発行事業、いわゆるくらし応援券の発行を予定しており、その使用可能店舗の中にJA阿蘇小国郷中央支所を追加する方向で話を進めておりますので、購買にて資材等を購入することも可能となる予定です。現在のような厳しい状況がいつまで続くか分かりませんが、町としても国や県などの動きも踏まえ、支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。本当に頭が下がる思いでございます。

1つ目の孤立化防止策をとということで、1つだけデータを読ませていただきます。よろしゅうございますか。

京都大学の調査部が調査した中で、うつになるリスクは都市部より農村部の高齢者のほうが1.2倍高いことが京都大学の研究チームの調べで分かりました。人口密度の低い市町村ほど趣味などグループ活動への参加が少なく、研究者は、社会参加を促進する環境づくりがうつ予防に欠かせないと指摘をしております。

それで、非常にいい策をいろいろ町として打っておりますので、私として提案を2件したいと思います。まず、1件目は、社会参加におけるポイントカードの設置。それと、2番目は、やはり健康で頑張っていけるということは体を動かすことだと思います。年配者でも労働力として十分使える人たちがたくさんいますので、できれば今シルバー人材センターがいろいろやっています。確かこれはできて7年ぐらいになるかと思います。このあたりをもしできれば、さらなる斡旋で、ある人から言われたのは、「仕事があるときだけ呼ばれるのが非常に困る」と、「俺たちはまだ動けるんだから、年間50万円とか80万円ぐらい稼ぐことは可能だ」と、「そのくらいを定期的に出してくれば、仕事は十分やれるし、若い者には負けんぞ」という意見を2、3人から僕は言われてまして、「そのあたりをしっか

りつくれ」と、「そうすればみんな元気で、町の人材不足にも寄与できるじゃないか」と言われましたので、ポイントカードをつくるのと、もう一つはそのあたりの仕事の斡旋、これはやはり働く方の特技だとか体力、いろいろなものを考慮しながら、年間幾らほしいんだという、そういう希望も踏まえたような仕組みをつくっていただきたい、この２点をお願いしたいと思います。これに対して、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、ポイントの件でございます。介護予防ポイント事業というのがありますけれども、介護保険施設等での介護支援活動、それ以外には保育所での保育支援活動、要支援認定を受けた方の御自宅で生活支援活動、そういうものを行って、ポイントが貯まり、貯まったポイントを物品に換金をする、という事業がございます。介護保険施設等では行事とかレクリエーションなどの補助とか話し相手とか、そういう食事介助の補助だったらテーブルふきとか配膳とか、そういう部分のところですね。保育所であれば遊びの補助、花壇、菜園の手入れ、園内の清掃とか、そういう部分でありますけれども、この事業に参加いただくことによって、外出の機会の増加や社会参加の推進を図り、高齢者の方に社会的な役割を担っていただくことで、生きがいつくりや介護予防につなげることを目的として地域活動など様々な活動へ参加するきっかけづくりを目指すというところがございます。

今、町ではそのポイントを介護保険関係では行っておりません。阿蘇郡内でも今このポイント制というのはされてはおりません。県内で7市町村が少し行っております。介護予防のポイント制というのは、ボランティアというところも一緒になったような形でございます。今、町民課が健康づくりのポイントというところで行っております。この金額というのも保険者努力支援分の特別交付金ということで歳入が入ってくると。お金の部分に関してはそういう形になっておりますので、介護保険のほうも高齢者の方のためにそういうポイント事業というところを、今後、町民課の動向なんかを相談もしながら考えていきたいと思っております。

それと、シルバー人材センターにつきましては、高齢者の方に臨時的かつ短期的、またその他軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化への貢献を目的とする組織という形で位置づけられております。また、高齢者の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行うこととなっております。就業日数と就業時間は、おおむね月10日以内またはおおむね週20時間以内を超えない範囲となっております。このため、複数の高齢者で時間や日にちを分担

して行うローテーション就業が基本となっておりますので、非営利事業でもありますから、高い報酬にするというわけにもなかなかいかないと。あとは、地域の一般業者との比較で価格設定が安すぎても民業圧迫というところもありますので、なかなか難しいと。シルバー人材センターのところの報酬を高くしたりするというのが厳しいところがあるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 先ほどのシルバー人材センターの関連でシルバー人材センターというわけではないんですけれども、今、地域の人材環流ということで事業者が人材不足の点がある、また働きたい人がこういった仕事はできるんだけどという人が働く時間が限られている、今まで合わなかった部分をマッチングさせるために人材環流事業ということで仕事コンビニという手法を用いまして人材のマッチングをして、人材不足の事業者に対してそれに合った方に仕事をしていただくという仕組みを今つくろうとしておりまして、本年度中に何とか稼働していきたいと考えております。その中では、高齢者、一般の方、垣根なく、できる方ができることをという形になりますし、それはあくまで仕事の斡旋ではなくて、委託という形で仕事を受けていただくという手法でやりたいというところで今準備を進めているところでございます。そういったところも高齢者の生きがい活用というところで、できる方はこういう仕事をやってみたいという方がおられれば、そういった活用もできるかと思っておりますので、関連としてお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。

いろいろ策があるみたいでございますので、やはり子供と老人が元気な町、これだとやっぱり南小国町も活性化すると思います。元気な人たちをつくりましょうよ。そのためには、各ディビジョンというか、部署ごとにこうだから、こうだからじゃなくて、やはり働ける人はどんどん働いてもらおうと、そして健康で長生きして、医療費も抑えようということで、ポイント制と、働ける人が働いて、楽しむという町にしていきたいものですから、ぜひその2つは進めていただきたいと思います。これに関しましては、この2つをぜひお願いをして、質問を終わります。

あと、畜産業でございますけれど、本当今度の予算を見ますといろいろタイムリーに表現していただいて、感謝している次第でございます。ただ、今までいろいろ挑戦した中で周年放牧だとかいろいろやってみたかと思っておりますけれど、そのあたりは今どのようなになっているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

町でも今現在も周年放牧ということはやっているところでございますけれども、GPSあたりを使いまして管理の軽減化、そういったところを町の委託事業として現在もやっているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。

先ほど言っていました、今後はいろんな経済不安、世界情勢の中で変化が起きた場合に、やはり自給自足というのか、自分のところで飼料とかいうのは育成するという基本的な考えは必要かと思います。その中で、特に農地の放棄地だとか休耕地がありますので、そのあたりと畜産を組み合わせた中で飼料の育成、そして需給体制を取るということが非常に大事かと思いますので、そのあたりをぜひ援助願いたいと思います。そして、周年放牧という新しいパターンを南小国で入れて、僕はいい考えだと思いますので、これをより発展的に、テスト段階ではないと思いますので、実施段階にそろそろ入る時期かと思いますので、そのあたりを公募なり、いろいろな策を立て、ぜひ推進していただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。

○4番（井上則臣君） はい、いいです。

○議長（平野昭夫君） それでは、2時20分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問の児玉秀次郎議員ですが、児玉秀次郎議員から資料の配付をいたしますので、許可いたします。

配付をお願いします。

[資料配付]

○議長（平野昭夫君） それでは、引き続き一般質問を行います。

7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） 7番、児玉です。それでは、通告書に基づき、一般質問を行います。資料配付、どうもありがとうございます。こちらに基づいてお話をする部

分もあるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

町水道である立岩水源地の泥水混入の要因の検証についてをお伺いいたします。
今年３月の大雨により水源地上流から大量の泥水が貯水タンクに流れ込み、今年は雨が少なく、タンク内の湧き水の水位が下がっていたため、飲料水が濁ったことも一つの要因と考えられますので、川水がタンクに流れ込まない対策を取り、再びこのような災害が起きないように、どのような対応を行っていくのかをお尋ねします。
また、大量の泥水が流れ出たことの要因についてもしっかりと検証を行わなければならないと考えます。

２年前の７月の豪雨で水源地上流５００メートルの場所で土砂崩れが発生し、町道の暗渠が詰まり、日増しに土砂が堆積していたため、早めの撤去を担当職員に地元からは何度かお話をしましたが、撤去はされずに、昨年９月になって、崩壊した道路周辺の工事と併せて川底の部分だけの撤去が行われたわけでございます。この暗渠が詰まった時点で大量の土砂が堆積する前の早めの撤去を行っていたならば、今回の泥水混入は防げたのではないかと私は考えますが、その撤去を早期に行わなかった理由についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ７番議員の御質問にお答えをいたします。

令和４年３月１８日から２３日に発生しました赤馬場地区及び満願寺地区の一部における飲料水としての使用停止につきましては、多くの方々に御迷惑をおかけしましたことに深くおわびを申し上げます。

その原因としまして、河川内にある水源の湧水量が一時的に減少したことから、湧水取水井内の水圧が減少し、３月１８日の午前２時からの降雨、日雨量７０．５ミリにより河川の表流水が濁り、水圧が減少した取水井内に流れ込み、湧水を導く導水管、満願寺配水池、市原配水池に流れ込んだことから、御家庭や事業所等に水質基準を超える濁った水が配水されたと推測します。

御指摘にある令和２年７月豪雨による町道の暗渠の詰まりについてですが、撤去の要望があったにもかかわらず、その対応が多くの災害件数により遅れたことについてはおわびを申し上げます。

この町道の災害については、水源より５００メートル程度上流に位置し、道路の路肩決壊が発生しました。その上、決壊部分に道路を横断する形で山林からの排水を行う暗渠が埋設されていましたが、その上流側に山林からの土砂等が堆積し、暗渠からの排水ができない状況となっていました。その土砂堆積の撤去について、役場より令和３年６月の梅雨前までに撤去を行うとしておりましたが、他の工事の関係から遅れが生じ、実際に撤去工事を行ったのは令和３年９月２８日から１０月１

日の期間であり、また町道の災害復旧工事が令和3年11月15日に完了となりました。

御指摘にある暗渠が詰まった時点で大量の土砂が堆積する前の早めの撤去を行っていたならば、今回の泥水混入は防げたのではないかについては、令和2年7月の豪雨災害発生以降、令和4年3月17日、濁りが発生した前日に至るまで水道の濁りがなかったことを考慮すれば、土砂堆積撤去の早期完了や撤去の範囲が原因ではないと考えます。

しかしながら、早急な土砂撤去ができていれば、地域住民の方々の生命や財産のより一層の安全確保につながることは当然のことであり、災害発生時における優先順位等を再検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） ありがとうございます。

立岩の飲料水が濁って飲めなくなったというのは、私の記録では2016年の熊本地震の一度だけだったと記憶しています。しかし、近年の異常気象で予期せぬ事態は今後いつ発生するか予測がつかない中、生活する上で水は欠かせないものでございます。先ほどの町長の答弁とダブりますけれども、今年の3月18日に発生した大雨により、町水道である立岩水源のタンクに泥水が入り、市原地区、満願寺地区などの水道水が飲料水として使用できずに町が給水車で対応する結果となりました。本来であれば、貯水タンクからはオーバー水が湧き出していて、横を流れる川の水が入り込むことはなかったのですが、今年は例年になく水量が少なく、タンク内の水位が下がっていたため、上流から流れ込んできた大量の泥水がタンクの中に入り、飲料水が濁ってしまったのではないかと考えるわけでございます。

今回の泥水混入の要因は、これはこの資料に基づいてお話をさせていただきますと、立岩水源の貯水タンク、これは1番の写真でありますコンクリートで囲ってある部分ですね、これは貯水タンクと呼ぶのが正しいかどうか分かりませんが、今回はこんな表現でさせていただきたいと思いますが、この貯水タンクと横を流れる川の水位がほぼ同じレベルだったと考えますので、このようなことが起きた。今後、このようなことが起こらないように提案として、一つは貯水タンクに川水が入り込まないように、写真でもお分かりのように、川幅が狭いわけですので、水の流れを妨げないようタンク周りを鉄板あるいはコンクリートで高く覆うような工事が必要ではないかと考えます。もう一つ、2つ目の提案としまして、現在、立岩水源はこの1か所のために今回のような事故が起きた場合の対応策として、水源横の川を挟んで、そこにコンクリート擁壁があります。このタンクの写真でまた2番を見

ていただきますと、ずっと上のほうから擁壁が長く伸びています。この擁壁の横、これで見ると左側のほうですね、擁壁があり、擁壁沿いは町有地でございます。町有地の中に、3番のほうですけど、水源の真横です。ここに同じ水質の湧き水が相当量出ているわけでございますので、さらにこの擁壁で川の水はここには入らないと。水源タンクのほうには川水がレベルが一緒ですので入り込んだわけですけども、擁壁のほうではまず川の水は入らないということで濁ることはないのではなかろうかと思いますので、ここにもう一つ予備の貯水タンクをつくり、現在ある水道管につなげれば水源の切替えができるようになり、今回のような事故が起きた場合、給水を止めずに対応できると考えますが、これについていかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、町長の答弁にもございましたけれども、先の飲料水の停止期間におきましては、多大なる御迷惑をおかけしたことを、まずもって、おわび申し上げます。

その上で、今後の対策という形になりますけれども、御指摘いただいた内容も含め、また後の一般質問にも関係する案件でもございますが、根本的に水道事業の計画等を見直す必要がございます。水道事業を行う者は、原則として市町村となっておりまして、当然認可を取得すれば市町村以外もできる、かつ、町の同意もあればできることではあるんですけれども、原則は市町村が行うという形になっております。そういった中で、先ほど認可という言葉をとりましたけれども、水道事業を行う者は厚生労働大臣からの許可を受けて、初めて水道事業というものができることになっております。その認可を受ける際に、水源となる場所の指定、取水する方法、原水の水質基準、浄水後の水質基準等、また水質管理基準項目においては51項目、その他の水質目標設定項目として121種類、そういったものの結果が必要になってきます。

先ほど提案いただきました、まずタンクを覆うような工事ということで、一つの今回の濁りの要因としては、「取水井」と私たちは申しております、この取水井内の水位が上昇した際に直径2センチ程度の穴があいていまして、そこから湧水が外に出るような形になっているんですけれども、御指摘のとおり、水位が下がれば、私たちとしては「水圧が下がれば」なんですけれども、そこに流入があると。その結果、水道水が濁るという結果になりますので、そこを塞げば一つの要因にもなるのかなと思いつつ、かつ、タンクの周りを防げばそういった可能性はあるかと思えます。しかしながら、一方で何らかの工事、もしくは重機による工事、そういったものをやるということは、あくまでも危険性なんですけれども、地下水の水道（み

ずみち)が変わるという可能性もございますので、非常に慎重な対応が必要ではないかと考えています。

一方で、2つ目の案として、河川の対岸側の湧水の利用という形で提案をいただきましたけれども、経済建設委員会でも同様の、委員会としての提案ではなくて、いろんな御意見をいただいたところであるかと思いますが、まず同じ水質であるかどうかという検査が必要です。その上で、かつ、人の飲用に適するものかどうか。人の飲用に適するかどうかというのは、様々な案件があって、そこで当然水道事業としての認可を取得しなければならない。そういったものもございます。かつ、先ほど質問にもあったとおり、バックアップ的な機能、1か所の水源ではなく、他の水源からの飲用水としての利用、もしくは他の配水区からの飲用水としての利用も可能性としてはあるのかもしれませんが。そういったところの見直しを計画給水人口等も含めて、再度見直す必要があると考えております。補正予算にも上がってきますし、あとの一般質問でも同様にかぶる部分がございますけれども、そういったところを再検討した上で早急な対策をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(平野昭夫君) はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番(児玉秀次郎君) 当然水道事業ですので、様々な認可、水質の検査等、それはあると思いますけれど、そういう過程は当然行った上でのこれは提案です。さらにそういうタンクを新たに作るなり、また、今のタンクの周りに川水が入らないように鉄板あるいはコンクリートを高く積み上げたらどうかという話につきましても、それはそれでまた地下水あたりが汚れるという、そういう心配というか、それは当然ついてまわるとは思いますけれど。しかし、それをしないことにはまたいつどういいう災害が起こるか分からないわけですので、それは重々そういう意見は出るとは思った上でのこういう提案でございますので。しかし、これも、今、こういう異常気象のときでございますので、何らかの対策は必要と思っておりますので、私の提案でなくても結構でございますので、そういうふうに町民の皆さんに飲料水を心配なく飲んでいただけるような、そういう給水が止まることのないような、そういうやり方で進めていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次に、泥水が濁ったという部分についての質問でございますけれど、2年前の7月豪雨で、町長、先ほどそれについての御答弁もいただきまして、大変忙しい時期も重なったり、梅雨の時期も重なったりということでございましたけれども、それはそれでそうだろうと思っておりますけれど、一応僕なりの意見として、2年前の7月豪雨で水源地から500メートル上流で起きた土砂崩れで町道の一部と擁壁が壊れて、さらに道下の暗渠が詰まって、雑木や土砂が堆積したために、その工事は昨年9月

に行ったわけでございますけれども、私個人として工事が終わった後に現場を見て感じたことは、そのときは、それは後の話ですね、水道管に泥水が流れるということは想定もしていませんでしたけれども、工事の後を見ても、堆積している両サイドの護岸には大量の流木や土砂が上ってしまっていて、それは今でもそうですけれども、そこところは撤去せずに、ほんの川底の部分だけをさらえるような工事のやり方を見て、これでは大雨が降ったら、多分下流に泥は流れ出すだろうと私は個人的にはそうあの工事の後、思った次第でございます。水源地上流から大量の泥水が流れて、水道水が濁った要因については、やはり早期に流木及び土砂の撤去を暗渠が詰まったときに行わなかったことがあるのではないかなと考えている次第でございます。

いろんな忙しさもあると思いますけれど、2年前の時点で、その話は担当のどこまで話がいったか、それは知りませんが、何回も話はやっているはずで。みんなの話もあって、1年が過ぎた後の着工の在り方にも問題があったのではないかとということで、なぜできる部分ができなかったのか、予算だけのことでできなかったのかということ、また再度このところをお尋ねします。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、水道の今後の対策のほうになりますけれども、そこについては、先ほど答弁したとおり、そういった計画、そういったものを含めながら、かつ対策が行える前の対応といいますか、起こった場合の対応になりますけれども、そこについても特別会計の補正予算のほうで若干計上しておりますけれども、何らかの対策ができるまでは応急給水という処置を取らざるを得ないという部分もございます。できるだけ早く何らかの形で方向性を示していきながら、7月の広報になりますけれども、今回の濁りに対する原因に対しての周知、かつ今後の対応に対する周知、そして不定期にはなりますけれども、水道事業として取るべき今後の方法、方針、そういったものは情報として周知していければと思っております。

その上で、濁りについてなんですけれども、町長の答弁にもございましたけれども、まず令和4年3月18日の日雨量が70.5ミリということで答弁があったかと思えます。令和2年7月豪雨以降になりますが、この日雨量を超える日になりますけれども、令和3年5月17日に108ミリ、令和3年5月20日に130ミリ、令和3年5月27日に88.5ミリ、令和3年8月12日に163ミリ、令和3年8月14日に87.5ミリ、令和4年4月26日に80ミリという大雨が降っております。結果的に、当日濁った日雨量を上回る雨量が降ったにもかかわらず、結果として水源の濁りはなかったという状況ですので、一つの要因としては土砂撤去を早めに行わなかったことによって土砂撤去をした後の地山が落ち着いていないこ

とから表面土、表面となる土ですけれども、そこが落ちていない中での多少の流出、そういったところは当然としてあるかと思いますけれども、結果として濁っていない状況下であれば、かつ湧水が低下していないという状況を踏まえれば、やはり湧水量が減ったということが一番の原因につながると思います。

1991年から2020年までの気象庁による過去の観測データによりますと、先ほどの質問の中にもありましたけれども、降雨量が非常に多いという中で、令和4年2月なんですけれども、大体平均が2月が107ミリ降っております。そういった中で27.5ミリしか降っておりません。そういった要因というのが非常に湧水が低下した原因ではないかと思います。1月についても73.8ミリある平均値が45ミリ、12月についても70.7ミリあるものが30ミリ、その程度の雨量しか降っていないことによって、湧水量が減ったことにより河川の表流水の濁りがあったと。

先ほど提案の中にもありましたとおり、取水井の防護といいますか、流れ込まないようにするための対応、対策、そういったものは一つの今後の可能性としてあるかと思います。ただ、一方で、町長の答弁にもございましたけれども、早めの撤去をしていれば、いろいろな形で水源だけではなく、安心・安全、そういったものを含めて、早めの撤去をすることが可能であれば、こういった話にもならなかったかなということは理解しておりますので、大規模災害が発生したときには非常に請負業者も難しいところはあるんですけれども、できる限り人家に近いところの対応と、早急な対応ができるようなところも含めて、建設業組合とかとも話をしていければと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） ありがとうございます。しっかり対応していただきたいと思えます。

最後に、災害工事の関連でございますので、お尋ねというか、私なりの思いというのを話させていただきますと、復旧工事では崩壊した現場周辺の道路の舗装が行われております。その舗装工事が終わったその先、20メートルぐらいの範囲内において、その部分はきれいになったんですけれども、20メートル以内の部分では塗装が剥がれ落ちて、陥没した箇所も何か所もあるような道になっておりまして、災害の部分しかないといえ、そこまでですけれども、町道でありながら、何でそこまで、その先も陥没して、ひどいじゃないかというところもあるんです。それは、担当が見ても誰が見てもそういう話だけど、しなかったと。私たち道路利用者としても本当は疑問を感じたわけです。いくら公共工事だからといって、そこで打ち切

る。これから先はがたがたになっけていても、舗装はここまでという、そんなふうに分り切っていくものなのかという思いがあったものですから、本日質問したわけです。課長あたりもその現場にこの前行って見られたと思うけれど、多少なり感じたところはあるんじゃないかなろうかと思ひますので、今回のこの現場に限らず、あと一歩延ばせばもうちょっと道はきれいになるところがたくさんあるんじゃないかなろうかと思ひて、これにつきましては答弁はいいんですけど、あと一歩ですね、そういうところもあると思ひます。今回の工事の現場の後を見ると、本当につくづくそう思ひたわけです。もうちょっと先、本当陥没が激しいところを何でしなかったのかという思いがありましたので、今日の質問はこういう話ばかりだったけれど、それも踏まえて、今日は話をさせていただきました。

担当課におきましては、6年前の熊本地震、また2年前の九州豪雨ということで本当業務多忙と思ひうんですけども、今回の水源地の上流での災害工事には当然予算的なこともあると思ひますけれども、今回のようなことが発生しないよう、しっかりと設計、発注の仕方を考えていただき、今後に生かしていただけたらなと思ひます。

以上で終わります。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですね。

○7番（児玉秀次郎君） はい、いいです。

○議長（平野昭夫君） 一般質問の前に消毒をいたします。

今、配付された資料は回収いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） 5番、矢津田です。通告書に基づき、1点質問したいと思ひます。

今年も田植えの時期が終わったかと思ひますが、稲作に補助をとということで質問したいと思ひます。近年、肥料、原油等、稲作に係る経費は年々高くなっているかと思ひます。反面、米の単価は下がっている傾向にある。米農家の高齢化が進む中で耕作放棄地の増加が懸念されると思ひますが、町としては今後どのように対策を考えているのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番議員の御質問にお答をいたします。

先ほどの4番議員に対する答弁と重なりますが、現在の農業を取り巻く環境としては、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻を発端とした世界情報の変化により、為替の変動や海上運賃、原油価格が上昇し、それらを起

因として燃料や肥料等の価格が高騰し、農家の経営に悪影響を及ぼしています。

一方、米単価は、令和3年産米あきげしきが60キロ、1俵当たり1万1,520円で、前年比約85%、令和元年度と比較しても約91%となっており、需要の減少等の影響で年々下落傾向にあります。令和2年度にウンカの被害が発生した際には見舞金を交付し経営の継続を支援したところですが、米の価格低下は経営の意欲を減退させる要因であるため、何らかの支援が必要であることは理解しております。

しかし、食用米の需要が減少している昨今では、食用米以外の利用を推進することも水田の利活用につながり、耕作放棄地の増加を防ぐことができるのではないかと考えます。その一つが飼料用米または牧草の作付けです。WCS（ホールクロップサイレージ）は、水田で生産できる良質な粗飼料として、現在、作付面積が増えています。飼料高騰対策としても有効ですし、作付けする農家は10アール当たり8万円が助成されるため、所得の向上にもつながります。ちなみに、牧草の場合も10アール当たり3万5,000円が助成されます。畜産農家の負担軽減や雇用創出に向けたコントラクター、これは作業の受託組織ですが、そういったものの形成などの仕組みづくりも検討していきたいと考えております。昨今の小麦の高騰対策として、現在、小麦粉の代用品として米粉の需要が高まってきておりますので、米粉用の作付けの推進も検討してまいります。

また、こちらも4番議員に対する答弁と重なりますが、農家の経営継続の支援策として、今回の補正予算にて飼料・燃料費高騰対策補助金を計上しております。ただし、この補助金におきましては、町の補正予算作成後の6月3日に政府与党が農家支援のための補助金制度創設の検討に入ったことが報じられました。このことを受け、今後の執行につきましては、国の動向を注視しながら慎重に対応してまいります。今後も農家には経営意欲が後退しないように支援を行い、また水田を利活用することで耕作放棄地の拡大を防いでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） 農林課長にお尋ねしたいんですけど、今現在、中山間支払制度にかたっている面積と、それに対してかたっていない水田があるかと思いますが、その面積を分かれば教えていただきたいと思います。

それと、町長に伺います。大変水稻関係は厳しい中で水田維持ということで作っています。その中で、反当たりどのくらい経費がかかるか、町長、分かりますか。分かれば。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 5 番議員の御質問にお答えいたしますが、すみません、今手元に中山間地の面積等の資料等は準備できておりませんので、後ほど御説明したいと思います。申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

私もそういった 1 反あたりに幾らぐらいの経費がかかるのかといったところに関しましては、すみません、私も数字をつかんでおりませんので、大変申し訳ないんですけども、御教授いただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、5 番、矢津田道夫議員。

○5 番（矢津田道夫君） 町長も田を作っていると思いますけれど、受託している関係で反当たりの経費が分からないということだと思います。それにつきまして、本当にいうと、中山間にかたっていない方々の、私たち中山間には反当たり 8,000 円の補助がつくんですけど、全く入っていない水稻関係を作る人たちは本当このままでは作っていく経費だけかかって、米の単価は、先ほど言った 1 万 1,000 円と上がっていない中で、そういった中で、先ほどの補助関係ということで、新聞でも合志、玉名、今日は福井県でも大分でも補助関係をつくるということで、反当たり肥料に対して 2,000 円か、そういったいろいろな支援をしていこうということで伺っています。中山間は、今 2 年目なんですけれど、あと 3 年あります。これは、町全体の作付け水稻に対して何らかの補助を出す必要があるのかなと思っていますが、どう考えますか。

○議長（平野昭夫君） その前に、今の矢津田議員から反当たり幾ら経費がかかるかということで、執行部の方は分からないということです。誰か分かる課長がいれば答弁していただきたいんです。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、3 月まで前課にいましたものですから、代わりに答弁をさせていただきたいと思います。

明確に完全にこうしますとは言えないんですけども、まず中山間地の直接支払交付金を受ける前提において農振地に入っているというのが現状です。農振地というのは、御承知のとおり、今後の農地をいかに守っていくという前提のもとでその区域が設定され、かつ、その所有者、耕作者が同意の上でその指定を受けるという形になってきます。

一方で、前々年、前年を含めて農業振興地域の見直しというものをやっております。そういった中で、どうしても何らかの問題があるということで対象地域から農業振興地域を除外し、かつ中山間地の交付金も受けないという何らかの判断を下

されたと思っております。そういった中で、本当に稲作を作るのかどうかというのは非常にどうかと。そこで、町の補助となりますと、当然中山間地の交付金の中にも町の財源は入っておりますので、ミスマッチをするというところもあるのではないかと思います。当然のことながら耕作放棄地を増やさない動きというのが必要というのは重々承知をしておりますけれども、新たなその補助金というのは若干意味合いが違って来る、もしくはいろんな問題が生じるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） なかなか今、農業を維持していくのは大変になってくると思います。6番の下城議員も農業をどげする会ですか、そういった中で耕作放棄地が増えないような、特に私の近所でもほとんど60代が私ぐらい、50代が1人いますか、あとは70歳以上の方が「もう来年はどげしようか」という話、「作ってくれんかな」という話も聞いたりしますけれど、私もなかなか全体、今のところトラクター、田植機、そんなのがあるだけで作っているだけで、息子に聞いたら「もう米はいいんじゃない」とかいう、「もうどげでもいい」とかいう返事をもらいます。ただ、家で食べるだけです。そういった何か魅力がないと、本当田んぼで水稻を作るということは、ただ、米を植えておけば、何も手がいらぬ。野菜とかは手入れとかいろいろありますけれど、水稻は手っ取り早く植えとけばという感じで、みんな植えていると思います。

先ほどからのWCSの件なんですけれど、これは本当私もかたりたいんですけれど、畜産農家との契約がいる関係でなかなか畜産の人が受けてくれるか、そういった取組が、今後、農業委員会もそうですけれど、農業をどういうふうにする、そんな取組ができるようなシステムをつくってもらえると少しは変わってくるのかなと思っております。いかがですか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ありがとうございます。

まず、今現在、令和2年ぐらいから確か始まっていると聞いておりますけれども、農地を貸したい人、売りたい人の情報、それから新規就農者も含めまして、農地を借りたい人、購入したい人の情報を農林課の窓口で資料を準備しております。それこそ、昨日、農業委員会がありまして、その中でも話が出ましたけれども、やはりもっと周知をすべきではないかというお話がございました。このあたりの周知はまだできていない状況でございますので、これから農業委員会の皆様方とも相談した上で町の広報とか、そのあたりで周知していきたいと思っております。

それから、先ほどの4番議員の御質問等に関連するんですけれども、粗飼料の部

分で、先月ですか、私も初めて大津の畜産の市場に足を運んでまいりました。その中で一緒に同席しました農林課の係長が畜産農家の方々にヒアリングをいたしまして、その話の中にやはり畜産農家の方々も牧野とか、そういったところに放牧をしたい、それから粗飼料を買いたいというお気持ちはあるようです。ただ、畜産農家とのマッチングというのが今までなかなかできていなかったというところで、その間を取り持つという意味で、これから先、農林課ももう少しそのあたりに重点を置いて進めていって、そのマッチングにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

それでは、4回目ですので、まとめて。

○5番（矢津田道夫君） まとめてですね。大変そういった考えているということでありますので、本当に年配の方も今まで先祖代々の土地を耕作放棄地にならないように作っているわけですが、何か魅力ある水稻にもっていってもらったらいいかなと思います。本当言うと、中山間は、あと3年ある中で反当たりの幾らかの補助を出してくれるのが一番の生産者の励みになるかと思っておりますので、そこ辺は検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

私も、すみません、知識が不足しておりまして、大変申し訳ないんですけども、今後の農業を考える会とかもそういったコロナ禍でなかなか開催できていない部分もございましたものですから、そういったところの御意見、また農業委員会からの御意見、そういったところもいただきながら、またそういったところの対策も考えてまいりたいと思いますし、ぜひ経済建設委員会も対案をいろいろと出していただきながら、そこの中にももちろん農林課とか関係課も入れさせていただきながら、対策を練ってまいりたいと思いますので、ぜひそういったときにはお声かけいただきながら一緒に前に進んでいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） 本日は、これにて延会といたします。

お疲れさまです。

-----○-----

延会 午後3時13分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 9 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 16 日（木）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第2回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月16日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第38号 専決処分の報告について（令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号））

日程第4 議案第39号 専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 議案第40号 専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第41号 専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第14号））

日程第7 議案第42号 専決処分の報告について（令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号））

日程第8 議案第43号 南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

日程第9 議案第44号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第45号 南小国町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第46号 南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第48号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第14 議案第49号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

日程第15 議案第50号 南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第51号 令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）

日程第17 議案第52号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第

1号)

- 日程第18 議案第53号 令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書(第1号)
- 日程第19 議案第54号 令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第1号)
- 日程第20 議案第55号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書(第1号)
- 日程第21 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
- 日程第22 報告第2号 事故繰越の繰越計算書の報告について
- 日程第23 発議第1号 南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 陳情第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情
- 日程第25 陳情第4号 陳情書「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」
- 日程第26 陳情第5号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 日程第27 陳情第6号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第28 議員派遣報告について
- 日程第29 議員派遣の件について
- 日程第30 閉会中の継続審査について(総務文教常任委員会/経済建設常任委員会/議会広報調査対策特別委員会/環境問題調査特別委員会/議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	穴 井 則 之	2番	佐 藤 毅
3番	井 野 和 哉	4番	井 上 則 臣
5番	矢津田 道 夫	6番	下 城 孔志郎
7番	児 玉 秀次郎	8番	穴 井 千 秋
9番	森 永 一 美	10番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 北 里 能 蔵 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。

本日の出席議員は１０名でございます。定足数に達していますので、これより令和４年第２回南小国町議会定例会の第２回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、２番、佐藤毅議員、３番、井野和哉議員を指名いたします。

なお、昨日に引き続き一般質問を行いますので、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可しております。

一般質問に入る前に、昨日、矢津田議員から質問がありました件につきまして、農林課長から説明不足があったとのことですので、説明をしていただきたいと思います。

はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 昨日の５番議員の御質問の中で中山間の交付金の対象の農地の面積ということでお答えができませんでしたので、お答えをいたします。

対象面積といたしましては、田が約３１４ヘクタール、それから畑が約６ヘクタール、その他採草放牧地、草地、合わせまして２，１９４ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 以上のとおりでございます。

それでは、一般質問を続けて行います。

-----○-----

日程第２ 一般質問

○議長（平野昭夫君） 日程第２、一般質問を行います。

３番、井野和哉議員。

○３番（井野和哉君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

給食費、公共料金等の改定が行われるかどうかについてであります。今年も春先から電気代、ガス代はもとより、食品においては３，０００品目を超える食材の値上げが続いており、町民の経済的負担も増加しております。今後もこのような状況

が続くと思われますが、電気料金の値上げに伴い、上下水道の維持管理やガス代や小麦の高騰によるパンや麺類、そのほか調理用品等の食材の相次ぐ値上げにより、給食の提供にも大きな影響が出てくることが考えられます。町民の負担軽減を考えるならば現状のままだが一番いいと思いますが、今後の安定した供給のためには料金の改定を議論する必要があると思いますが、町としてはどうお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3 番議員の御質問にお答えをいたします。

上下水道における維持管理費用は、主として電気代となります。御承知のとおり、九州電力の電気料金は値上げされ、2016 年の電力自由化以降、最も高い水準であるとも言われており、その原因としてウクライナへ侵攻したロシアへの経済制裁が火力発電の燃料である LNG（液化天然ガス）や原油などのエネルギー価格の大幅な上昇を引き起こしたものと考えられ、当面、現在の状況が続くと見られます。

しかしながら、今後の実績を踏まえた上での判断となりますが、下水道料金については料金設定時における将来予測の範囲内であるとも考えており、エネルギー価格の上昇による料金の値上げは現時点では考えておりません。ただし、水道事業については、他の一般質問や補正予算にも関連しますが、水道事業全体の見直しと施設の更新等を検討する必要がある、その結果によっては料金見直しも含めた協議に発展する可能性もございます。今後、町民の皆様に対して、それらの検討状況等を広報誌やホームページなどを利用しながら周知していきたいと考えております。

給食費につきましても同様に物価高騰により学校給食の食材費にも影響が及んではいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で給食費の値上げにより子育て世帯への経済的負担を増加させることは現時点では厳しいと考えますので、直ちに給食費の改定を行う予定はありません。まずは給食の質を落とさないように多様な食品を適切に組み合わせ、献立を工夫していきたいと思います。

しかしながら、食材などの高騰が長引き、品質や量などに影響が出ると判断した場合は、値上げせざるを得ない時期が来るかもしれません。引き続き情報収集しながら、価格動向を把握し、慎重に判断していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、3 番、井野和哉議員。

○3 番（井野和哉君） これについては、現状を考えれば、値上げはしないほしいという町民の方と、今後のことを考えれば、今年、来年ではなくて、近いうちに多少なりとも値上げをして、長く維持をしていくという考えと二分されるかと思います。現状を考えれば、確かに新型コロナウイルスの感染から非常に景気が停滞していて、

いろんな給付金なり、町も独自に町民に商品券を発行したりして、少しでも家計の負担にならないようにという手立てをされております。それに対しては非常に心強く思っているんですけども、別の視点から考えると、本当にこれからも年内5,000品目ほどの食品の値上げが予定されているということで、今朝のニュースを見ておりましたら、国内の業者さんにアンケートを取ったところ、68%の業者が今年度中に値上げを考えていると。これは、食品にかかわらず、建設関係にしてもいろんな資材にしてもそうだと思います。昨日の一般質問にもありましたように、農業関係でも肥料であるとか、農薬であるとか、また牛の飼料であるとか、全般的に価格が全て値上がりをしているということで、これは町の予算だけで賄える状態でいけるのか。ある程度町民の方に、利用者にはそれ相応の多少なりとも負担をしていただいて、末永い町の運営を考えていくべきなのか。これは、今の時点で十分に議論をしていく必要があるのではないかと思います。

先日、給食センターの関係者の方に話を聞いたんですが、町は地産地消を推進して、お米なり野菜なり地元の食材を使いながら、給食を提供していただいております。これは、地元の業者にとっても子供たちにとっても非常にいいことだと思うんですけども、東京では小麦の値上げに伴って給食のパン食の回数が減ったと。やはり食材の高騰によって給食の内容を変更せざるを得ない、または量とかの工夫をしながら、ただ、小学校、中学校の給食というのは子供の身体の成長にとっては非常に欠かせない大事な部分でありますので、質を落としたりとか、量を減らしたりとか、それはまず考えられない部分だと思います。その中で、先ほど言われましたように、電気代が上がったりとか、ガス代が上がったりとか、あとは調理用の食用油と調味料、そういった部分が今年度になって非常に上がってきていると。その中で、内部でやりくりできる部分はいいんですけども、いずれはそのつけが回ってくるのではないかと思います。その中で、町としてはそういう食材の高騰等のために給食費の基金の積立てがありますけれども、今の状況を考えると、一時的な高騰では収まらないのではないかと思います。

国の4月の時点の消費者物価指数は、昨年に比べて2.1%上昇しているという話を聞きました。その中で、国民の所得は30年前に比べてほぼ横ばいと。ほとんど所得は上がっていないと。その中で物価だけは上がっていく。それに追い打ちをかけるように、昨日のニュースでは、昨日が年金の支給日でありましたけれども、年金は0.4%減額ということで、非常に国民にとっては先が見えない、本当に不安しか残らないような状況だと思います。そして、今朝のニュースでは、アメリカが金利を0.75%上げて、現時点で1.75%にするということで、さらに円安が進むだろうと。140円を超えるんじゃないかという解説の話もありました。そう

なってくると、輸入製品あたりは高い値段で入ってきますので、どうしてもそれを販売価格に上乗せをしないと採算が取れない。輸出に関しては、それだけ高いと品物が売れない。そして、町長が言われたように、ロシアのウクライナ侵攻によって世界的に有数な穀倉地帯であるウクライナの小麦が、今、全然世界に流通をしていないと。これは、日本のみならず、世界的な問題になってきますので、いずれ戦争が落ち着いて、輸入が再開されたとしても、以前のような小麦の流通は望めないだろうと思います。そして、電気、ガスというのはすぐに値段に反映されるわけではなくて、ある程度半年とか、そのくらいのスパンで状況を見ながら値上げをされていきますので、多分10月以降、またそのあたりの価格の見直しがあるのではないかと思います。

その中で、現在、町では給食費の半額を補助されています。小学生の給食費は1日当たり253円、中学生が285円で、2018年からその半額補助が始まっておりますけれども、それ以前は保護者が全て全額を負担しております。その中で、例えば、小学生の給食費を1日当たり7円、中学生の給食費を1日当たり5円、もし値上げをした場合に、年間の支払額が、小学生の場合が1人当たり1,400円、中学生が1人当たり1,100円の値上げになります。これを半額負担ですから、保護者は、小学生の子供をお持ちのところは700円、中学生は550円、不可能な数字ではないと思います。ただ、町がもしこの増額分を負担しても年間28万円ぐらいの持ち出しになりますけれども、今話したように、全ての部分で値上げが続いている中で、今年度、町の予算が今のところ55億円ぐらいの予算ですけれども、もしその値上げの部分が3%、来年度の予算に値上げの分が反映された場合は、今年度と同じ事業をした場合は1億6,500万円の増額になります。つまり、役場の別館がもう1棟建つ金額。1%でも5,500万円、JAの跡地がもう1件購入できるぐらいの費用の負担が増えてまいります。そういった中で、町の財政がどこまでそれを持ちこたえられるのか。例えば、今年1年頑張れば来年からは以前のような経済水準に戻りますよという保証があれば1年、2年我慢できると思いますけれども、今の先が見えない状態が続けば、そういった議論をしていって、ほかのところにしわ寄せがいかないような町政を運営していかなければ、今の状況では難しいのではないかと思いますけれども。町長が言われるように、今は予想していた範囲内であるので、具体的に値上げの改定は考えていないということでもありますけれども、現時点で給食センターのそういう調理用の油なり調味料なり、そういった部分の値上げが続いて、多少ならず今影響が出ている中で、その部分は取りあえず町が負担をして、利用者の方の負担は考えていないということによろしいんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ただいまの質問ですが、現在のところは、今、議員もおっしゃったように、町長もおっしゃったように、町の予算で執行しております。その分を材料費で賄っております。現在の試算状況でいけば、正直なところ、年度末あたりに厳しいところになってくるかなと想定はしておりますが、今後の、それこそ情勢というか、価格の動向がどう動くかで、かなり変わってはくると思います。ただ、現在のところ、教育委員会としましては予算のほうで執行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど申したように、子供たちの健康な体づくりのためには給食というのは必要な部分でありますので、本当に質を落とさずに子供たちが喜ぶ給食を今後とも継続をしていっていただきたいと思います。

その中で、先日、教育委員会から阿蘇郡内の給食に関する資料をいただいたんですが、現時点で産山村と南阿蘇村が給食費の半額補助を行われております。その中で、高森町さんだけが週に4日米飯給食ということで、ほかの町村は週に3回、南小国町もそうなんですけれども、今後そういった食材の高騰が続くのであれば、もっと地産地消を推進して、米飯給食を増やして、お米の消費につなげていただくとか、そういった部分を考えていただければと思います。

また、どうしても農家を回りますと、いろんな商品があるんですけれども、市場に出せないような、例えば規格外という商品もありますので、そういったあたりを町のほう、JAさんでもいいんですけれども、そういう食材を掘り起こしながら、少しでも農家の収入につなげて、また町はできるだけそういう食材を安く仕入れができるような、そういった形ができていけば給食費も現状のままでいけるのではないかと思います。昨日の一般質問にもありましたように、農家もいろんな経費が上がってきて、お米の値段は下がっていくという状況が続いていきますので、町の中でそういった食材の確保、また収入の増収あたりの形ができれば、新しいまた南小国町スタイルの給食の形が出来上がるのではないかと思いますので、そのあたりも検討の一つに含めていただいて、今の物価上昇に影響されないような学校給食の運営をお願いしたいと思います。

さらに、公共料金、そのほか上下水道または町の公共施設の使用料、これもいろいろ話を伺いました。水道料金に関しては、平成6年から現在まで料金は変わっていないそうであります。ただ、消費税の上昇に合わせて10円、20円の値上げは

あるようですけれども、全体的に水道料金は30年近く変わっていないということで、これも先日、建設課さんから阿蘇郡内の資料をいただきまして、水道料10立米当たりの料金としては、産山村、南阿蘇村というのは有名な水源地在が幾つもありますので、水に対しては非常に恵まれた場所かと思えますけれども、南小国町としてもそのあたりに遜色ないような非常に安い料金で水道料金は設定されております。ただ、先日のように水源にトラブルが起きたりとか、これからは、給水池、配水池、いろんな場所で改修なり、これは大規模改修が近い将来、町の事業として行われるものと思います。その中で、町の人口は減少してきておりますし、件数も減ってきております。人口は減少しても、お風呂あたりは1人でも5人でも浴槽にためる水の量というのはそう変わらないと思いますけれども、件数が減れば、その分、基本料金も下がってきますし、使用料も減ってきます。減っていく中で、現在の水道事業、下水道事業、どう維持をされていくのか。電気料金も、先ほど町長が言われたように上がってきておりますし、途中の送水のポンプであつたりとか、配水のポンプであつたりとか、そういったのは100万円単位ぐらいの値段がするものだと思います。そういった中で、町水道の普及がしていない地域は、町民課のほうで補助金を出して、井戸なり飲料水を確保していただく事業を町も行っておりますけれども、ボーリングにしても町が50万円の補助をされても、実質150万円、200万円ぐらいかかるわけです。自己負担が100万円の場合は、月5,000円水道代がかかったとしても、年間6万円、16年、17年使って、やっとその料金が回収されるぐらいの額になります。その中で、町水道が普及していないところは、自分で湧き水なり山からの水を自ら配管して、引っ張ってきて、そして状況によっては汚濁があつたりとかいう状況が続いていますので、そういう町水道が普及していない町内の場所においても、その水道、飲料水をどう確保していくのか、こういった部分も今後の課題になってくるのではないかと思います。

でも、この水道料金の話は以前の一般質問の中にも出てきましたけれども、今後この水道を維持していくのであれば、加入者がある程度負担をしながら、お互いで維持をしていかなければ、全て町任せというわけにはいかないのではないかと。1つの工事にしても1億円、2億円の事業費がかかりますので、水道料金に関しては今後ある程度改定が必要なのではないかと。確かに現時点を見れば現状のままだが一番いいのかもしれませんが、私たちの子供や孫の代、30年、40年後を考えて、本当に今の町の状況が続いているのか。子供たちにその負担を負わせないように今のうちにできる部分はやっていったほうが、今できることを少しでも手をつけておいたほうがいいのではないかと思います。非常にこの水というのは人々の命の根源のものでありますので、この部分においては力を入れていくべきだと思いますので、

ある程度の町水道に対しての料金の改定は必要ではないかと思いますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、水道事業全体の見直しを行うという形の中で、どうしても水道料金が今後そのままでもいいのかどうかという検討もしくは協議は必要になってくるかと思います。

先ほど産山村の水道料金、そういった話がございますけれども、人口とか、そういったところの違いもあるんですが、一方で給水の配水量の実績が南小国町と産山村を比べたときに２倍以上の差があります。そういった中で同じ料金でいいのかという部分もありながら、かつ、先ほども質問の中にごございましたけれども、将来に残さないという考えと同時に、例えばなんですけれども、１つの工事をやる中で補助金、負担金、町の一般財源、起債、そういったものを借りて行いますが、起債を借りた場合には数十年にわたって償還をしていくというのがございます。結果的には将来にわたる負担、公共下水道関係、農業集落排水事業関係、短期間にその間の世代だけで全てを賄うという考えではなく、将来においての考え、そういったことも踏まえていく必要があるかと思います。ただ、いずれにしろ、新しい設備をつくらなかったとしても、現在の設備を維持していくためには更新、そういったものも必要になってきますので、最終的にどうなるかというのはまだ今後の判断になりますけれども、そういった協議というのは必要になってくると思っています。

ちなみに、北海道財政再建団体では１０立米当たりが６，０００円、そのぐらいの料金になっていますけれども、いきなりの値上げとか、そういうことは不可能だと思っておりますので、十分検討していきながら周知、そういったところもしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、３番、井野和哉議員。

○３番（井野和哉君） 町も今財政については非常に健全になされていますので、すぐにどうこうということはないかと思いますが、長い目で考えていけば、建設課長が言われましたけれども、起債の返済にしても、１億円を借りるのと１０億円を借りるのでは返済の額も変わってきますので、できるだけ自らの力で支払いができるようにして、少しでも負担は減らしていく。そのためにもいろんな状況を見ながら、町民の負担が少しでもかからないような財政運営をしていっていただきたいと思いますので、今後周りの状況を十分に注視しながら、必要であれば町民に丁寧な説明をして、町民の力を貸していただくような財政運営も必要になってくるか

と思いますので、その点をお願いして、質問を終わります。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。

引き続き、一般質問を行います。

その前に、消毒をいたします。

一般質問を行います。

1 番、穴井則之議員。

○1 番（穴井則之君） 1 番、穴井です。通告どおりではございませんが、質問させていただきます。

まず、通告をしておりましたので、通告文をまず読み上げさせていただきます。町水道水源の現状はということでございますが、今年 3 月末に町水道の水源の 1 つである立岩水源は水質の悪化により 2 週間近く利用ができなくなり、関係の水道利用者は多大なる負担を強いられることとなったわけです。水は、本当に人の生活上、大変重要であり、欠かすことのできないものであります。今回の水質悪化は、予期せぬ自然的要因が重なり、水質の悪化につながったものだと考えますが、今後どのような対策を取っていくのか。また、他の水源のこともこれを期に検証していかなければならないと思いますが、そこを伺いたい。

通告ではそういうことでございましたが、立岩水源の水質悪化につきましては、児玉議員が質問を出されておりましたので、議会運営委員会、またそして建設課長にも伝えてありますが、私の質問は、町全体の水源について今後どのような管理を行っていくのかをお伺いしたいというところです。先ほどの井野議員の質問とも十分重なってくるところがあったわけですが、全体の水源の管理をお伺いしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1 番議員の御質問にお答えをいたします。ほかの一般質問の回答と重複する部分がございますが、御理解をいただければと思います。

令和 4 年 3 月 18 日から 23 日に発生しました赤馬場地区及び満願寺地区一部の水道水の濁りによる飲料水としての使用停止につきましては、多くの皆様に御不便と御迷惑をおかけしましたことに深くおわびを申し上げます。

今回の飲料水としての使用停止の原因につきましては、河川内にある水源の湧水量が一時的に減少したことから湧水取水井内の水圧が減少し、また 3 月 18 日午前 2 時からの降雨による濁った河川の表流水が取水井内に流れ込み、湧水を導く導水管、満願寺配水池、市原配水池に流れ込んだことから御家庭や事業所等に水質基準を超える濁った水が給水されてしまいました。濁った水を確認した際、全面的な給水停止も考慮しましたが、水洗トイレの使用が不可能となることから飲料水として

の使用停止を行ったものです。湧水の濁りの経過観察としましては、復旧以降、現在に至るまで水質基準以下であり、何ら問題ない状況です。

本町は、水道事業開設以来、自然的要因により豊富で安心・安全な水を低廉で提供することが可能でした。しかし、平成28年の熊本地震においても今回と同様、水道水の濁りが発生し、飲料水の使用停止を余儀なくされました。また、他の水源においても、一部では水源が枯渇し、他の配水区から仮設管による配水を行っている地区もあります。そのほか、給水人口の増加による配水量の不足や、先の議会でも指摘がありましたが、水道管や配水池などの老朽化による施設の更新も必要であると考えており、また新たな水源や非常時における代替としての水源等の確保も必要と考えます。

そこで、今回特別会計補正予算に計上しておりますが、給水人口や老朽化等、様々な課題や問題を解決するために、施設全体の見直しを行う基本計画作成業務委託を発注し、その結果や協議を踏まえ、水道事業の変更認可を取得したいと考えています。認可とは、水道法により定められたものであり、水道事業の経営を行う上において必要なものとなります。直近では平成23年に変更認可を取得していますが、新たな水源による配水、配水量の変更、配水区域の拡張や変更、計画給水人口の変更、それに伴う配水量の変更、施設・利用料等の変更、水道料金の改定など、それらを実施する場合には再度変更認可を取得する必要があります。特に変更認可取得の際には、その施設更新等に要する費用や水道事業の持続性確保の観点から水道料金についての協議や検討が必要です。御指摘にもありますが、水道は町民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、そのためにもまずは変更認可の取得を行い、水道事業の基盤強化に努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 今現在、南小国町の水道、水源でございますが、7つの配水区があり、水源としては9つですか、中原が中原・横道・松の木、3つの水源を持っておりますので、市原配水区が立岩水源、満願寺が満願寺と志童子の水源、黒川が現在、平野台、そして瀬の本が瀬の本水源、中原が先ほど申し上げました、そして波居原が波居原湧水でございましたが、これは熊本地震において枯渇という現状がありましたので、仮設により今つないで、これは田の原からですか、仮設を引いているということ、それから満願寺西が星和の水源、深井戸を利用し、現在7つの配水区で、水源は9か所ですか、これだけの水源を保有しているわけでございます。給水人口としては、これは令和2年ですね、3,330人、戸数としては1,564戸、普及率として90.6%の上水道の普及率ということらしいです。

上水道の普及率が90.6%まであるわけですが、残りの9.4%、約1割近くが何らかの個人的な水源を利用しているということです。当初予算の衛生費の中に飲料水供給施設補助金として100万円計上されています。これは、上限50万円の2軒以上ということで、何らかの個人的な給水のための補助金ということでございます。これが2戸以上の申請ということです。町長判断により1戸でも使えるということではございますが、これは災害であったり破損であったりという条件のもとに町長判断でできるということです。また、町の上水道への新規の加入ですね、これは飛び地の場合だろうと思うんですけど、これも2戸以上の申請でなければできない。町なかで新しく家を建てて引く場合はそれに限らないということだろうと思うんですが、飛び地の場合の申請が2戸以上だろうということと思いますが、この2戸以上という制限があるために何らかの飲料水を持ちたいという方々が非常にここで限られてくるということです。飲料水の供給施設補助金または上水道の新規加入2戸以上のこういう規定はそろそろなくして、費用対効果というのも考えなければならぬとは思いますが、この町に住んで、どこかに家を建てて利用したいという方々に何とか水の供給ができるような体制を取るために2戸という制限をなくしてもいいのではないかと思います、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 飲料水供給施設は町民課の事業になるんですけども、全体的な話としての答弁とさせていただければと思います。

まず、私たちが考える中で、質問の中にもございましたけれども、費用対効果の面が非常に大きな課題になってくるかと思っています。水道事業は、この場、いろんな先の議会等でも指摘、そういったところも含めてございますけれども、基本的には特別会計は独立採算で行いなさいと、そういった形の中で低廉な価格である程度の使用料金で賄っていると。そこには一般会計の繰入金、そういったものもあるということで、結果的に、過去にあった話なんですけれども、ある1軒の加入を行うために工事費が1,600万円ほどの金額が必要になってくると。その水道料金で仮に賄うとした場合に40年以上かかってくるわけです。それを他の配水区における使用料金において結果的に賄わなければならないということにもなってきます。逆に言えば、先ほどの水道料金の話にも関わってきますけれども、結果的には料金を上げざるを得ない一つの要因にもなる可能性というのはございます。そういった中で、何らかの対策ができないかという形の中で飲料水供給施設、そういった補助部分も出来上がったようなところもあるのではないかと思います。一方で、当然、今、真に水がなくて、困っている方がいらっしゃる、そこをどう対応していくかという検討は出てくるかと思っていますけれども、今後の課題かなと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 確かに1,600万円をかけた場合に回収が40年、それは十分理解できます。考え方ですが、例えば、町水道の本管近くから自分がここに家を建てて、ここに住みたいというところまでを個人負担、その人がもし自分で埋設して、本管近くから引くとなれば、個人負担でその覚悟があれば引けるんだろうと。町が家の近くまで整備しようとする、その金額がかかると思います。でも、本管近くから上水道がほしい人が自分で引けば、その上水道を使用したい人の負担で引くことになる。そういう考え方もあるんじゃないかなと。いろんな話も聞きました。町の水道が使えるんだったら、ここに家を建てて、どういうことをしたい、そういう話もあったんですけど、なかなか2軒以上という制約があったためにできなかったと。そういうことですが、本人負担でそこまで引くとなれば、それは可能ではないかな、そういう考え方もあるのではないかなと思うところです。今後、いろいろ検討していただけたらと思っております。

それから、今後の課題とありますが、昨日も児玉議員の質問の中にも出ましたが、近年の雨量の低下ですね、気候要因になりますが、どうしても水は自然にできてくるものではなく、降雪があったり、雨が降ったり、そういうことで水が確保できるもの、それが年月がかかって、その水を利用しているということなんですが、近年非常に降雨量の低下、時期にもよるんですけど、大雨で災害が起こるときもあるんですけど、調べてみましたら、昨日、建設課長も児玉議員の話の中にもありましたが、普通30年前の平均的な記録の中で昨年の例えば9月、通常206ミリ降っている中で、この町では94.5ミリ、10月に関しては、30年の平均の中から102ミリ降っている中で11.4ミリ、11月に関しては、平年92ミリが75.5ミリ、12月に関しては、また平年70ミリ降っているのが、30ミリだったと。今年に入って、特に2月なんかは、例年107ミリ降っているのが、27.5ミリだったと。今年の3月、4月ですね、これについては、例年161ミリ降っていたのが、178.5ミリ、4月も100%を超えております。5月になったら、また半分ぐらいの水量で、そこら辺を平均してみると、約6割ぐらいしか降雨量がなかったと。年々水量が、水源の中のことは私たちは分かりませんが、多分水位が下がってきているんだろう。この前、立岩の水源の件におきましても、普段はあふれている水が水位の低下でオーバーしていなかった。そこに雨水が入ったということで、非常に水位の低下というのが懸念されるのではないかなと。

我が家の例えで申し訳ないんですけど、以前、我が家にも池がつくってありました。しかしながら、年々、ここ30年、40年前から比べると非常に水量が低下

して、湧き水、湧水です。我が家は、上水道、それから地下水と湧水と３つの水源があるわけですが、湧水で池をつくっていたら、ここ数十年かけて池を維持管理できるような水量ではなくなりました。いろんな水源に関してもそういうことが起きているんじゃないかな、そういうことを感じているわけです。

横道にも水源があるわけですが、私は稲刈りにあそこは２０年ほど前から行っております。横のあまり水が小川を流れておりますが、当初から比べると、やっぱりそのあまり水も相当減少していると最近思うわけです。全体的な水源の水位の低下というのは間違いないんだろうなということを感じております。

今後の対策として、昨日、建設課長もお話しされたと思いますが、各水源ですね、これは全部が全部できることではないと思いますが、予備の水源、例えば波居原水源に仮設で引いたというように、そういう事例がありますが、そういう予備の水源を確保することが今後大事になってくるのではないかなと。例えば、平野台の水源は黒川配水池に依っているわけですが、観光客がとて多く来る中、集客力のある黒川配水池が断水ということになったら大変なことになるんじゃないかな。そういうときに、応急的に、例えば瀬の本の配水池から平野台につないでおけば、早急に解決できるんじゃないかな。黒川あたりで、例えば断水のときに給水車で補おうとすることはとても不可能じゃないかな。相当の集客力がありますので、そういうところで断水が１日でも長く続くということは大変なことだろうと。赤馬場地区にしても同じだろうと思います。立岩水源、先日ありましたが、２週間近くも、給水する側においても、断水をされた方においてもそうなんですけれど、大変な思いをされたわけです。そういうときに、例えばいろいろな認可の必要はあるとは思いますが、立岩水源の対岸にある町有地に相当の水が出ております。そういうところを予備としていつでもつなげるようにするとか、例えば志童子の水源をまた利用するとか、そういう対策を今後考えておかないと、いざというときに非常に断水期間が長くなってくるんじゃないかなと。このことは、年月と予算を非常に要するわけですが、考えておく必要があるんじゃないかと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません。水源の前に、先ほどの引込みの部分で若干私の説明が不足していたのかなと思ひまして、あくまでも引込みを行う上において２戸以上が配水管、給水管、メーターまでを町が行う場合にはそういった２戸以上の制限を取っているんですけれども、１戸の場合でも給水区域内であれば、配水管から我が家の引込みまでを自らがやってもらうのであれば、加入金の算定は異なってきますけれども、可能です。あくまでも飲料水供給施設側の補助事業においても、

2戸以上という部分に関して言えば、そういった関連からそういったものがきていると。あくまでも町が引く場合においてはということになってきますので、給水区域内であれば個人の負担で引くことは可能になっておりますので、そこは御理解いただければと思います。

その上で、水源についてなんですけれども、御承知のとおり、波居原水源の枯渇問題も含め、他の水源においても、先ほどお話があった中の幾つかにおいても、水源が枯渇に等しいといいますか、ほぼ利用されていないような水源もございます。一方で、町所有ではない水源、そこから水をもらっているという形で使用料もお支払いしているところもあり、1日における取水量制限、そういったところもございます。一方で、町長の答弁にもございましたけれども、新たなバックアップ的な水源の確保が必要ではないかというところも踏まえながら、各配水区ごとを連結させるといいますか、そういった可能性についても検討していく必要があるんじゃないかと思っています。

しかしながら、一方でどうしても地形的なものが発生しますので、最終的な維持管理費、ランニングコスト、そういったところも含めた経済比較、そこが必要になってくると思います。また、先ほどの引込みの話にもなるんですけれども、給水区域の拡張の必要性があるかどうか、そういったところも必要になってくると思います。変更認可の内容については、後で特別会計の補正予算のほうでより説明が必要であれば説明したいと思っているんですけれども、いずれにしても水源がなければ水道事業はできませんので、いろいろな可能性、経済性、最終的には料金、そういったところも含めた検討、協議が必要だと思っております。バックアップの水源というのは非常に重要だと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 先ほど申しました2戸以上ということには、私も理解の不足があったかと思います。できるだけ町民の方がどこにいても利用できるような体制は取ってほしいなということです。

先ほど水源におきましては、できるだけ今後の気象の要因、温暖化を考えると、バックアップの水源、これはどうしても高いところから低いところという考え方が基本になるわけですが、それでも枯渇、大事な水ですので、何とかいつでも万全の体制を取っておくのが行政の役目ではないかなと、このように考えています。

水道料金の話は、先ほど井野議員のほうで話がございました。非常に現在物価高で物価の上昇率、先月比からすると9.1%も伸びているところでございますので、非常に水道料金の話を今の時期にするのかということもあるかと思うんですけれど、

いずれは考えていかなければならない部分かな。町の予算が水道事業で当初で今年度は1億2,500万円ぐらいでしたか。最終的に1億6,000万円ぐらいにはなっていくんじゃないかと思うんですけど、上げてでも維持費部分ではないかな。なかなかインフラ整備までできるような水道料金の値上げというのは非常に厳しいものがあると思います。町民からしてみたら、水道料金の値上げはできるだけ延ばしていただきたい、今の物価上昇を考えると、そのような感じはしております。

築後川の源流域にある南小国町でありますし、豊かな水というのも非常に印象づけられた町でもあると思うんです。このような温暖化のときではありますが、適度な雨量、そして積雪、こういうのも期待しながら、反面、洪水による災害とか、そういうのが非常に頻繁に近年起きておりますので、できるだけそういうのがないのを願ひまして、町民の方が生活上、大切な水でございますので、滞りもないような水道事業ができることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。ようございますか。

建設課長、何かありませんか。

○建設課長（本田圭一郎君） いいえ、ありません。

○議長（平野昭夫君） ないですか。

それでは、25分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時05分

再開 午前11時25分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

—————○—————

日程第3 議案第38号 専決処分の報告について（令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号））

○議長（平野昭夫君） 日程第3、議案第38号、専決処分の報告について（令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第38号、専決処分の報告について（令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号））については、建設課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第38号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

専第2号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）。

次のページをお願いいたします。専第2号、専決処分書。令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月18日、南小国町長、高橋周二。

次のページになります。専第2号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）。

1ページになります。令和3年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,644万4,000円とする。

令和4年3月18日専決、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入です。

繰入金、基金繰入金、公共下水道事業基金繰入金、今回3万4,000円を増加補正し、11万1,000円とするものです。公共下水道事業基金繰入金となります。

次のページになります。歳出です。

公債費、公債費、利子、今回3万4,000円を追加し、1,205万6,000円とするものです。償還金利子及び割引料、地方債償還金利子の3万4,000円の追加となります。

当初予算の計上不足が3万4,000円あり、今回追加をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 専決に関しては別に反対するところでもありませんけれども、この3万4,000円は当初予算の不足ということですが、利子であれば当初から金額が確定されていたものだと思いますけれども、不足した理由を教えてくださいませんか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 御指摘のとおり、償還金については、元金、利子、それぞれに既定の額が定まっております。そういった中で、誠に申し訳ございませんけれども、予算の計上ミスがありまして、3万4,000円を追加させていただいたものになります。今後このようなことがなきよう努めたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 事務的なミスというところでよろしいですか。

これに関して課内でのチェック機能もしくは役場内での予算のところでの財政とかのチェック機能、この辺というのはどういうふうに誰が見ているのか、いわゆる入力担当、計算担当、最終的な決裁というところを教えてくださいたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、償還予定表につきましては総務課の財政係から配付をされ、それに応じた形で最終的には財政のほうで電算上のチェック、そして会計室においての支出という形になってきますけれども、そのもとを起こす際には建設課の中で伝票を作成して起こすことになっています。最終的な確認としては、私も含めて行っていく形の中で償還計画表との照らし合わせの確認が不足していたと思われまして。そういった部分を今後ダブルチェック機能、トリプルチェック機能、そういったところも含めながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 行政のミスというのは、阿武町でしたか、公金の支払いのミスとかいうのが出ています。結果的にあの原因をつくった部分といえば、役場の事務チェック機能がしっかり果たせなかったところに原因があると、問題はそこになると思いますので、本町としてそういうことがないように、今後、今、建設課長が言われたとおり、ダブルチェック、トリプルチェック、そういう形でぜひミスを減らしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思います

が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第38号、専決処分の報告について（令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定をされました。

—————○—————

日程第4 議案第39号 専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（平野昭夫君） 日程第4、議案第39号、専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第39号、専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例）については、税務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 議案第39号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

専第3号、南小国町税条例等の一部を改正する条例。

次のページをお願いします。専第3号、専決処分書。南小国町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、南小国町長、高橋周二。

今回の条例改正でございますが、令和4年3月31日に税条例等の一部を改正する法律等が公布され、4月1日より施行されるものもあることから、税条例等の改正を専決処分により行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。条例改正の改め文です。1ページから4ページの上段までが南小国町税条例の一部改正、4ページの中段の第2条が南小国町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、以降は改正に伴う附則となっております。

改正の概要につきましては、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表の下に

線を引いてある箇所が改正部分になっております。

まず、1 ページの第18条の4及び5 ページの一番下、第73条の2、それから次の6 ページの第73条の3は、固定資産税の証明や閲覧における住所の記載方法についての改正でございます。

1 ページにお戻りください。第33条は、確定申告における特定配当等の取扱いについての改正となっております。

続きまして、2 ページです。第34条の7は、寄附金税額控除の経過措置の終了に伴う改正となっております。その下、第34条の9は、確定申告における配当割額及び株式譲渡所得額の取扱いについての改正となっております。

3 ページをお願いします。第36条の2は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備に伴う改正となっております。

4 ページをお願いします。第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族申告書の取扱いについて、次、第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱いについての改正となっております。

5 ページをお願いします。5 ページの中段です。第48条です。こちらは、法改正による項ずれに伴う改正となっております。

続きまして、6 ページをお願いします。6 ページの中段からです。附則の改正になっております。第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の延長に伴う改正になっております。

その次です。第10条の2は、法改正による項ずれによる改正となっております。

続きまして、7 ページをお願いします。第10条の3は、省エネ改修住宅を行った住宅に係る特例の拡充に伴う改正でございます。

続きまして、8 ページをお願いします。第12条は、商業地等の地価上昇に対する特例に伴う改正となっております。

9 ページをお願いします。第16条の3は、申告分離課税の取扱いに伴う改正となっております。

その次、第17条の2は、租税特別措置法の一部条項削除に伴う改正となっております。

その下、第20条の2から10ページの第20条の3は、申告方式の選択に係る規定の整備に伴う改正となっております。

11 ページをお願いします。第24条及び第25条は、住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴う改正となっております。

12 ページをお願いします。こちらは、南小国町税条例等の一部を改正する条例の改正となっております。扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行っております。

す。

それでは、改め文の４ページにお戻りください。中段から下、附則でございます。施行期日です。第１条、この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第１号、第１条中、南小国町税条例第３６条の３の２の見出し及び同条第１項並びに第３６条の３の３の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条例附則第７条の３の２第１項、第１７条の２第３項及び第２４条の改正規定並びに同条例附則第２６条を削る改正規定並びに第２条の規定並びに附則第３条第１項及び第２項の規定につきましては、令和５年１月１日から。

第２号、第１条中、南小国町税条例第３３条第４項及び第６項、第３４条の９第１項及び第２項、第３６条の２第１項ただし書及び第２項並びに第３６条の３第２項及び第３項の改正規定並びに同条例附則第１６条の３第２項、第２０条の２第４項並びに第２０条の３第４項及び第６項の改正規定並びに附則第３条第３項の規定につきましては、令和６年１月１日から。

続きまして、第３号です。第１条中、南小国町税条例第１８条の４第１項の改正規定、同条例第７３条の２第１項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第７３条の３第１項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第４条第３項及び第４項の規定につきましては、民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日、令和６年４月１日となっております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第 39 号、専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定をされました。

-----○-----

日程第 5 議案第 40 号 専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（平野昭夫君） 日程第 5、議案第 40 号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 40 号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、税務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 議案第 40 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 15 日提出、南小国町長、高橋周二。

専第 4 号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いします。専第 4 号、専決処分書。南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日、南小国町長、高橋周二。

今回の条例改正でございますが、令和 4 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、4 月 1 日から施行されることから、国民健康保険税条例の改正を専決処分により行ったものでございます。

次のページをお願いします。条例改正の改め文でございます。今回の改正の概要としましては、課税限度額の見直しに伴うものとなっております。概要については、新旧対照表で御説明いたします。

次のページをお願いします。下に線を引いてある部分が改正箇所です。第 2 条及び第 23 条ともに基礎課税額に係る課税限度額を現行の「63 万円」から「65 万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「19 万円」から「20 万円」にそれぞれ引き上げる内容となっております。

改め文にお戻りください。附則、施行期日、この条例は、令和４年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第４０号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

—————○—————

日程第６ 議案第４１号 専決処分の報告について（令和３年度南小国町一般会計補正予算書（第１４号））

○議長（平野昭夫君） 日程第６、議案第４１号、専決処分の報告について（令和３年度南小国町一般会計補正予算書（第１４号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４１号、専決処分の報告について（令和３年度南小国町一般会計補正予算書（第１４号））について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第４１号、専決処分の報告について。

地方自治法第１７９条第１項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和４年６月１５日提出、南小国町長、高橋周二。

専第５号、令和３年度南小国町一般会計補正予算書（第１４号）。

次のページをお願いいたします。専第5号、専決処分書。令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第14号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。専第5号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第14号）。

次のページをお願いいたします。令和3年度南小国町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

今回については、歳入歳出の増減はありません。

令和4年3月31日専決、南小国町長、高橋周二。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 6ページをお開きください。歳出です。

農林水産業費、林業費、林業振興費、今回補正による増減はございません。今回、森林環境譲与税の充当事業につきまして金額が確定しましたことによりまして、委託料、原材料費、負担金補助及び交付金の中の補助金、合わせまして79万5,000円を減額いたします。それに伴いまして、基金への積立金を同額積み立てております。これに伴いまして、予算ベースでの基金残高は2,945万4,335円。数字で申し上げます。29454335となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第41号、専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第14号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

—————○—————

日程第7 議案第42号 専決処分の報告について（令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号））

○議長（平野昭夫君） 日程第7、議案第42号、専決処分の報告について（令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第42号、専決処分の報告について（令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号））について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第42号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

専第6号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）。

次のページをお願いいたします。専第6号、専決処分書。令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月11日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。専第6号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）。

次のページをお願いいたします。令和4年度南小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,136万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億5,559万1,000円とする。

令和4年5月11日専決、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入です。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、今回924万円を増額し、2,005万2,000円とするものです。内容といたしましては、新型コロナワクチン接種対策費負担金です。

次のページをお願いいたします。国庫補助金、衛生費国庫補助金、今回156万

4,000円を増額し、709万9,000円とするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回56万円を増額し、1億6,049万1,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございますけれども、11億1,208万8,795円。数字で申し上げます。1112088795でございます。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、今回50万円を増額し、2億1,832万6,000円とするものでございます。内容としましては、寄附金で熊本県町村会で行いましたウクライナ避難民支援に係る義援金です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 10ページを御覧ください。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回6万8,000円を増額し、3億397万6,000円とするものです。内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る会計年度任用職員時間外報酬6万8,000円です。

続きまして、予防費です。今回1,079万6,000円を増額し、4,263万3,000円とするものです。内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る管理職特別勤務手当6万円、封筒、用紙、接種に必要な物品代として消耗品費が12万6,000円、通知用の通信運搬費48万2,000円、国保連合会への支払事務手数料3万円、予防接種委託料924万円、4回目の接種券発送、接種管理、接種済証交付のためのシステム改修委託料85万8,000円です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 1時まで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

議案第42号の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） ワクチンに関して1点質問させてください。今、報道ではワクチンの廃棄というのが新聞でもよく県内でも起こっているという事案を見かけますが、本町というか、小国郷内でワクチンの廃棄などはあっているのかというのを

お尋ねしたいです。また、4回目の接種は接種対象者が限られているかと思いますが、もしキャンセルなどが出た場合の御対応などをお尋ねいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 現在、南小国町は小国町さんと一緒に小国郷でワクチン接種をしておりますが、6月1日までの期限切れのモデルナワクチンの廃棄があつております。29バイアルですね。人数換算にすると400人分ぐらいになります。

あと、キャンセル等があつたときの対応なんですが、基本、接種券を持っていらっしゃる方はコールセンターにお電話をしていただくか、ウェブの中でのカレンダーというか、接種日の人数に空きがありましたら御自分で予約をしていただくことができます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 2点、お伺いします。1点目は、総務費の一般管理費のウクライナ避難民の支援に係る義援金ということでテレビや新聞で報道されておりましたが、これは町村一律同じ金額なのか、確か町村会と市長会で義援金を送られていたかと思いますが、その義援金の内訳ですね、一律なのか、何かで差が出ているのか、その点と、先ほどの新型コロナウイルスの予防接種の件で、現時点で町内で確認された感染者の人数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 義援金についてでございますけれども、31町村が県の町村会に加入しておりますので、最高が50万円以内ということでしております。31町村で合わせて1,485万円で、県町村会自体で2,000万円の寄附を予定しておりましたので、残りの515万円を県町村会が負担しているということになります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 申し訳ありません。新型コロナウイルス感染者の方の人数でございましょうか。県の報道発表の中での直近1週間の人数しか今控えていないんですが、そちらでよろしいでしょうか。直近1週間であれば5名になります。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） ありがとうございます。

義援金のほうは、町としては上限の50万円を義援金として渡されたということで、非常にこれは意義あることであるので、これは有効にまた避難民の方に活用さ

れることを願っています。

新型コロナの件に関してですけれども、多分町内の人口からすれば大体30人に1人ぐらいの感染者が現在まで累計で出ているのではないかと私は推測をしています。この頃の状況を見ると、結構家庭内の感染が広がっていて、中にはやはり単身でこちらに來られて、アパートなり寮で生活されている方が感染された事例もあるようです。何が言いたいかというと、家庭内で一定期間過ごされる場合に、例えば周りに親族や身よりの方がおられる場合は食材の調達であったりとかいろんな部分はお願ひできるかと思いますが、町外から來られている方とか、単身で生活をされている方、また高齢の一人暮らしの方あたりが1週間、10日、家庭内で過ごされた場合に、そういったところのフォローですね、そういった部分を何か町としてなされているのか。また、感染者が完治して復歸した後に職場等でそういった何か問題が起きていないのか、そのあたりを町が把握されていればお伺ひできればと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 感染者の方の詳しい状況は、保健所のほうで情報を持っておられまして、より詳しい情報は町には入ってまいりません。ただ、保健所さんとは定期的に連絡会議もありますし、各市町村で担当課が連絡会を開く場合もあります。そういったときに、困っていらっしゃる方がいらっしゃる時は、ぜひ市町村のほうへお声かけをしてもらえようにお伝えくださいという声かけはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 個人情報あたりの部分があると思いますが、やはり感染された方は好きで感染をしたわけではありませんので、孤立化、孤独化をしないように、できる範囲内で町としてのフォローも大事だと思いますので、予防接種も大事ですけれども、そういった部分で感染された方のフォローを町のほうでお願いできればと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑のある方。

8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 今、井野議員からの質問があったのと同様でございますが、今のウクライナの現状を見ると非常に悲惨な状況だということで、こういった金銭的なものとして義援金を送るということは非常にいいことだと思いますが、これは本当言うと、議会の議決を得ていただいて、それから送るといった状況をつくってほ

しかつたなど、専決ということで5月18日、その後には送っているということだろうと思いますが、そうしなかった理由がございましたらお願いしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） これについては、県の町村会から文書が5月20日ぐらいまでに金額の締切りというのが来ておりました。その文書が来ましたので、すぐにする必要がございましたので、臨時議会とかを開く間がございましたので、大変申し訳ないんですけども、専決をさせていただいているところでございます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 急がれた理由というのが分からないということであるかと思いますが、議会としては議決の上で、それから行動してほしいなと思います。これは50万円以内といったことでございますけれども、町村人口割をすると、南小国町においては125円ぐらい、成人以上だと150～160円という金額にはなるわけでございますが、そう考えるともう少し額を上げてもいいかなという思いもございまして、その後、義援金としてまた発生するような状況もあるかと思しますので、義援金として出していただいたことに対して、感謝申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 専決した理由も6月2日にウクライナ大使館に義援金を持って行って、お渡しをしたと、早急に人道支援ということでしたので、県町村会も各町村に対して早くお願いしますということでしたので、専決をさせていただきました。

それと、追加と今おっしゃられましたけれど、今、役場の入り口で町民に対するウクライナの人道支援の募金もしておりますので、そこらあたりをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） コロナワクチンの接種状況についてお尋ねをしたいと思います。1回、2回目まで終了されている町民が何割おられるのか。3回目接種がどれだけののか。今回4回目接種になっていると思いますけれども、対象者数がどれだけの、いつまでに接種を完了しようと計画をされているのか。

それと、もう1点、最近の感染者の方を見ると5歳から10歳未満の方がかなりの割合を占めていると思いますので、5歳から11歳の小児接種状況がどれだけ進んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） まず、新型コロナウイルスワクチンの接種状況なんですが、5月10日現在で、大人だけで2回目まで接種をされた接種率が84%です。これは、人口をベースにしております。3回目接種を終えられた方が、5月10日時点では69.6%です。ただ、こちらにつきましては最新の情報がありまして、6月9日時点で3回目接種が終わられている方は、人口ベースで71.5%になります。あと、5月10日時点なんですが、高齢者の状況を見ますと、人口ベースで約91.2%の方が3回目接種まで終わられていることになります。

今後の予定なんですが、現在、周知は、広報折り込みチラシとケーブルテレビ放送で周知をさせていただいています。4回目接種の方は、3回目接種から5か月以上経過しなければいけませんので、6月は主に医療従事者の方で対象に当たる方の接種になっています。7月から高齢者施設、高齢者の方の4回目接種が始まる形になります。7月になりますと人数がちょっと増えてきまして、おおよそ200人弱ぐらいです。7月に予定しております。8月、9月がかなり人数は多くなっておりまして、今の予測なんですが、8月、9月で約1,500～1,600人の方を対象とする予定としています。9月までで集団で多くの人数でする接種につきましては、おおむね終了する予定となっております。ただ、接種間隔がそれぞれ個人で違ってまいりますので、小国公立病院さんや地域の医療機関さんのほうで個別で接種を続けていただけるかどうかは今協議中でございます。また、国の法律上では9月末までが接種の最終期限となっておりますので、そちらにつきましては今後また改正が予定されているんじゃないかなと思うんですが、今のところまだはっきりとしたことは言ってきておりません。

子供さんの接種状況なんですが、こちらも小国公立病院さんに小児科がありますので、先生方の御協力のもと、接種を進めさせていただいております。5月10日現在で1回目が終わった方が42.6%、2回目が終わった方が27.9%でした。ですので、おおよそ40%の方は2回目まで終わっていらっしゃるのではないかなと思っております。

小児の今後なんですが、小児のほうも約2か月に1回、9月までは小国公立病院さんのほうで追加で接種をまだ受けていない方が受けることは可能となっております。今後のことにつきましては、今、小国公立病院さんと月1回のペースで連絡会を開催しております。これは、小国町さんも一緒です。その中で法の改正等を踏ま

えまして、今後またよりよい形で接種ができるように協議を重ねていくつもりであります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 仮定的な話になりますけれども、まだ1回もワクチン接種をしていない方が受けたと思ったときにはスムーズに受付ができるような状況になっているのでしょうか。

それと、もう1点、3回目接種が2回目まで終わっている方よりも10%ぐらい少ないんですけど、今、県民割だとか旅行、観光に対して3回目接種が割引の条件みたいになっていると思います。多分悩まれている方もそういうものがあるならばもう1回受けようかということにもなるかと思いますが、そういうときにもスムーズに対応ができるのか、少し教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 1回目、2回目の方の日と申しますか、そういった場合は9月までは確実に設けておりますので、空きがありましたら接種をしていただくことは可能です。コールセンターに御予約をお願いしたいと思います。3回目接種がまだの方につきましても、3回目接種は4回目接種と接種量が変わりませんので、4回目接種の空き枠等で調整をさせていただくことも可能ですので、まだ3回目接種が終わっていない方も御遠慮なくコールセンターに御相談いただければと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

空きがあればできるという案内というのは、告知放送ないしそういうので発信をされておりますでしょうか。もしなければ、今後そういうことを発信していかれたほうがいいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ケーブルテレビでは3回目までと4回目以降と分けて周知をさせていただいていたと思います。3回目までは多分ピンク色の枠で、4回目は緑色の枠で周知をさせていただいているのではないかと思います。ただ、そういったところの周知は今まだ十分な周知とは言えないと思いますので、今後そういったところも強調して周知ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第４２号、専決処分の報告について（令和４年度南小国町一般会計補正予算書（第１号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

—————○—————

日程第８ 議案第４３号 南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第８、議案第４３号、南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４３号、南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、まちづくり課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 議案第４３号、南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のように定める。

令和４年６月１５日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。町民の利便性や行政手続の効率化を図ることを目的とし、行政手続等を情報通信の技術を利用した方法により行うことが可能とする条例を制定したいため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例。第1条では、本条例の目的を示しております。読み上げさせていただきます。この条例は、町の機関等に係る申請、届出、その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

役場庁舎内では、デジタル化、ICT化は進んでいるものの、対外的なデジタル化、ICT化はなかなか進んでおらず、国が進めている自治体デジタル・トランスフォーメーション、通称自治体DXと申しますが、これによる行政サービスのデジタル化、ICT化のさらなる取組が求められ、中でも行政手続のオンライン化に重点が置かれております。町の機関等に行政サービスなどの申請、届出などを行う際には役場等に直接出向き、書類を作成し提出するといった手続、紙を使用した手続が必要ですが、本条例によりましてインターネット通信と情報通信技術を使い、その通信を通してホームページの入力画面やフォーマットなど電子媒体により申請届出など、諸手続を行うことを可能とするもの、いわゆるオンライン申請と諸手続のオンライン化、デジタル化を可能とする規定でございます。よって、役場に来ることなく、パソコンやスマートフォンなどを使用し、自宅や職場、遠方からでも手続が可能となり、町民をはじめ、町へ手続が必要な方の利便性の向上が図られますし、行政業務の簡素化、効率化にもつながることとなります。

以下、第2条には本条例の用語の解説。

次のページから、第3条、第4条、また次のページの第5条に関しましては、申請、届出、処分通知、縦覧、閲覧等の業務、諸手続のオンライン化、デジタル化、いわゆるオンライン申請や電子申請等を可能とする規定。

第6条は、オンライン化、デジタル化された諸手続により、やり取りされた情報について、紙ではなく、オンライン化、デジタル化された状態、これを電子媒体と申しますが、電子媒体にて保存を可能とする規定。

第7条は、各条に規定する諸手続を可能とするシステム導入等、必要な措置を取ることに努める規定。

次のページの第8条では、諸手続のオンライン化、デジタル化により実施された諸手続の状況の公表に関する規定。

第9条は、委任事項となります。

附則、この条例は、令和4年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 電子機器に弱いものですからお尋ねしますが、スマホとかパソコン等から住所の転入手続をする場合にそれから可能なわけですよね。それをチェックする機能というのは何かあるのでしょうか。本当に実在するのかしないのか、そういう機能というのは何かあるのでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 今、システム改修も国の指導といいますか、国からの助言に基づきまして着々と進めているところではあるんですが、マイナポータルというマイナンバーカードを利用したシステムと連動させることによりまして、本人確認等をデジタル信号として行うことが可能となりますので、そういったところで転入・転出の手続が可能となるというものでございます。

ただし、諸手続には必ず本人が出向いて手続をしなければならない部分も出てくることは必要となりますので、転入・転出の手続がオンラインでできることによって、その手続については可能となりますし、付随するものでオンラインで手続きする部分が多くなるのは確実なんですけれども、中には本人が窓口に来なければならない部分も若干出てくることは、業務上、必要性がある部分については、なかなか御対応できない部分が出てくるかと思います。また、国からも今着々と情報が流れおりますが、その情報をもとにしながら、うちのほうでも各課の業務でまた可能か不可能かというのも判断しなければならない項目も出てまいりますので、そういったところを各課で連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 今、まちづくり課長から今後の予定を含めて御答弁いただいたところなんですが、直近として、転出につきましては、2月ぐらいからワンストップ化、窓口に来られなくてもマイナンバーカードでパソコンやスマートフォンを通じて手続が可能となってくる予定になっておりますが、今の段階では転入のほうはまだ窓口に行っていていただいて、手続をする必要がある現状でございます。

すみません、失礼します。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） マイナンバーカードの登録は、そういう電子機器ではできないんですよね。これは、必ず役場に来て、登録するというのは原則ですよね。これも一緒に電子機器で登録できるようになるのでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） マイナンバーカードは、これらの手続を取る上での鍵とな

るものですので、こちらは窓口での申請になります。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 確かに利便性があって、効率化を図れると思いますけれど、できれば確認事項というのは、やはり目視でやる必要性もある。目視だけではなくて、役場に来ていただくことも必要性があるのかなと。あまり便利になりすぎると、いろんな諸問題も起きかねないと思いますので、そのところは十分注意しながらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。ないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第43号、南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第44号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第9、議案第44号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第44号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、町民課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第44号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例

の制定について。

南小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。住民票の写しのコンビニ交付サービスが開始することに伴い、住民票の一部と世帯全部の手数料を統一するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。南小国町手数料条例の一部を改正する条例。

南小国町手数料条例（平成12年南小国町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いします。新旧対照表でございます。第2条第1項第11号中、「ア 住民票の写し1通につき200円」「イ 同一世帯全員に係る住民票の写し1通につき400円」「エ 広域交付住民票の写し1通につき200円」「オ 広域交付同一世帯全員に係る住民の写し1通につき400円」を全て今回「300円」に改正するものです。

前のページにお戻りください。附則、この条例は、令和4年9月1日から施行する。

以上になります。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） コンビニ交付サービスということで、町民の方の利便性は非常に高まるサービスではないかと思っております。コンビニ交付の際にマイナンバーカードというのは必須になるのかなと調べていたら感じたんですけども、必須なマイナンバーカードの今の所持率、交付率ですかね、あと今後の対策をお尋ねしたいと思います。現在、担当職員さんはとても工夫して取り組まれていると感じています。私も子供がおりまして、乳幼児健診の際にも健診が終わった出口でマイナンバーカードをつくりませんかということで、対象者の方の情報などもある程度印字した状態で、こちらの書く手間さえも、なるべく可能な限り少ない状態にして、お声がけをいただいたりと、とても工夫をされていると思います。コロナ禍でさらにコンビニ交付が始まると、コンビニ交付の利用者を増やすためにもやはりマイナンバーカードの所持率というのは上げていく必要があるのかなと思いますので、その2点、所持率と今後の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） コンビニ交付サービスにつきましては、やはりマイナンバーカードは欠かせません。マイナンバーカードの交付率なんですけど、5月末時点で

41.46%になっております。昨年1年間で16%ほど所持率が伸びております。

今後の対策なんですが、現在でも火曜日の夕方5時15分から夕方7時まで、それと今は休日の午前中も交付日を設けて、担当者が今年は広報周知を行いまして、取得率を伸ばしていこうとしているところでございます。また、乳幼児健診等でお声がけもさせていただきまして、健診から帰られる際に窓口で手続を御紹介するところも、今年度も続けていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 料金の改定でございますので、この300円というのは他の自治体も含めて同一、全国どこの自治体でも300円という形なんでしょうか。それと、コンビニですから当然手数料が発生すると思いますけれど、コンビニへの支払いがお幾らあって、直接町に入る金額というのは幾らなのか教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 今回の上程に際しまして阿蘇郡市内でコンビニ交付をされている市町村の状況も見させていただきました。一部と世帯と住民票で金額がもとと同一金額だったところが多かったんですが、1か所うちと同じで一部が200円、全部が400円のところがございまして、そういったところにも現状をお聞きした上で200円と400円のちょうど中間である300円で今回上程させていただいております。

手数料がもし300円の場合は、コンビニさんに支払われる金額は、J-LISという会社とコンビニさんとの契約になるようで、現時点では117円です。こちらは、今後変わる可能性はあるようです。したがって、300円のときに町に入ってくる金額は183円になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ということは、現行から利便性は上がりますけれども、町としての手数料は減額になるということですね。300円というのは町自体で決められるところでしょうか。よそは400円のところもあるという認識でいいんですか。町としては300円が適当だと考えたということで、実際の実入りまで含めたところで300円というのが適当だということで提出されたということでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 一部と全部の中間の金額ということもありますが、実際、今コンビニ交付をされている町村が阿蘇郡市内に３か所ありますが、そのうちの２か所が３００円で実施をされている現状にあります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、２番、佐藤毅議員。

○２番（佐藤 毅君） もう１か所は、お幾らですか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） すみません、２００円になります。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第４４号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第４５号 南小国町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第１０、議案第４５号、南小国町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４５号、南小国町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、建設課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第４５号、南小国町営住宅条例の一部を改正する条

例の制定について。

南小国町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。民法の改正に伴う条例改正をするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町営住宅条例の一部を改正する条例。

南小国町営住宅条例（平成9年南小国町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表になります。右側が改正前、左側が改正後で、条例の第11条第1項第1号の「保証人」及び同条第3項の「保証人」をそれぞれ「連帯保証人」として改正をするものでございます。

これは、主債務者と同等の義務が生じることを前提に連帯保証人として改正を行うものです。

前のページに戻ります。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 1点質問させていただきます。連帯保証人と保証人となると法的強制力がより連帯保証人のほうが強くなるのかなと思っておりますが、具体的に何か変わることがあるのかどうか、例えば督促の仕方とかが変わるのかとか何かありましたら教えてください。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 現時点における滞納等の整理におきましては、何ら変わるものではございません。町の対応としてになりますけれども。ただ、例えばなんですけれども、従来でいう保証人の方が主債務者に請求をしてくれと一方的な発言をされる場合においては、保証人という明記になればそういう対応を取らざるを得なくなってくるんですけれども、連帯保証人ということになればそういった発言ができなくなるという形で対応しているという形になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方から

お願いをいたします。ないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第４５号、南小国町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第４６号 南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第１１、議案第４６号、南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４６号、南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定については、建設課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第４６号、南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和４年６月１５日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。民法の改正に伴う条例改正をするため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページになります。南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例。

南小国町特定公共賃貸住宅条例（平成７年南小国町条例第３号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表になります。条例中、右側の改正前におきます第８条第１項第１号の「保証人」を「連帯保証人」に改正するものとなります。

先ほどの第４５号議案と同等の理由となります。

１ページ、お戻りください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第４６号、南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第４７号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第１２、議案第４７号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４７号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第４７号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和４年６月１５日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。国家公務員の措置に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について所要

の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年南小国町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次のページに新旧対照表がついております。第2条及び第17条におきまして育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間1年以上の要件を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。新たに第21条及び第22条を追加して、育児休業をしやすい環境を整備するための措置を講ずるものでございます。

妊娠、出産、育児などと仕事の両立支援に関して国家公務員の措置と均衡を図るため、国家公務員の措置に準ずる改正を行うものでございます。

2ページ、お戻りください。附則でございます。この条例は、令和4年7月1日から施行する。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

2時15分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後１時５７分

再開 午後２時１５分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

—————○—————

日程第１３ 議案第４８号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（平野昭夫君） 日程第１３、議案第４８号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４８号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第４８号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のとおり変更する。

令和４年６月１５日提出、南小国町長、高橋周二。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、令和４年４月１日から適用する。

提案理由。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。新旧対照表がついております。右が変更前、左が変更後です。別表第１が組合を組織する地方公共団体ということで「小国町外一ヶ町公立病院組合」が「小国郷公立病院組合」に変わるものでございます。

次のページ、別表第２組合の共同処理する事務ということで第３条第１項に關す

る事務、これは退職手当の事務でございます。それが同じように変わるものでございます。

次のページをお願いいたします。第3条第9号に関する事務、これは非常勤職員の公務災害の事務でございます。これにつきましても「小国町外一ヶ町公立病院組合」が「小国郷公立病院組合」に変わるものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第48号、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決をされました。

—————○—————

日程第14 議案第49号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（平野昭夫君） 日程第14、議案第49号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第49号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第４９号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第２項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに山鹿市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和４年６月１５日提出、南小国町長、高橋周二。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成２８年告示第２０８号）の一部を次のように変更する。

第１条中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加える。

附則、この規約は、令和４年９月１日から施行する。

提案理由。熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第２５２条の７第２項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第３項の規定において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。次に新旧対照表がついておりますけれども、今まで現行に山鹿市が入っておりませんでしたので、「、山鹿市」を新たに追加するものでございます。

熊本広域行政不服審査会は、現在１３市町村です。これによりまして１４市町村となるものでございます。本審査会は、市町村長が審査庁として審査請求の裁決を行うに当たり、客観性や公正性を高めるため、第三者の立場から、審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性を審議し、市町村長に答申するものでございます。

附則でございます。この規約は、令和４年９月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第49号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決をされました。

-----○-----

日程第15 議案第50号 南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第15、議案第50号、南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第50号、南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、農林課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 議案第50号、南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。交流促進センター入浴施設の使用料を改定するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

1枚、おめくりください。改め文です。南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例。

南小国町交流促進センター設置条例（平成7年南小国町条例第1号）の一部を次のように改正する。

2枚、おめくりください。新旧対照表です。こちらにて説明をいたします。右が改正前、左が改正後です。

第7条中「別表の1」「別表の2」という表示でございましたが、それがその下に「別表」として書いてある部分ですが、1つの表の中に1と2ということで混在しておりましたので、今回の改正に併せまして、「別表1」「別表2」に分けたところでございます。第7条の文中の「別表の1」を「別表1」、「別表の2」を

「別表 2」に改めました。

改正前の「別表の 1」の部分につきましては、そのまま改正後の「別表 1」になっております。内容の変更はございません。

改正前の「別表の 2」の部分につきまして、改正前は町内者、町外者で入浴料を分けておりましたが、改正後は大人・中学生以上を 300 円、子供・小学生を 150 円と統一いたしました。

もう 1 枚、おめくりください。また、改正前におきましては小学生以下が統一されておりましたが、改正後は小学校就学前の者は無料としております。

また、条例にはうたわれておりませんでした。運用上、回数券を運用しておりましたので、今回は、この改正に併せまして、大人の回数券を 11 枚つづり 3,000 円、子供の回数券を 11 枚つづりで 1,500 円と制定をいたしましたものです。

2 枚、お戻りください。附則です。この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、9 番、森永一美議員。

○9 番（森永一美君） 1 点お尋ねをいたします。今回、町民の 1 回当たりの入浴料が 200 円から 300 円に料金が改定となっておりますが、その改定の理由を知りたいです。以前は重油ボイラーから木質バイオマスに変更されていて、昨年の 6 月、広報委員で取材に行きましたところ、木質バイオマスにしたところ、燃料代とかメンテナンス代を含めても年間 100 万円ほどコストとしては削減することができているということだったと思います。重油の価格は、調べてみると、2020 年 5 月が 1 リットル当たり 75 円、2021 年 5 月が 95 円、2022 年 5 月が 119 円と、この 2 年で 1.6 倍に上がっております。一方、木質バイオマスの燃料となるチップの価格というのは、乱高下が割と熊本県は穏やかなのかなと思っています。調べてみると、大体 15% ほどなのかなというところだったんですけども、その中で燃料代の高騰というのは木質バイオマスになったことでそこまで大きい影響はないのかなと思いますが、その中での料金の改定の理由を教えてください。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、交流促進センターの燃料の部分につきましては、実際に施設の管理運営をする上では指定管理の委託料も支払っておりますし、また歳入の一部はこの使用料で賄っております。燃料、重油、それから木質チップ、そのあたりの経費の部分につきましては、指定管理委託料で賄う部分としてこちらのほうでは考えております。今回の改正につきましては、通常の維持管理経費、そういった部分に充当ということ

ころで考えております。

今回の改正に至った経緯でございますけれども、この施設が平成7年に出来上がっているんですけれども、平成7年当時は消費税が3%でございました。その後、平成9年には5%、平成26年に8%、そして直近ですと令和元年10月には10%と消費税の改定がなされているわけですが、実情としては、交流促進センターの使用料につきましては、平成7年、ですから27年ほどたちますけれども、当初からこの金額、使用料は一度も改定をされていない状態でございます。その中で実際今回改正をするわけですが、改正をする上で他町村の公共的な施設あたりと比較をしてみました。そのときに、安い部分ですと産山村さんあたりは200円ですが、小国町さん、それから阿蘇市さん、南阿蘇村さん、南阿蘇村さんについては旧町村ごとに温泉がございまして、3つの温泉がございしますが、全て400円で設定されております。その中で300円というのは妥当な数字ではないかということで、こちらのほうで検討して、今回改正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 当初、温泉館は昔から飲食等あるいは会議等で2階を利用していた思いが非常に強いわけで、いまだにそれもまだつながっているのかなという思いがしておりますけれど、会議、会合で使用する場合、1団体3,000円、そして飲食を伴うとまた5,000円かかる。ここで計8,000円を払わなければいけない状態になるのか、それとも別ものなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

実際のところ上段の3,000円に、注意書きであります飲食を伴う場合には別途5,000円が加算されますので、8,000円となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 利用する側からすると、やっぱり大いに温泉もあるし、利用したいという気持ちが町内の方は多いんじゃないかなろうかという思いがしますが、10人あたりで別に8,000円もかかると、どうしても利用する者が少ないんじゃないかなろうかという思いもしますが、別々に考えられないものかという思いがしますが、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） こちらの部分につきましては、今回改正はしておりません。

今年が指定管理者の切替えが前回の3月の議会で御承認いただいた部分になるかと思えますけれども、今後は指定管理者と施設のまた有効な活用に向けては、すみません、私も4月に変わったばかりでなかなかその部分が進んでいないのは事実でございますので、できるだけ足を運んで意見交換をして、そのあたりの有効活用を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） やはりこういう施設は、運営する側、要するに経営者側のセンスというのが求められることだと思います。町がいつまでもそういうことに携わってはよりいい発展は望めないんじゃないかなと僕は思いますので、できれば売却の方向は考えていないのかを質問します。

すみません、関連で町内者と町外者の料金は違ったんですけれど、今度は同じになっていますけれど、それはなぜか、腑に落ちないそうでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） まず、1点目の売却の話でございますけれども、すみません、以前の課長が隣にいらっしゃいますので、あれですけれど、以前からそういう話も何回か出てきたようで、協議もされたようでございますけれども、ほかの町村の施設等と比べますと、南小国町の施設はあまり大きくないというところもあって、なかなか民間へという話にはなっていないというところのようでございます。

あと、町内、町外の統一の部分でございますけれども、これもほかの町村を調べたというか、ほかの町村を参考にさせていただいたところ、ほとんどの町村が、先ほど申し上げました産山村さんは違っているんですけれども、阿蘇市さん、それから南阿蘇村の3つの施設、こういったところは町内、町外400円で統一されておりましたので、施設を管理する部分からも、なかなか町内、町外というところで線引きが非常に難しい、確認する方法でなかなか身分証明書を一回一回出していただくというのも非常に難しいところがあると伺いましたので、そういったところを考慮いたしまして、今回はあえて町内、町外の区分けを外したところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですね。ほかに質疑ありませんか。

4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君）　やはり町と共同運営というのはなかなかうまくいかないと思いますので、あの施設は向こうのいろんな温室とかイチジク、いろいろありますので、あれを含めた総合的な力を発揮できる方がいらっしゃれば、そういう方に売却して、より発展的にものを考えた方がいいんじゃないかなと思っていますので、よろしかったらそのあたりも検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　　以上です。

○議長（平野昭夫君）　ほかに質疑はありますか。

　　はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君）　1点確認ですけれども、現在も回数券を販売されているというのですが、これは入浴券ではありませんので、7月1日以降は回数券利用の方は料金改定の差額の分も一緒に払っていただくという形でよろしいのでしょうか。

○議長（平野昭夫君）　はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君）　ただいまの御質問についてお答えをいたします。

　　当然施行日が7月1日からになっておりますので、そのように対応したいと思います。また、混乱しないように、そのあたりは周知もしたいと思いますし、指定管理者にも指示を徹底したいと思います。

　　以上です。

○議長（平野昭夫君）　はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君）　回数券を購入される方は、常時温泉館を利用される方だと思いますので、早めに受付なり文字放送なりでそういった部分の料金改定の通知を町民の方に周知をお願いしたいと思います。

　　以上です。

○議長（平野昭夫君）　ほかに質疑は。

　　はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤　毅君）　数字的なところを教えてくださいんですけども、コロナ前からの利用者数ですね、町内利用、町外利用、年間で結構でございます。どれだけいたのかをお願いいたします。

○議長（平野昭夫君）　はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君）　ただいまの質問にお答えいたします。

　　平成28年度から調べておりまして、平成28年度で町内、町外、合わせまして約2万1,000人、それから平成29年度、少し増えまして約2万2,000人、平成30年度約1万8,000人、令和元年度1万9,000人、コロナの影響によりまして、令和2年度1万4,000人、令和3年度1万3,000人という推移でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） その中身で町外がどれぐらいというのは、具体的な数字はないですか。分からなければそれで結構ですけど。ただ、今回値上げすることによって、非常に利用者が今減少している中においても、また利用客が離れていく可能性というのなきにしもあらずなのかなと。逆に、湯田のほうが200円で入れるならば、そちらに流れる可能性というのもあると思いますので、利用促進において何かしらPRだとか、そういう活動を考えているのか教えていただければ、あればというところをお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） すみません、先ほど合計で申し上げましたので、その内数で町外が、平成28年度で約5,000人です。それから、平成29年度が約6,600人、それから平成30年度で約6,000人、令和元年度で約5,000人、令和2年度、令和3年度は約4,000人ずつでございます。以上が町外の数字でございます。ですので、差引きの町内、それから町外、どちらも令和2年度、令和3年度は、令和元年度以前に比べますと減っているような状況でございます。

あと、値上げ後の促進策でございますけれども、今ここで何をするというのはなかなか申し上げにくいというか、まだ私も考えておりませんでしたけれども、先ほども申し上げましたけれども、指定管理者と協議しながら、指定管理者もいろいろと考えているようでございますので、そのあたりで協議しながら、今までになかった部分、あと、先ほど4番議員がおっしゃった、お隣の施設の部分ですね、あのあたりについても本来コロナ禍でなければ、きのこのそういった体験を含めたところで一緒にやるような話になっていたようですけども、コロナでなかなかその部分が進んでいなかったようでございます。今後、どういう状況になるか分かりませんが、状況が落ち着いて、そういうことにチャレンジするような情勢になってきたときにはそのあたりも含めまして考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思います

が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第50号、南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第51号 令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）

○議長（平野昭夫君） 日程第16、議案第51号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第51号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第51号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）。

次のページをお願いいたします。令和4年度南小国町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,012万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億4,571万4,000円とする。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項・期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為。新型コロナウイルス対策農業経営安定資金利子補給。期間、令和5年度から令和9年度。限度額27万6,000円。

次のページ、第3表、地方債補正。起債の目的、過疎対策事業債、今回1,510万円を増額し、1億3,240万円とするものです。現在の利率は0.2%です。

9 ページをお願いいたします。歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、今回1,897万7,000円を増額し、2,574万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、社会福祉費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金1,421万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金108万6,000円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金305万円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金63万1,000円。

総務費国庫補助金、今回4,566万9,000円を追加し、1億6,204万8,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、令和3年度国補正分の1,121万9,000円、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、令和4年の国の予備費分3,365万6,000円。

続きまして、デジタル基盤改革支援補助金79万4,000円。

次のページ、県支出金、県補助金、農林水産事業費補助金、今回932万6,000円を追加し、1億1,477万4,000円とするものでございます。主なものといたしまして、経営発展支援事業補助金750万円、農地利用効率化等支援交付金事業補助金114万円となっております。

続きまして、災害復旧事業補助金、今回49万4,000円を追加し、1,709万1,000円とするものでございます。熊本地震復興基金交付金、ASO観光振興復興加速化委員会負担金でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回8,975万9,000円を追加し、2億5,025万円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。12億184万7,795円。数字で申し上げます。1201847795でございます。

続きまして、防災対策基金繰入金、今回1,079万9,000円を追加し、1,129万9,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございますけれども、1,924万1,314円。数字で申し上げます。19241314でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入、預金利子、預金利子、今回1,000円を減額し、2万円とするものでございます。森林環境譲与税基金預金利子の減でございます。

次のページをお願いいたします。町債、町債、過疎対策事業債、今回1,510万円を追加し、1億3,240万円とするものでございます。中湯田赤迫線と消防ポンプ積載車購入分でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、議会事務局長。

○議会事務局長（北里能蔵君） 14ページをお願いします。歳出です。

議会費、議会費、議会費、今回51万9,000円を減額し、6,245万7,000円とするものです。給料、職員手当等、共済費、いずれも人事異動に伴う減額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 15ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費、今回807万5,000円を減額し、2億1,025万1,000円とするものでございます。人件費につきましては、人事異動に伴うものでございます。需用費、消耗品費30万円につきましては、アルコールチェッカー購入費用となっております。道路交通法施行規則の一部改正によりまして、安全運転管理者事業所は運転前後のアルコールチェックが10月から義務づけられますので、そのためチェッカーの購入が必要となってまいりますので、ここに計上させていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 続きまして、会計管理費です。今回6万4,000円を増額し、799万6,000円とするものです。需用費の補正です。内容としましては、ISDN回線のサービス廃止に伴う新システムへの更新ソフト費用の購入の補正となっております。

続きまして、地籍調査費、今回13万4,000円を増額し、830万6,000円とするものです。職員手当等の補正です。内容としましては、建設課及び農林課が主体となって取り組んでおります災害勉強会に参加する税務課職員の時間外勤務手当の補正となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、情報電算管理費です。今回86万4,000円を増額し、8,240万7,000円とするものです。内容としましては、委託料86万4,000円、行政手続のオンライン化並びに行政システムの標準化、共通化に関するセキュリティ強化並びに総合行政システム改修に関する電算関係運営支援委託料の増額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 17ページをお願いします。総務費、徴税費、税務総務費、今回118万2,000円を増額し、5,986万3,000円とするものでございます。給料、職員手当等、共済費、いずれも人事異動に伴う人件費の補正となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 18ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回207万9,000円を増額し、7,281万6,000円とするものです。内容としましては、人事異動に伴うパートタイム会計年度任用職員1人分の報酬、職員手当等、共済費になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 19ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回1,131万円を増額し、8,527万1,000円とするものです。内容としまして、給料から共済費までは課内異動に伴う手当の増減でございます。役務費の通信運搬費につきましては臨時特別給付金に係る通知等の費用、手数料につきましては振込手数料でございます。委託料につきましては、臨時特別給付金に伴うシステム対応委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金として100世帯分を計上しております。令和3年度は課税世帯で給付を受けられず、今年度非課税世帯となった世帯への10万円の給付分でございます。償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度分の事務費の実績に伴う返還金でございます。

次のページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。今回6万8,000円を減額し、1,306万5,000円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費、ともに人事異動に伴う減額でございます。

続きまして、児童措置費です。今回498万1,000円を増額し、2億2,559万7,000円とするものです。内容としましては、職員手当等から役務費まで子育て世帯生活支援特別給付金に伴うものでございます。委託料につきましては、特別給付金に伴うシステム改修費として増額、負担金補助及び交付金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の見込み数80名掛ける5万円を計上しております。児童扶養手当受給者には県から支給が行われますので、ひとり親世帯以外の非課税世帯への児童1人当たり5万円の支給を行うものでございます。償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度分の事業費及び事務費の実績に伴う返還金

でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回475万4,000円を増額し、1億8,436万3,000円とするものです。内容としましては、報酬から、次の21ページの旅費まで中原保育園へ会計年度任用職員が1名増えたことと人事異動に伴う増額でございます。委託料につきましては、害虫防除業務委託料としまして、保育園3園の給食室の消毒を年2回行う予定として計上しております。償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度の子ども・子育て支援交付金返還金として地域子育て支援ひろばぬくもりの運営に係る補助金の実績に伴う返還金でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 22ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回32万6,000円を増額し、3億430万2,000円とするものです。内容としましては、給料から共済費までは人事異動に伴う増減でございます。繰出金は、介護保険特別会計繰出金が2万6,000円となります。

続きまして、環境衛生費です。今回3,526万2,000円を増額し、2億5,647万8,000円とするものです。内容としましては、水道特別会計繰出金が3,538万円の増額、公共下水道特別会計繰出金が11万8,000円の減額となります。

続きまして、後期高齢者医療費です。今回5,000円を増額し、9,103万8,000円とするものです。内容としましては、後期高齢者医療特別会計繰出金となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 続きまして、23ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業委員会費、今回2万4,000円を増額し、516万7,000円とするものです。役務費2万4,000円、通信運搬費といたしまして農業委員会において導入予定のタブレット端末のMDM利用料の増、MDMと申しますのは、タブレットを一括で監視、制御、操作する仕組みのものでして、そちらの利用料が増額となっております。

続きまして、農業総務費です。今回1,502万4,000円を増額し、9,011万円とするものです。主なものといたしましては、給料、職員手当等、共済費については、人事異動に伴う637万4,000円の増です。需用費55万円の増、修繕料といたしまして新たに所管換えを行いました黒川の農林業担い手住宅におきまして水道管の劣化による水漏れ、それからトイレ便器のひび割れ等が新たに見つ

かりましたので、その交換の必要が発生したものです。それから、負担金補助及び交付金、補助金 810 万円の増です。南小国町親元就農支援金、こちら 30 万円の 2 名分、農業後継者として親元に就農した者に対し支給を行うものです。経営発展支援事業補助金 750 万円の増、対象者 1 名分となっております。

続きまして、農業振興費、今回 3,390 万 4,000 円を増額し、1 億 6,639 万円とするものです。主なものとしましては、委託料 276 万 4,000 円の増、農業振興地域整備計画協議図書作成業務委託です。こちらは、県との協議時におきまして提出が必要となっており、今回お願いするものでございます。負担金補助及び交付金、補助金といたしまして 3,114 万円の増です。農地利用効率化等支援交付金事業補助金、農業者が経営基盤を確立し、さらに発展するために必要な農業用機械、それから施設の導入に対し助成をするものでございます。それから、飼料・燃料費高騰対策補助金 3,000 万円の増です。こちらは、昨日の一般質問の答弁でもございましたけれども、昨今の新型コロナウイルス、原油高騰、ロシアによるウクライナへの侵攻などの影響で飼料・燃料が高騰していることから、今後の営農意欲を向上させ、経営を継続できることを目的とした支援策として計上をいたしております。

続きまして、畜産振興費、今回 68 万 6,000 円を増額し、762 万 2,000 円とするものです。負担金補助及び交付金の補助金 68 万 6,000 円の増、熊本型放牧高度化支援事業補助金、牧野組合等の事業主体が放牧管理の高度化を図るために必要な条件整備に対する支援となっております。今回、町内 6 牧野が対象となっております。

続きまして、25 ページをお願いいたします。林業費、林業振興費、今回 5 万 2,000 円を増額し、8,904 万 6,000 円とするものです。報償費として 5 万 2,000 円、森林資源解析業務事業者評価委員報償金です。こちらは、今年度当初予算で計上しております森林資源解析業務の業者選定におきましてプロポーザル方式を予定しておりまして、今回その候補者の特定を行うために設置したものになります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 26 ページをお願いします。商工費、商工費、商工総務費です。今回 205 万 7,000 円を減額し、1,426 万 5,000 円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費の減額、4 月の人事異動に伴う給料等の減額となります。

続きまして、商工振興費です。今回 7,754 万 6,000 円を増額し、9,50

8万6,000円とするものです。

内容としましては、需用費2万円の増額、町民向け商品券くらし応援券発行事業実施に伴う事務用品費計上による消耗品の増額です。

続きまして、役務費127万8,000円の増額、通信運搬費の増額です。町民向け商品券発行事業実施に伴う各世帯へ発送する郵便代、切手代の増額です。

続きまして、負担金補助及び交付金7,624万8,000円の増額、補助金の増額です。町民向け商品券くらし応援券発行事業実施に関する補助金の増額となります。今回の事業では、町民1人当たり2万円の商品券を発行し、新型コロナウイルス感染の影響に加え、原油価格高騰、物価上昇の影響による家計負担の軽減に少しでもつながるよう町民への生活支援、併せて町内経済の活性化を図るものです。こちらにつきましては、8,024万8,000円の増額となります。また、それに伴い、商工会プレミアム商品券、通常のプレミアム商品券の後期分の補助金の減額で400万円の減額となります。

続きまして、観光費です。今回補正による増減はありません。予算額5,945万9,000円のうち、49万4,000円の財源組替となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 27ページになります。土木費、土木管理費、土木総務費、今回2万6,000円を減額し、7,931万1,000円とするものです。4月の人事異動に伴うものでございます。

続きまして、28ページになります。道路橋梁費、道路維持費、今回補正はありません。使用料及び賃借料を当初300万円として計上しておりましたが、小規模な側溝の清掃、それと土砂崩れ、倒木、そういったものに対する迅速な発注を行うために修繕料の節を増やしまして、150万円の半分を新たに設置するものでございます。

続きまして、道路新設改良費、今回補正はありません。財源組替のみとなっております。

続きまして、住宅費、住宅管理費、今回109万円を増額し、980万5,000円とするものです。委託料、シロアリ駆除予防業務委託料としておりまして、満願寺団地の木造6戸、市原団地簡易耐火2階建て構造物の6戸におきまして、平成25年度から平成27年度にシロアリ駆除予防を行っておりますけれども、7年から9年が経過しており、一般的には5年を目安という形になっておりますので、まずは先ほどの12戸を行いまして、今後とも定期的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 30ページをお願いいたします。消防費、消防費、消防施設費、今回157万4,000円を増額し、942万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、委託料、チェーンソー安全講習といたしまして、消防団員でチェーンソーの使用ができない団員への講習を計画しております。委託先は、森林組合を予定しております。備品購入費147万4,000円を増額でございます。小型動力ポンプ付積載車を購入する予定でしたけれども、型式と仕様の変更に伴いまして増額になりましたので、追加させていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 31ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額280万3,000円を増額し、1億342万円とするものです。内容につきましては、給料、職員手当等、共済費につきましては、人事異動に伴うものです。旅費につきましては、費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当となっております。

次のページをお願いいたします。32ページです。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額10万6,000円を増額し、6,320万9,000円とするものです。内容につきましては、委託料10万6,000円を増額となります。各小学校の消防設備点検の委託料の増額分となっております。眼科及び耳鼻咽喉科の健診委託につきましては、1日で3校をするはずでしたが、日程の都合がつかず、2日間行うこととなりまして、1日分を追加することに伴う増額分となっております。

次のページをお願いいたします。33ページです。教育費、中学校費、学校管理費です。今回補正額4万4,000円を増額し、4,705万4,000円とするものです。内容につきましては、委託料4万4,000円を増額、中学校の消防設備点検委託料の増額分となります。

次のページをお願いいたします。34ページです。教育費、保健体育費、学校給食費です。今回補正額5万4,000円を増額し、4,188万4,000円とするものです。内容につきましては、需用費5万円の増額、修繕料の増額となります。給食センター外部設置の消火器保管箱の修繕及び本体の取替えとなっております。委託料です。2万2,000円の増額です。給食センターの消防設備点検の委託料となります。公課費1万8,000円の減額です。配送車の自動車重量税におきまして、購入時の金額で計上しておりました。実際の1年ごとの車検時の金額に合わ

せましての減額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 35ページになります。災害復旧費、公共土木災害復旧費、公共土木災害復旧費、今回700万円を追加し、3億6,506万円とするものです。委託料、測量設計700万円になりますけれども、満願寺小田、悠清苑前の普通河川小田川におきまして令和2年7月豪雨災害による災害復旧工事を行うとありますが、現状の河川は大きく湾曲しており、一方で災害復旧工事は原形復旧工事が原則であることから、崩壊部分のみを行うとしていました。しかし、悠清苑の対岸側にある地権者より用地提供を行ってよいとの話があったことから、構造物の線形を行いたく、河川断面等の協議、そういったもののいろいろな根拠資料を必要とすることから、新たに測量設計業務委託を発注したいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 26ページ、町民向けの商品券発行についてです。まず、適用期間は、いつから発行して、いつまで利用できるようになるのでしょうか。それと、利用できる店舗等、今までの応援券発行時と同じなのか、それともまた拡大をされているのか教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） こちらにつきましては、コロナの臨時対策交付金を活用する関係上、スタートはこの予算が成立しまして、準備を始めまして、なかなかまた枚数も増加するということで8月1日からを予定として考えております。それから、使用期間の末を1月末という形で設定をさせていただきたいと考えております。

また、使用する店舗等につきましては、昨年行った店舗に加えて、農協の購買部等の利用も追加して行いたいと考えております。まだこちらにつきましては農協との打合せはできておりませんので、この予算が通り次第、また農協とは打合せをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 国の予算の措置ということで非常にありがたい。この時期に町民1人当たり2万円を出していただけるのは助かるんですけども、どうしても利用期間が1月31日までということで、町内で冬の時期、灯油だとか、ウクライナ

の情勢で燃料も高騰していますので、本来ならば2月、3月、この辺まで何らかの手当をしていただければと思うところでございますけれども、その辺について国からまた特別な予算がつけば多分そういう対応はしていただけたと思いますけれども、現時点で町独自でも何か2月、3月を乗り切るような手立てを考えているのか教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

本当は本来であれば冬の時期まで長く引っ張りたいなというところの考えはあったんですけども、国の予算の関係上、またそれを報告しなければならないという手続を考えると、どうしてもぎりぎりが多分1月いっぱいだろうというところで今回させていただいているところでございます。あとは、今後の経済動向だったりとか、そういったところをしっかりと見極めながら、またあと国や県からの、国がもちろんほぼなんですけれども、そういった同じような臨時交付金だったりとか、高騰対策だったりとか、そういったものが出てくるのかとか、そういったところをしっかりと見極めながら対策を考えたいと思っております。まずはそういった情勢を見極めながら、今後の動きはまたいろいろと協議をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） そうですね、物価上昇も今後見込まれますし、国の対応も変わってくるかもしれませんので、ぜひその辺は柔軟に対応していただいて、町民の生活を守っていただきたいと思います。

それと、もう1点、役務費のところで127万8,000円上がっていますけれども、配送に関して以前は書留郵便で送ってきていただいたと思うんですけども、1,600件ぐらいのお話であるところとちょっと割高になっているような感じがするんですけども、今回はどういう方法で配送を考えられているのでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 今回も同様に郵送による配送を考えております。こちらは、何分にも金額に関わることでございますので、書留という形で送らせていただきたいと考えておりますので、その分と、併せて枚数が増えることによって重量が増しますので、その分郵送料が加算されるということも加味しまして、今回の予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） ただいまの商品券についてお尋ねをいたします。商品券は、昨年発行されておりました。くらし応援券がどこで使われたのかというものを商工会がきちんとデータを取っておりますので、確認したところ、やはり大手のドラッグストアといいますか、流通系が38%、大手のホームセンターが15.4%、この2つだけで53%というところで使われておりました。実際に町民の暮らしにとってとても必要なところで使われていたんだというのを感じているんですけども、先ほどの御説明の中で、今回は家計支援にプラスして町内の経済の支援もということだったと思いますが、町内の経済支援であれば、例えば商品券を配付ではなくて、一部負担して購入するような形というのは考えられなかったのかなというのをお尋ねしたいです。例えば、2万円の商品券を2,000円で購入できますと、10倍返しのような感じになったときには、全て3,800名購入された場合は760万円のお金が動きます。例えば、2万円の商品券を1,000円で買ったとしても380万円という、少しでもお金が出るのかなと思っていますので、そういった配付ではなくて、とても割安な形での購入という、そういう仕組みは検討されたのかなというお尋ねです。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） そういった商品券の形といったところもちろん考えはしましたけれども、どうしてもそういった10倍返しぐらいであれば、そういった負担というのはあまり感じられないのかもしれませんが、どうしてもそれを購入しに行かなくてはいけないというところもあるかと思います。特に高齢者の皆様方だったりとかというのはどうしてもタクシー券を利用したりとかというところもございまして、そういったところで商工会まで行かなくてはいけないというところもございました。私どもとしては、できるだけ早く、スムーズに皆様方に使っていただいたりとか、そういったところも考えるならば、今回はくらし応援券みたいな感じで出したほうがいいのかという結論に至ったところでございます。

前回の分に関しまして、大手ドラッグストアだったりとか、ホームセンターだったりとか、そういったところが主な使い道になっておりまして、どうしても地域の中でもっと広く経済効果が生まれればいいんですけども、こういったくらし応援券に関しましては、どちらかといえば、福祉的な意味合いだったりとかというのが強い部分がございますので、地域の町民の皆様方がどうしてもやっぱり使いやすいところに行ってしまうところがあるのかなと思いますので、そこは致し方ない部分なのかなと私としては考えております。

しかしながら、今回は原油の価格も上がっておりますし、そういった意味で地元のガソリンスタンドだったりとか、そういったところにも使われる確率が高くなる

のではないかなとも思いますので、これまでとは少しばらつきが出てくればいいなと私としては期待をしているところでございます。

取りあえず、以上でございます。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、穴井則之議員。

○1 番（穴井則之君） 30 ページで消防費の委託料にチェーンソー安全講習がござい
ます。どなたが講習をするのかと、町が消防車に装備したわけですから、非常に町
も責任があります。けがの場合、保険とか、そういうところはどういうことになる
のかをお伺いしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） これは、昨日が15 日だったので、点検がありましたので、
昨日まで消防団員でチェーンソーが扱えない人、手入れの仕方が分からない人とい
うことでっております。その結果を見て、森林組合に大体予定としては6 月下旬
から7 月上旬をめどにお願いをしようということで今計画をしております。

チェーンソーを使ったときのけがでございますけれども、もしチェーンソーを使
って、けがをしたときは、公務の場合、消防の団員の公務災害が適用されるもので
ございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、1 番、穴井則之議員。

○1 番（穴井則之君） チェーンソーというのは、森林関係で仕事をされる方でも非常
にけがの多い品物でございます。けがしたときは、ちょっとした切り傷とかじゃな
くて、大きいけがに関わる可能性が非常に高い。そういうことで、しっかりと使え
ない人だけでなく、使える人にもやっぱり講習は積み重ね、積み重ねやっていく
必要があるだろうと思います。保険は、そういう消防にかかっている保険適用とい
うことではありますが、消防がチェーンソーを使う場合は、あくまでも緊急性のあ
る場合、人命に関わる場合、そういうときに使用する。そのために講習も積み重ね
ていかなければならないだろうと思いますが、例えば倒木とか、緊急を要しない、
誰かプロの方にお問い合わせとか、そういうときであれば、できるならプロの方にお
願いをして、チェーンソーの使用はできるだけ避けるように、第一番に緊急の場合
に消防が出動しますので、人命に関わるときには早急な使用に当たって人命が助か
るということはあるかと思っておりますので、そういう場合はぜひ利用できるように講習
も重ねていただきたいけれど、時間の余裕のある使い方であれば、できるだ
けプロの方にお問い合わせするような、そういう方向で願いたいと思いますが、いかがで
すか。いいです。そういうお願いをいたします。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。

はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 今、1番議員さんが言われたとおり、消防でございますので、緊急性があるときの対応ということでやっていきたいと思っております。今言われたことを、また消防団につないでいきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） 農林課長にお聞きします。23ページ、経営発展支援事業補助金750万円は1名の方とかと言っていたんですけど、これはどういう事業内容か。それと、肥料、燃料等の3,000万円の内訳を、どういう肥料をどのくらい出すのか、どういう補助金の出し方をするのか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の農業総務費の負担金補助及び交付金の中の経営発展支援事業補助金750万円の部分だったかと思えます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、対象者は1名でございます。親元就農を含む新規就農者が行う機械、施設、家畜の導入等に係る経費の助成となっておりまして、補助対象事業費の上限が1,000万円で、そのうち国が2分の1、県が4分の1で町へのトンネルということになりますので、750万円、お一人分となります。

それから、もう1点の飼料・燃料費高騰対策補助金3,000万円でございますけれども、こちらにつきましては、まず予算の積算根拠といたしましては、熊本県の農業経営指標、こちらを用いまして、畜産の場合には飼料、燃料、それからこの経営指標といのが水稻、それからいろんな野菜もその品目ごとにあるようでございまして、そういった各種野菜の場合には肥料と燃料、こういったもので標準的なものを出しまして、あと畜産であれば頭数、あと畜産の部分には養鶏も入っておりますので、鶏の頭数ですか、あとは野菜、水稻あたりについては面積を掛けて算出をいたしました。合計で約3,000万円となりました。

ただし、支出につきましては、令和3年度の確定申告、農業の申告をされた収支内訳書があると思えますけれども、畜産だけというところがどこまであるか分かりませんが、畜産、それから水稻、野菜を含めたところでの飼料と燃料と肥料、この費目の令和3年度の支出額の1割を補助しようということで今考えております。前回のウンカの被害の補助金、それから畜産の補助金でも上限を設けておりましたので、上限は設ける予定としておりますけれども、支出の方法としては今の令和3

年度の申告の内容の1割相当ということで考えております。

ただし、今日の熊日の記事にも載っておりましたけれども、一般質問でも町長も申し上げておりますけれども、国が新たに補助というか、特に肥料ですか、そういったものに補助をと、補填をとという記事が今日の熊日にも載っておりましたので、実際の執行におきましては、国の動向を見ながら、慎重に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） 経営発展ですか、この新規で農業を始める方に対して750万円ということで町内で始める方がいるということですか。はい、分かりました。

それと、肥料、燃料等、これは一律に肥料に対して2分の1の補助を全戸出したほうが一番手っ取り早いんじゃないかなと私は思いますけれど、どうですか、町長。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 肥料だけではなくて、やっぱりどうしても燃料という部分もありますので、あと飼料ももちろんありますので、そういった一概に比較というか、肥料だけというところの2分の1でというのを一律に出すというのは、それもまた違うのかなと思いながら、いろいろと案は農林課と練りながら考えたところではあるんですけども、あとは、先ほど言いましたように、国がどういう出し方をしてくるのかとか、そういったところを踏まえたりとか、あとはそこで足りない部分は補完したりとか、そういったところでこういったお金の使い道ができればなと思っております。

○議長（平野昭夫君） はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） ありがたい支援ではあるんですけど、なるべく燃料が高騰している中で、燃料という農家さんですね、それは全体の中で飼料と肥料で私は一律に出したほうが簡単に分かると思いますけれど、前農林課長もそういうふうに思っていると思いますけれど、そこ辺はどう。でも、はい、ありがたい予算なので、よろしく、今、国もしているということで早めに予算配分もしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 30ページの備品購入、消防ポンプ車の件ですが、これは消防本部の軽の消防車の入替えということですか。新たにまた何か購入ということなんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 機能分団のポンプ車がある程度老朽化しておりますので、機能分団のポンプ車を小型動力ポンプ付積載車に買い換えるものでございます。
以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） では、当初の予算に上がっていた金額よりも、これが追加になって、今回上がってきているという形ですね。はい、分かりました。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 当初は、今、運転免許証の制度が変わっておりまして、普通免許でオートマというのを想定しておりましたけれども、やはり小型動力ポンプ付積載車になると林野火災等で出動等も増えてまいりますので、機動力とかいうのが重視になってまいりますとやはり四駆でないといけないのかなということで、準中型の免許でオートマチックで四駆としておりますので、その分金額が上がったようなことになっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方はいませんか。

8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 1つだけ、25ページの林業振興費の中で報償費4万2,000円上がっております。これは、森林環境譲与税のレーダーを使っの事業者評価委員ですか、こういった方を何かつくられたわけですかということを質問したいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、当初予算で森林環境譲与税を財源といたしました森林資源解析業務の予算を計上しております。こちらを、先ほど申し上げましたが、プロポーザル方式といいまして、庁舎建設とか、あとは木質バイオマスボイラーですか、あちらの導入、そういったところで用いましたプロポーザル方式による選定ということで、その前にその中身を評価する委員として役場庁舎内にこういったデータを使う、私も含めまして、あとは建設課長ですとか、地籍関係の税務課長ですとか、そういった方々に入っていただく予定にしておりまして、あとは矢津田議員にも入っていただく予定になっております。あと、県の振興局の林務課長にもお声がけをして入っていただくようになっております。メンバーとしては、約8名ほどを予定しております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですね。ほかに質疑はないですか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 20ページの児童福祉施設費でパートタイム会計年度任用職員を中原保育園に採用ということで聞いておりますけれども、保育士は不足している状況ですけれども、これはずっと話題に上がっているところですけど、来年度の新規採用とか、そういう見込みに関して、福祉課長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

確かになかなか保育士の先生に来ていただけません。前回一度募集をいたしましたけれど、駄目で、今度も7月にまた試験を行います。そこでもしできなければ、また9月、1月に行う予定です。そのために今月も大分県の別府大学とそのあたりを何か所か回ってきております。どうにかしないとなかなか難しいところがありますので、どうにかしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方はいませんか。いませんね。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 30ページです。先ほどの1番議員さんの質疑の中で人命と消防というキーワードが出ていましたので、1点関連して、お尋ねをします。5月の頭に押戸石近辺で行方不明の方が出られた際にドローンを活用できなかったのかなと思っています。赤外線とかでドローンから体温を感知して見つけるということが、確か機能として本町にはあったような気がしたんですけども、そういったものを早急に使えることができたなら、消防の方も、もしそのときに早急に見つかっていたら、また状況も変わったのかなと思いますが、そのあたりドローンについてお尋ねです。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問なんですけれども、通報がありまして、総務課の職員が出まして、実際ドローンを飛ばしております。数日間、調査のときにもドローンを飛ばしておりますが、なかなか赤外線で見つけることができませんでした。特に5月の連休中、日中になりますと気温が上がりますので、地表面の温度と体温との差がなくなりますので、なかなか赤外線の反応でいくと非常に人を見つけたのが日中は困難になりますので、早朝とか夕方、日が落ちてからというところになるんですが、早朝とか日が落ちたときにはまた飛ばせないという状況にもなりますので、そういった部分を含めるとなかなか実際捜索はしましたけれども、発見には至らなかったというところがございます。また何か補足がありましたら、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑。

はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） ドローンの赤外線カメラの搜索につきましては、4日の朝7時に現地に行って、飛ばしたところでございます。しかし、あの頃はちょうど8時過ぎぐらいから温度が急激に上がったので、なかなか感知するというのが難しかったです。それと、搜索には通常のドローンは3日から使っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はないですか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第51号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会といたします。

—————○—————

延会 午後3時44分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2 番

会議録署名議員 3 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 17 日（金）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第2回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月17日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第52号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）

日程第3 議案第53号 令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第4 議案第54号 令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第1号）

日程第5 議案第55号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）

日程第6 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

日程第7 報告第2号 事故繰越の繰越計算書の報告について

日程第8 発議第1号 南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 陳情第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情

日程第10 陳情第4号 陳情書「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」

日程第11 陳情第5号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

日程第12 陳情第6号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

日程第13 議員派遣報告について

日程第14 議員派遣の件について

日程第15 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 穴 井 則 之

3番 井 野 和 哉

5番 矢津田 道 夫

2番 佐 藤 毅

4番 井 上 則 臣

6番 下 城 孔志郎

7 番 児 玉 秀次郎
9 番 森 永 一 美

8 番 穴 井 千 秋
10 番 平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 北 里 能 蔵 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。本日の出席議員は 10 名でございます。
定足数に達していますので、これより令和 4 年第 2 回南小国町議会定例会の第 3 回
目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番、井上則臣議
員、5 番、矢津田道夫議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 52 号 令和 4 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書 (第 1 号)

○議長（平野昭夫君） 日程第 2、議案第 52 号、令和 4 年度南小国町後期高齢者医療
特別会計補正予算書（第 1 号）を議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 52 号、令和 4 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補
正予算書（第 1 号）については、町民課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第 52 号、令和 4 年度南小国町後期高齢者医療特別会
計補正予算書（第 1 号）。

1 ページをお願いします。令和 4 年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 2,000 円を追加
し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,927 万 9,000 円とする。

令和 4 年 6 月 15 日提出、南小国町長、高橋周二。

6 ページをお願いします。歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金です。今回 5,000 円を増額し、10
2 万 3,000 円とするものです。内容としましては、事務費繰入金 5,000 円で
ございます。

7 ページをお願いします。諸収入、還付金及び還付加算金、保険料還付金です。
今回 7,000 円を増額し、5 万 7,000 円とするものです。内容としましては、

保険料還付金でございます。

8 ページをお願いします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回 5,000 円を増額し、91 万円とするものです。内容としましては、滞納整理の際、預貯金の調査を行う場合の金融機関へ支払う手数料でございます。

9 ページをお願いします。諸支出金、還付金及び還付加算金、保険料還付金です。今回 7,000 円を増額し、5 万 7,000 円とするものです。内容としましては、保険料還付金となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第 52 号、令和 4 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 3 議案第 53 号 令和 4 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

○議長（平野昭夫君） 日程第 3、議案第 53 号、令和 4 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 53 号、令和 4 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第53号、令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）。

1ページをお願いいたします。令和4年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,929万7,000円とする。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料です。今回2万9,000円を増額し、1億425万円とするものです。内容としましては、包括的支援事業・任意事業費の増額に伴う負担割合による負担分の増額でございます。地域包括支援センターを庁舎内に移転するための電話及びシステムサーバーの移転費用でございます。この後の歳入全て合計12万8,000円を介護保険の負担割合で分けて計上しております。

7ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）です。今回4万9,000円を増額し、429万5,000円とするものです。内容としましては、包括的支援事業・任意事業費の増額に伴う負担分の増額でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、県補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）です。今回2万4,000円を増額し、214万6,000円とするものです。内容としましては、同じく包括的支援事業・任意事業費の増額に伴う負担分の増額でございます。

9ページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）です。今回2万6,000円を増額し、215万3,000円とするものです。内容としましては、包括的支援事業・任意事業費の増額に伴う負担分の増額でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、総合相談事業費です。今回12万8,000円を増額し、850万円とするものです。内容としましては、地域包括支援センターの庁舎移転に係る費用としまして、消耗品費につきましてはOAタップ・延長コード等の費用、修繕料につきましては電話回線及びシステムサーバー移転費用、機器使用料につきましては電話機のリース期間満了に伴う再リース料として計上をしております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 地域包括支援センターの庁舎内への移転ということですが、まず庁舎のどの部分に移転をされるのか、福祉課内に入ってくるのか、それ以外のところに入ってくるのかをお尋ねしたいと思います。

それと、もう1点、同じようにシルバー人材センターも事務所が置かれていると思いますけれども、そこは今後どこに行くのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

場所については、庁舎内の以前の会計室の前にあります小会議室、そちらのほうに移転をしようと考えております。

シルバー人材センターも一緒にそこに入りますけれども、その移転の費用というのはシルバー人材センターのお金がありますので、そちらのほうでやっていただくということにしております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ということであれば、今現在、管理センターで業務を行っている部分というのは、あとワクチンのコールセンターが一部9月ぐらいまでですか、あるような形になると思いますけれども、今、管理センターは施錠して普通に入出入りができないような形になっているかと思いますが、今後この管理センターについてどのようにお考えなのか、要は耐震がという話も少し耳にすることもありますので、そこが分かればその考えを教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） コールセンターのことについてお答えいたします。

ただいま委託先でありますSMOさんと今後どうしていこうかというところの話し合いの途中でございます。はっきりしましたら、また御連絡いたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 2番議員さんの質問にお答えいたします。

管理センターは、昭和45年に新築をしております。そして、何年かたちまして、平成10年11月に管理センターの耐震診断を行っております。そのときに1階と2階に若干の補強が必要ということで言われておりました。その後、平成28年4月16日に熊本地震が発生して、南小国町の最大震度は5強ということで、それ以下の地震も何回も起こっております。それで、令和3年6月に玄関前が陥没します

ので、管理センター入り口付近の陥没の地中レーダー探査を実施しております。地中1.6メートルまでの部分に多数の空洞が確認され、空洞化の原因というのは分かっていない状況でございます。そういうことを含めまして、今年の1月になりますけれど、平成10年に耐震診断を委託しておりました設計事務所に建物の耐震性についての見解を現場確認の上、依頼をしたところでございます。その結果は、読んでよろしいでしょうか。

「平成11年当時の耐震診断結果は、耐震性が劣る建築物となっており、国土交通省の告示では地震の震度及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとなります。現在、集会所や避難所として利用されていますが、近年頻繁に地震が起きていることを考慮すれば、このまま使用されるのは非常に危険ではないかと思えます。現在の状況は正確には耐震診断を行わなければ分かりませんが、確かなことは平成11年の診断時より23年が経過しており、さらに耐震性は劣っていると思われます。それと関連があるかどうかは不明ですが、外部建具の枠が数か所変形しているなど大規模改修の時期ともなっているようです。耐震補強は新築ではありません。建物は43年経過しております。補強しても新築建物と同じ耐震性を有することにはなりません。建物の耐用年数のこともございますので、利用に関しては慎重に御判断ください。」という見解をいただいております。

そのため、今度、別館もできておりますので、できるだけ貸出しを控えたり、あそこの利用を控えようとしております。もし仕方なく使いたいという方もいらっしゃいますので、その場合はこういう理由を説明して使っているということでございます。最近本当に日本国内どこでも地震が発生しておりますので、そういうところを考えると、やはり貸出しは今控えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） そうですね、確かに築年数が古いというのはよく分かるんですけど、赤馬場地区、馬場地区の指定避難所にも管理センターはなっていると思います。もしそういうときにはどこか変更を考えているのか。また、建築士からの見解を聞いて、町としては今後どういうふう、現時点、いわゆる使用は控えているとはいうものの、あの場所というのはまたいろんな意味でも使いようがあるのかもしれないけれども、解体の方向で考えているのか、その2点をお願いします。

○議長（平野昭夫君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 避難所については、馬場地区の避難所としてなっておりますけれど、防災会議の資料上も今のところ管理センターにしておりますが、また庁舎とかこことか別館のほうにも変更になる可能性もあるかと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 管理センターにつきましては、あれからまた補強工事を行って、また投資して、つくりかえるということは基本的に考えられないのかなと思っておりますので、私としては解体の方向で考えております。そういったところは、また機能を、例えばあそこのJAの跡地のほうに何かしらもっていくとか、そういった方向がいいだろうと思いますし、そのあとの利活用に関してはまだいろいろと協議も必要かと思いますが、例えば駐車場だったりとか、そういったところの利活用になるのかなとは現時点では思っているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 指定避難所になっている部分で、いわゆる今から当然豪雨災害が見込まれるわけですから、自治会等に変更の周知はされているんですか。そこだけ。もう使ってははいけませんよ、もしくは別館に変えますよとか、そういう話というのは自治会にも話がいつているんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） まだ実際はお話をしてはおりません。まだ資料上は管理センターとしております。本当に必要な場合は周知をしたいと思っております。今のところは管理センターという形をとっております。

○議長（平野昭夫君） いいですね。ほかに質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 老人連合会を代表して聞かせてもらいます。今年は、やはりいろんなコロナ対策で引きこもりが増えたので、活発的に動こうと色々な計画をしているんですけど、その場合、管理センターが使えないとなると、どこを使ったらよろしいんでしょうか。全てそれから事業を中止しろという方向になるのか、そのあたりの見解をお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） そのほかに、さくら荘とか中原の元気プラザですか、あそこあたりの福祉施設なんかを使っていいただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 200～300人いるんですけど、それは可能ですか。もうちょっと内容を把握した上でその場所を提示していただきたいんですけど。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 200～300人一遍に使うというのは想定していなかったんですけども、例えば黒川温泉の旅館の宿泊研修とかいうときには学校の施設、体育館とかを使わせていただいているかと思いますので、そのときはまた教育委員会に御相談して、体育館の使用とかをさせていただきたいと思っております。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） すみません、補足をさせていただきます。

まずは、馬場の避難所に関しましては、また早急にこちらのほうでも話をしてから、どういう対応をするのかといったところは自治会にまた連絡をするような形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、老人会に関しましては、一番集まるというのは、多分、新春でしたか、文化祭とか、そういった出し物とか、そういったところですね。そういったところにはこのホールを使っただくとか、もちろん人数の規模によりますけれども、ここがキャパとしては一番入りますので、ここを利用していただくのがいいのかなと思いますし、体育祭は基本的には体育館で行いますよね。ですので、そういったところで、また御相談いただきながら対応をさせていただきたいと思っておりますので、取りあえずあそこの2階の大会議室のところをこれまで多分園芸大会というか、あれでは使われていたのかと思いますので、その代わりになるものとしてはやっぱりこのホールが一番いいのかなと思っておりますので、またそのときはぜひ御相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第53号、令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第５４号 令和４年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第１号）

日程第５ 議案第５５号 令和４年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書
（第１号）

○議長（平野昭夫君） 日程第４、議案第５４号、令和４年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第１号）を議題といたしますが、議案第５４号と議案第５５号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、異議なしと認め、議案第５４号、令和４年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第１号）、議案第５５号、令和４年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第１号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第５４号、令和４年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第１号）、議案第５５号、令和４年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第１号）については、建設課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第５４号、令和４年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第１号）。

次のページになります。令和４年度南小国町の水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,５３８万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億６,１０９万円とする。

令和４年６月１５日提出、南小国町長、高橋周二。

６ページをお願いいたします。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回３,５３８万円を増額し、７,２４５万７,０００円とするものです。一般会計からの繰入金となっております。

次のページになります。歳出です。

水道費、水道管理費、水道総務費、今回６２万６,０００円を減額し、１,９０６万９,０００円とするものです。給料、職員手当等、共済費、４月１日の人事異動に伴うものでございます。

続きまして、水道維持費、今回３,６００万６,０００円を増額し、６,２６０万２,０００円とするものです。

まず、需用費の消耗品費３万円、使用料及び賃借料、機器使用料１１万５,００

0円、備品購入費203万円につきましては、水道事故が今後発生した際の給水車の代わりとなるものであり、移動可能な組立式によるタンク、1,000リットルになりますけれども、それを5台購入し、給水時の高さ調整用のパレット10枚、運搬用のユニック付き2トントラック、7日分のリース料を計上し、万一の事故が発生した際の早急な対応ができるようにするものとしております。修繕料1,000万円につきましては、1か所の水源付近に濁度計を設置しまして、水質基準を超えた際の濁度が発生した際における警報を発するシステムの構築を行いたいと思っております。

続きまして、委託料2,383万1,000円につきましては、まず配水池ロボット確認修繕業務委託50万円についてですけれども、黒川配水池の漏水が5月下旬に確認されました。通常の維持管理として行っていますロボットによる配水池内確認をカメラまたは潜水土により実施しまして、必要であれば修繕等を行いたいと思っております。また、次項目におきます後述の黒川地区他配水池設計業務委託につきましては、先ほどのロボットの調査結果を踏まえ、また老朽化等による今後の耐久性も考慮したところで必要な場合には仮設タンクの設置に対する対応を行いたい。そのための設計業務委託としまして2,333万1,000円のうちの500万円を見込んでおります。それを差し引く1,833万1,000円につきましては、一般質問の中でも回答しましたが、南小国町基本計画及び変更認可取得を見込んで水道事業全体の基本計画の作成、必要に応じて変更認可の取得ということで委託料を考えております。

水道事業特別会計については以上です。

続きまして、議案第55号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）。

令和4年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,987万9,000円とする。

令和4年6月15日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回11万8,000円を減額し、4,915万6,000円とするものです。一般会計繰入金の減額です。

次のページになります。歳出。

下水道費、下水道費、下水道総務費、今回11万8,000円を減額し、1,369万5,000円とするものです。4月の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済

費による減でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 水源地の件についてお尋ねいたします。今回いろんな対応策で苦慮なさっているのは重々見えております。ただ、こういう自然災害がどんどん増える中で、本当に湧き水だけに頼って、水源はいいのか。本当は住みやすい町、安全な町として考えれば、基本的な大きな計画の見直しがここで必要じゃないかなと思っております。ある意味では、大きなタンク、給水場をつくり、滅菌し、いつでもちゃんとした水が供給できるような本格的な計画を、これは相当な予算等、いろいろかかるかと思いますが、やはり10年計画か5年計画で基本的なことを、抜本的なことをすることも必要じゃないかなと思いますけれど、そのあたりはいかがでございますでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。

建設課としても同様の考えを持っているところでございますし、一般質問における町長の回答の中でのバックアップという部分も含め、当然今までは豊富で安心・安全な南小国町の湧水が利用できていたわけなんですけれども、2回にわたり濁度が発生した経緯もあり、水源の枯渇、そういった部分があるということで、昨日までそういった答弁をさせていただいたところであると思います。抜本的な見直しも含め、一方ではそこに係る経費が非常にネックになってきますので、また水道料金をどう考えるかというところの根本に当たる部分ですので、不定期にはなりますけれども、随時情報提供を町民の方々に行っていきながら、またいろんな委員会でも協議をさせていただきながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。

やはり町民一人一人の本当に大事なインフラでございますので、ぜひ金がかかるかと思いますが、でも、県とか国とかといろいろ協議しながら、ぜひ基本的なことを進めていただいて、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 濁度計を1か所というふうに考えられているということだったんですけれど、具体的にどのあたりに設置しようと思っているのか教えていただけ

ればと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 最終判断は今後発注していく中で決めていきたいと思っておりますが、現時点におきましては、すみません、地区名は除かせていただきますけれども、水源から下流、約150メートルぐらいになるかと思うんですけれども、ちょうど道路が分岐しているところがございます。そこにテレメーターと言われる機器、いろんな流量だったりとか、そういうものを役場の監視システムに伝えるための施設がございます。併せて、そこに流量計というものが設置されております。道路の中に埋設をされているんですけれども、その1か所に設置をしたいと考えています。

これは余談になるんですけれども、濁度が発生した際に管を遮断するシステムもございます。それを行いますと、プラス1,000万円程度かかってきます。現状、先ほど井上議員からもありましたけれど、自然的な湧水というところで飲み水としては問題ないんですけれども、一時的な濁りが発生する場合がございます。その際に、いちいち遮断をしてしまうこと自体がいいのかどうかというところもある中で、まず水源地から役場までの距離が非常に長いことから維持管理上もなかなか難しいところもございます。そういったところの見直しも、ある意味では新たな水源の確保というところも踏まえた中で検討していきたいと考えています。満願寺配水池のほうに送っている部分の水量とかもございますので、管理上も非常に難しい点がございます。いろいろと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 非常に難しい判断ですね。ただ、一度濁った水が配水タンク内に来れば、馬場の端っこ、末端の供給地まできれいな飲み水としてくるにはやっぱり1週間以上かかりますか。消火栓を開けて、中の濁りを取ったりとか、そういうこともされていますけれども、どうしてもやっぱり時間がかかる部分ですので、建設課の苦慮は分かりますけれど、その判断、できれば遮断して、一時的でも不便はかかるかもしれませんが、濁りが収まるまで止めるという方法のほう負担が少ないのかなという感じも受けます。先ほど井上議員もおっしゃいましたとおり、南小国は豊富な湧水で町水道を賄っているというところもありますけれども、現実、地面の下ですから、どういう状況になっているか非常に分かりにくいというのはあると思います。昨日から一般質問等で議論されましたけれども、都市部では河川からの上水道供給ということも普通にやられているところであるかなと思います。逆

に、南小国は、筑後川の上流として豊富な湧き水が馬場川、志賀瀬川、田の原川、田中川、いろいろなところにあるのかな、中原のほうにも枯れずに出ているので、そういうところも、今後、飲み水として利用できないかというところは検討するところにもあるのかなと思いますので、非常に検討を重ねていただいて、町民に安心した水を提供していただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まずもって、大変ありがとうございます。

今回の濁度が発生した際に遮断をするという中で非常に今回も迷ったケースというのが、日常の生活用水の中でトイレの使用水量が約2割を超える程度と一般的に言われています。一方で、市原配水池、満願寺配水池の容量を考えますと、当然ばらつきはあるんですが、1日もたない程度の容量となっています。そういった中でどちらを選択するか、いろいろと悩んだ経緯もございますけれども、できる限り万全な体制を取るというのが水道事業の宿命というか、そういう部分もございますので、いろいろと検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、ほかに質疑がありませんので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第54号、令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第55号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されまし

た。

-----○-----

日程第 6 報告第 1 号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

○議長（平野昭夫君） 日程第 6、報告第 1 号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本報告について、説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 報告第 1 号、繰越明許費の繰越計算書の報告については、総務課長から説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 報告第 1 号、繰越明許費の繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 3 年度南小国町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので、報告する。

令和 4 年 6 月 15 日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。令和 3 年度南小国町繰越明許費繰越計算書。一般会計。

総務費、総務管理費、工事協力等請求調停委託料、総事業費 42 万 8,000 円、繰越額 26 万 4,000 円、5 月末現在の進捗率でございます。0%。

南小国町地籍調査事業、総事業費 8,225 万 6,000 円、繰越額 8,225 万 6,000 円、進捗率 15%。

マイクロ水力発電施設導入実証事業補助金、総事業費 500 万円、翌年度繰越額 500 万円、進捗率 10%。

戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修業務、総事業費 211 万 2,000 円、繰越額 211 万 2,000 円、進捗率 20%。

農林水産業費、農業費、令和 3 年度団体営農業農村整備事業、総事業費 1,300 万円、繰越額 1,100 万円、進捗率 0%。

続きまして、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業、総事業費 20 万円、繰越額 20 万円、進捗率 10%。

林業費、親水公園トイレ給水工事、総事業費 78 万 6,000 円、繰越額 78 万 6,000 円、進捗率 0%。

親水公園ボーリング工事、総事業費 268 万円、繰越額 268 万円、進捗率 0%。

林道維持事業、総事業費 400 万円、繰越額 400 万円、進捗率 90%。

続きまして、商工費、商工費、南小国町 3 倍返し宿泊券発行事業補助金、総事業費 1,043 万円、繰越額 712 万 3,000 円、進捗率 55%。

次のページをお願いいたします。南小国町「観光」商品券発行事業補助金、総事業費 9 5 0 万円、繰越額 9 5 0 万円、進捗率 4 0 %。

土木費、道路橋梁費、町道瓜上矢田原線道路改良工事、総事業費 8, 0 0 0 万円、繰越額 8, 0 0 0 万円、進捗率 2 0 %。

道路メンテナンス事業、総事業費 2, 2 0 5 万円、繰越額 8 5 0 万円、進捗率 7 5 %。

道路舗装事業、総事業費 5 0 0 万円、繰越額 5 0 0 万円、進捗率 1 0 0 %。

河川費、河川維持事業、総事業費 1 3 0 万円、繰越額 1 3 0 万円、進捗率 1 0 0 %。

住宅費、南小国町営市原団地 2 号棟外壁等改修事業、総事業費 2, 1 4 3 万円、繰越額 1, 3 9 9 万 4, 0 0 0 円、進捗率 9 0 %。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、令和 2 年発生農地等災害復旧事業、総事業費 1 億 2, 1 0 0 万円、繰越額 7, 8 4 7 万 5, 0 0 0 円、進捗率 1 0 %。

公共土木災害復旧費、令和 2 年発生公共土木施設災害復旧事業、総事業費 4 億 9, 8 1 0 万円、繰越額 3 億 9, 9 8 5 万円、進捗率 2 0 %。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本報告の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑はないようですので、報告第 1 号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを終了いたします。

-----○-----

日程第 7 報告第 2 号 事故繰越の繰越計算書の報告について

○議長（平野昭夫君） 日程第 7、報告第 2 号、事故繰越の繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本報告についての説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 報告第 2 号、事故繰越の繰越計算書の報告については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 報告第 2 号、事故繰越の繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により、令和 3 年度南小国町一般会計事故繰越繰越計算書を次のとおり調整したので、報告する。

令和 4 年 6 月 1 5 日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。令和 3 年度南小国町事故繰越繰越計算書。

総務費、総務管理費、町有地斜面災害復旧工事、真ん中の繰越額でございます。
196万7,000円。理由でございますけれども、隣接土地所有者による工事に対する異議申立てを受け、不測の日数を要することとなったため、事故繰越とするものでございます。5月31日現在の進捗率0%でございます。

続きまして、農林水産業費、農業費、令和2年度団体営農業農村整備事業（持井手頭首工改修工事）、繰越額1,232万2,000円。理由でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、労務者や資材の手配に不測の日数を要したため、事故繰越とするものでございます。進捗率でございます。10%です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本報告の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 総務費の町有地斜面の災害の復旧工事なんですが、これは隣接する事業所の方との話合いがもつれているということで、これは弁護士費用も追加の予算で計上をされていたと思いますが、進捗率0%ということで、今後これが今年度中に工事ができるのか、現状はどうかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） これにつきましては調停をしております。調停の中でこの工事については工事のやり方、工法とかを向こうに説明したらやってもいいということになっておりますので、大体工事期間としては4、5日ぐらいで終わる工事なんですけれども、まだ業者さんの都合とかが合っていないところもありまして、今年度中には早急に終わる予定とはなっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 当初は今年度の梅雨前にそういう災害が発生し得る時期をめぐるということで話をされていたと思います。御存じのように、梅雨にも入りまして、また9月、10月、台風のシーズンにもなりますので、できるだけ早く工事の日程を検討されて、被害が出る前に工事の完了をされるようお願いをしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑はないようですので、報告第2号、事故繰越の繰越計算書の報告についてを終了いたします。

-----○-----

日程第 8 発議第 1 号 南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第 8、発議第 1 号、南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者であります井上則臣議員に趣旨説明を求めます。

はい、4 番、井上則臣議員。

○4 番（井上則臣君） 発議第 1 号。令和 4 年 6 月 1 5 日提出、南小国町議会議長、平野昭夫様。

提出者、南小国町議会議員、井上則臣。

賛成者、南小国町議会議員、森永一美。

南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び南小国町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

提案理由です。次期改選時からの議員定数を 1 0 人から 1 人減の 9 人とするため、条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第 9 1 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） ありがとうございます。

事務局長に条例を朗読させます。

はい、議会事務局長。

○議会事務局長（北里能蔵君） 次のページをお願いします。南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

南小国町議会の議員の定数を定める条例（平成 1 2 年南小国町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 0 人」を「9 人」に改める。

次のページをお願いいたします。新旧対照表です。右側、改正前になります。地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、南小国町議会の議員の定数は 1 0 人とする。左側、改正後になります。南小国町議会の議員の定数は 9 人とする。

前のページにお戻りください。附則、この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 定数削減には反対の立場で意見を述べさせていただきます。

人口減少が進んでいる中、議員定数というのはどこの自治体においても議論はされているところであります。ただ、議員というのは町民の声を届けることができる職場でありますし、その意義を得て、選挙で町民からの信託を得て、当選してきているわけです。これから多様性が求められる中、議員においても男女問わず、各世代、各年代の方々の多くの声を町に届けるべき仕事を有するものだと思います。議員定数の削減を議論するよりも、まず議員の活動、議会の在り方、活性化、こういうことをもっと議論して、議員が町民のために何ができるのか、もう一度考える必要があるんじゃないかと思います。町民の方の声を聞いても「議員を減らせ」という声は、私はそう多くは聞いておりません。それよりも「もっと活動してくれ」「もっと町民の声を届けてくれ」、そういう声のほうが多く感じられます。

以上の理由において、定数を削減するよりも議会の活性化、そういうことを議論すべきだと思いますので、現状10名で次の選挙も定数10で行うべきだと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 今、反対の方からの御意見がありました。

賛成の方の御意見ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

発議第1号、南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立多数でございます。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 陳情第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情

日程第 10 陳情第 4 号 陳情書「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」

日程第 11 陳情第 5 号 国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出を求める陳情

日程第 12 陳情第 6 号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

○議長（平野昭夫君） 日程第 9、陳情第 2 号を議題といたしますが、お手元に配付しております陳情第 2 号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情、陳情第 4 号、陳情書「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」、陳情第 5 号、国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出を求める陳情、陳情第 6 号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、議会運営委員会において配付のみとされておりますが、御異議ございませんか。

はい、8 番、穴井千秋議員。

○8 番（穴井千秋君） 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について、私は、これに関しては熊本県商工会連合会から出ている陳情書ではございませんので、この陳情に対して反対という立場を取らせていただきますけれど、消費税インボイス制度というのは私も知らなかったんですけど、非常に 1,000 万円以下の免税事業者にとっては非常にメリットのない状況もあるようでございますので、これは商工会あたりも説明会を順次開いていくということでございますが、町としても広報なりで周知徹底をしていただければ分かりやすくいいかなと思います。中身が複雑なものもかなりあるようでございますので、分からない人も非常に多く出てくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） 先ほども述べましたが、この件につきましては、議会運営委員会で決定したとおり、配付のみとしたいと思います。

いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、配付のみといたします。

—————○—————

日程第 13 議員派遣報告について

○議長（平野昭夫君） 日程第 13、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可いたしました議員派遣につきましては、別紙のとおりですので、御報告をいたします。

—————○—————

日程第 1 4 議員派遣の件について

○議長（平野昭夫君） 日程第 1 4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決定をいたします。

-----○-----

日程第 1 5 閉会中の継続審査について

○議長（平野昭夫君） 日程第 1 5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の 2 特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定をしました。

お諮りします。会議規則第 4 5 条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定をしました。

これで、令和 4 年第 2 回南小国町議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前 1 1 時 0 6 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4 番

会議録署名議員 5 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第38号	専決処分の報告について（令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号））	6月16日	承認
議案第39号	専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例）	6月16日	承認
議案第40号	専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月16日	承認
議案第41号	専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第14号））	6月16日	承認
議案第42号	専決処分の報告について（令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第1号））	6月16日	承認
議案第43号	南小国町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第44号	南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第45号	南小国町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第46号	南小国町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第47号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第48号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	6月16日	原案可決
議案第49号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について	6月16日	原案可決
議案第50号	南小国町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第51号	令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）	6月16日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第52号	令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）	6月17日	原案可決
議案第53号	令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）	6月17日	原案可決
議案第54号	令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第1号）	6月17日	原案可決
議案第55号	令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）	6月17日	原案可決
報告第1号	繰越明許費の繰越計算書の報告について	6月17日	報告済み
報告第2号	事故繰越の繰越計算書の報告について	6月17日	報告済み
発議第1号	南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月17日	原案可決
陳情第2号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情	6月17日	配付のみ
陳情第4号	陳情書「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」	6月17日	配付のみ
陳情第5号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	6月17日	配付のみ
陳情第6号	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	6月17日	配付のみ
	議員派遣報告について	6月17日	承 認
	議員派遣の件について	6月17日	承 認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	6月17日	各委員会 継続審査 決 定

南小国町議会会議録
令和４年第２回定例会

令和４年６月発行

発行人 南小国町議会議長 平野 昭 夫
編集人 南小国町議会事務局長 北 里 能 蔵
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場  
143番地  
電 話 (0967) 42-1125